

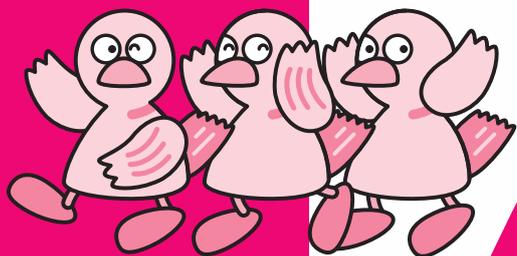
平成24年度
学校健康教育必携

health

12

埼玉県教育委員会

promotion



埼玉県のマスコット コバトン

表紙デザイン

表紙デザインは、Health Promotion (ヘルスプロモーション)の「HP」を構成したものである。

ヘルスプロモーションとは、人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス(1986年・WHOオタワ憲章)である。健康の実現のための環境づくり等も含めた包括的な概念である。

はじめに

埼玉県教育委員会では、平成21年度から平成25年度までの計画である「生きる力と絆の埼玉教育プラン—埼玉県教育振興基本計画—」に基づき、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を推進しております。

学校健康教育の分野においては、本計画を踏まえた「埼玉県学校保健推進ガイドライン」により、学校・家庭・地域の固い絆のもと、相互に連携を深め、児童生徒自身が心身の健康を育み、安全を確保することのできる資質や能力の育成に努めているところでございます。

しかしながら、社会状況の急激な変化に伴い、学校保健、学校安全、食育・学校給食のそれぞれの分野で、様々な今日的課題が山積しております。

学校保健においては、児童生徒の心身の健康にかかわり、生活習慣の乱れ、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患、性の問題行動や薬物乱用、感染症など新たな課題が顕在化しており、学校においては、家庭や地域の関係機関との連携を深め、一人一人の児童生徒の健康課題を把握し、児童生徒の心身の健康の保持増進に努めることが求められております。

学校安全においては、学校の内外における事件・事故、交通事故や自然災害に対して、児童生徒の安全に対する資質や能力を育成するとともに、学校が適切な対応をすることが求められています。特に、災害安全教育においては、東日本大震災の経験を生かし、より充実した取組が必要となっております。

食育・学校給食では、朝食欠食の解消や偏食の改善など食育の推進を図るとともに、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解すること、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施が求められております。

また、今年度は、中学校において「生きる力」をはぐくむという理念を引き継いだ新学習指導要領が全面実施となります。これらのことから、今後、学校健康教育の推進は一層重要となってくると考えております。

本号では、学校等における先進的かつ実践的な取組事例を掲載するなど、各学校の実態に応じて活用できる内容として構成いたしました。

各市町村教育委員会、各学校におかれましては、本書を十分に御活用いただき、家庭・地域との絆を一層強くし、計画的、組織的に学校健康教育を推進していただくようお願いいたします。

平成24年3月

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
久保正美

目 次

はじめに

第1章 学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項	2
II 学校健康教育の考え方	4

第2章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実	10
1 保健教育の充実	11
(1) 心の健康	11
(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育	12
(3) 性に関する指導・エイズ教育	13
(4) 歯・口の健康づくり	14
(5) 望ましい生活習慣づくり	14
2 保健管理	15
(1) 心身の管理	15
(2) 学校環境衛生活動の推進	16
3 組織活動（学校保健委員会）	18
<実践事例> 保健学習・学習指導案	19
II 学校安全の推進	24
1 学校安全推進のために	24
2 生活安全教育	28
3 交通安全教育	30
4 災害安全教育	32
5 安全管理の徹底	34
<学校事故と対応 ー学校の危機管理ー>	36
III 学校における食育の推進	37
1 食に関する指導の充実	37
<実践事例1> 研究委嘱地域の取組（羽生市）	40
<実践事例2> 研究委嘱地域の取組（所沢市）	42
<実践事例3> 研究委嘱地域の取組（八潮市）	44
2 学校給食の充実	46
3 衛生管理の徹底	47
【確認しておきたい事項】 「学校保健安全法及び学校給食法の施行」	50

第3章 年間事業の計画

I 主要事業	52
1 学校保健	52
2 学校安全	53
3 学校給食	53
4 会議・審査会・表彰式	54
II 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業	55

第4章 資料編

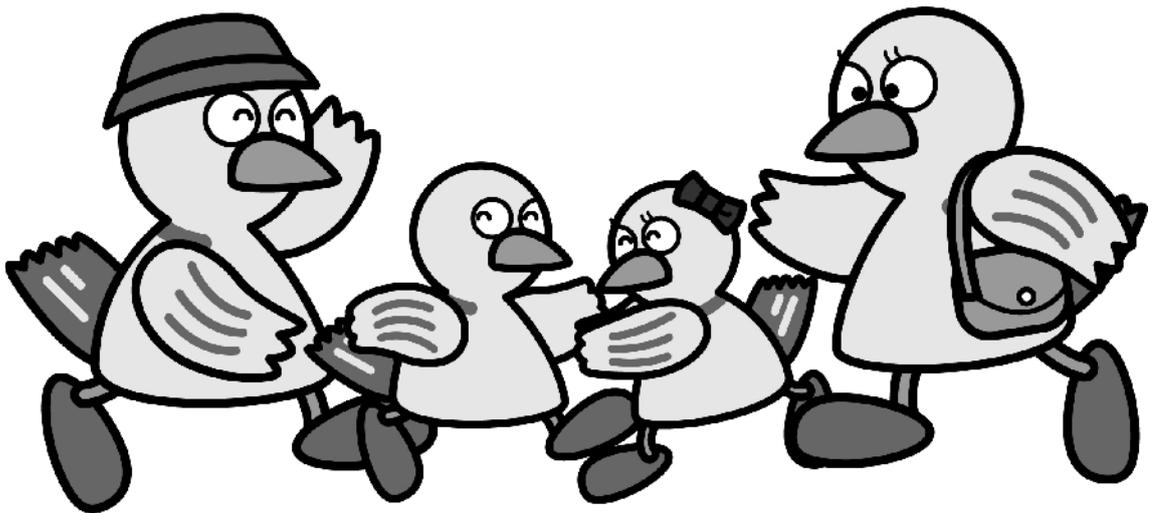
I 平成23年度学校健康教育実践状況調査結果	58
II 研究委嘱校・表彰校等一覧	
1 研究委嘱校・地域等一覧	80
2 全国・埼玉県表彰校一覧	81
III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧	82
IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧	85
V 関係機関等の連絡先一覧	85

第1章

学校健康教育を推進するために

I 学校健康教育の重点事項

II 学校健康教育の考え方



I 学校健康教育の重点事項

1 生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ーにおける学校健康教育の位置付け

埼玉県教育委員会では、教育基本法に基づき、また県政運営の指針である「埼玉県5か年計画 ゆとりとチャンスの埼玉プラン」を踏まえて「生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー」を策定し、平成21年度から25年度までの5か年を計画期間として、生きる力を育て絆を深める埼玉教育を推進している。

学校健康教育に関する目標・取組は、【基本目標Ⅱ】豊かな心と健やかな体の育成のもとで取り組む「健康の保持・増進」、【基本目標Ⅲ】質の高い学校教育の推進のもとで取り組む「子どもたちの安心・安全の確保」である。

これらに基づき、平成21年度には「埼玉県学校保健推進ガイドライン」を作成し、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康課題の解決に、組織的に取り組む学校健康教育を推進する。

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー（平成21年度～平成25年度）

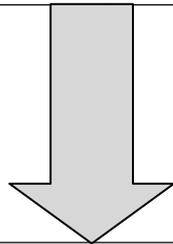
基本理念

生きる力を育て
絆を深める埼玉教育

3つの観点

- 子どもを認め、鍛え、はぐくむ
- 一人一人の学びと夢を応援する
- 県民の教育力を結集する

基本目標	I 確かな学力と生きる力の育成	II 豊かな心と健やかな体の育成
	III 質の高い学校教育の推進	IV 家庭・地域の教育力の向上
	V 生涯学習とスポーツの振興	



埼玉県教育行政重点施策

学校健康教育の推進

施策	施策の方向性	主な取組（24年度） （学校健康教育の重点事項）
基本目標Ⅱ 健康の保持・増進	<input type="checkbox"/> 学校、家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関などが連携して、学校保健を充実します。	○ 学校保健の充実
	<input type="checkbox"/> 「埼玉県食育推進計画」（平成19年度策定）を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。	○ 食育の推進
	<input type="checkbox"/> 性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。	○ 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進
基本目標Ⅲ 子どもたちの安心・安全の確保	<input type="checkbox"/> 危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、学校における避難訓練などを、計画的に実施します。	○ 避難訓練の見直しに関する取組
	<input type="checkbox"/> 学校における危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上に努めます。	○ 学校の危機管理体制の整備・充実
	<input type="checkbox"/> 児童生徒の防犯や交通安全について、地域や関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。	○ 家庭、地域と連携した防犯、教育の推進、自転車交通安全教育の推進

埼玉県学校保健推進ガイドライン

◆目指す児童生徒像◆

ルールやマナーを身につけ、朝食をしっかり食べ、安心・安全な登下校、学校では力いっぱい運動し、思いっきり汗をかく子
～基本的な生活習慣の確立が心身の健康をつくり、学力・体力を向上させる～

生きる力と絆の埼玉教育プランー埼玉県教育振興基本計画ー
「生きる力を育て、絆を深める埼玉教育」（平成21年度～25年度）

基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成
○「教育に関する3つの達成目標」の推進

II 豊かな心と健やかな体の育成
○健康の保持・増進

III 質の高い学校教育の推進
○子どもたちの安心・安全の確保

IV 家庭・地域の教育力の向上

V 生涯学習とスポーツの振興

健康課題の解決にむけて

- ・生活習慣の確立
- ・疾病の予防と管理
- ・心の健康問題等

行政

＜学校への支援＞ ・学校環境の整備 ・保健所・衛生研究所・地域医療機関との連携
・教職員の研修 ・警察・児童相談所等関係機関との連携

＜子育ての支援＞
・親の学習・子育て講座

地域

＜安全な登下校環境の支援＞
・スクールガードの見守り活動
・スクールリーダーの活動

＜教育活動の支援＞
・学校応援団の活動

＜放課後の子どもの活動の支援＞
・放課後子ども教室

学校

危機管理 保健教育・安全教育・食育・体育 学校環境の整備

＜学習＞
[保健学習]
・心身の発達
・心の健康
・傷害の防止
・健康と環境等

＜指導＞
[保健指導・安全指導]
・朝の健康観察 ・うがい手洗い
・食後の歯みがき
・自他の生命の尊重
・体力づくり
・交通安全 ・防犯
・けがの防止

＜支援＞
・アレルギ－疾患への配慮
・疾病の早期発見・早期治療
・健康観察

＜地域での活動の支援＞
・子供会、自治会の活動

＜人間関係づくりの支援＞

学校保健委員会
地域学校保健委員会
学校医・学校歯科医・
学校薬剤師との連携

＜相談＞
・あたたかい家庭づくり
・家族のみんなのサインを見逃さない

・親子で運動や遊び
・地域のボランティア活動に参加
・総合型地域スポーツクラブの活動
・スポーツ少年団

＜地域への支援＞
・スクールガード養成講習会
・健康づくりボランティアの育成

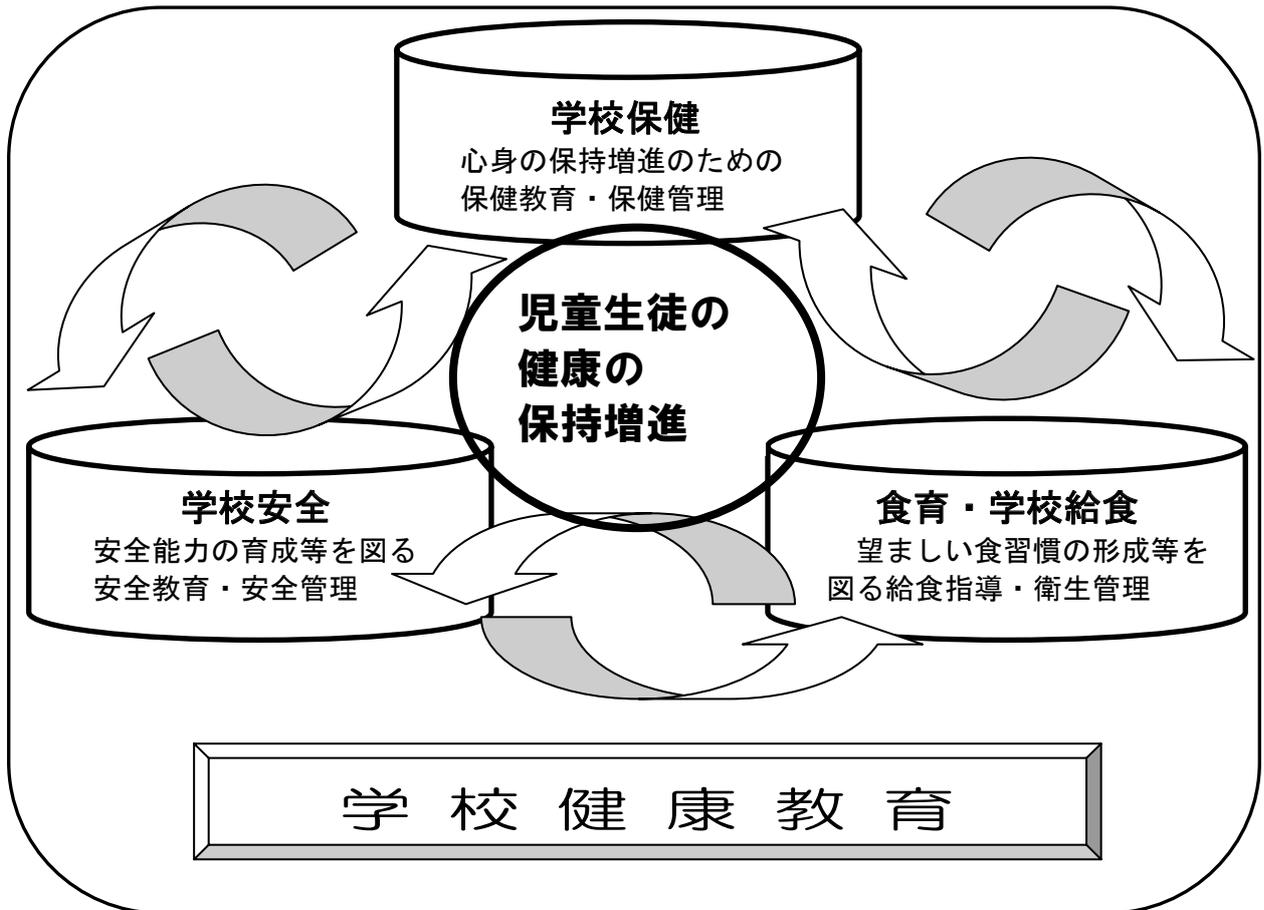
＜相談＞
各種健康相談…最寄りの保健所、市町村保健センター 県立精神保健福祉センター
救急医療情報…埼玉県救急医療情報センター
児童虐待の通告…児童相談所、市町村福祉関係課、福祉事務所
教育相談…市町村教育相談担当、県立総合教育センター
非行問題等…埼玉県警察少年サポートセンター

Ⅱ 学校健康教育の考え方

1 学校健康教育の概念

学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「**学校保健**」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「**学校安全**」、望ましい食習慣の育成等を図るための給食指導と衛生管理等を内容とする「**食育・学校給食**」、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら児童生徒の健康の保持増進を図っている。

「**学校健康教育**」は、これらの指導を包括したものであり、**管理と表裏一体**として推進されるものである。



2 新学習指導要領と健康教育

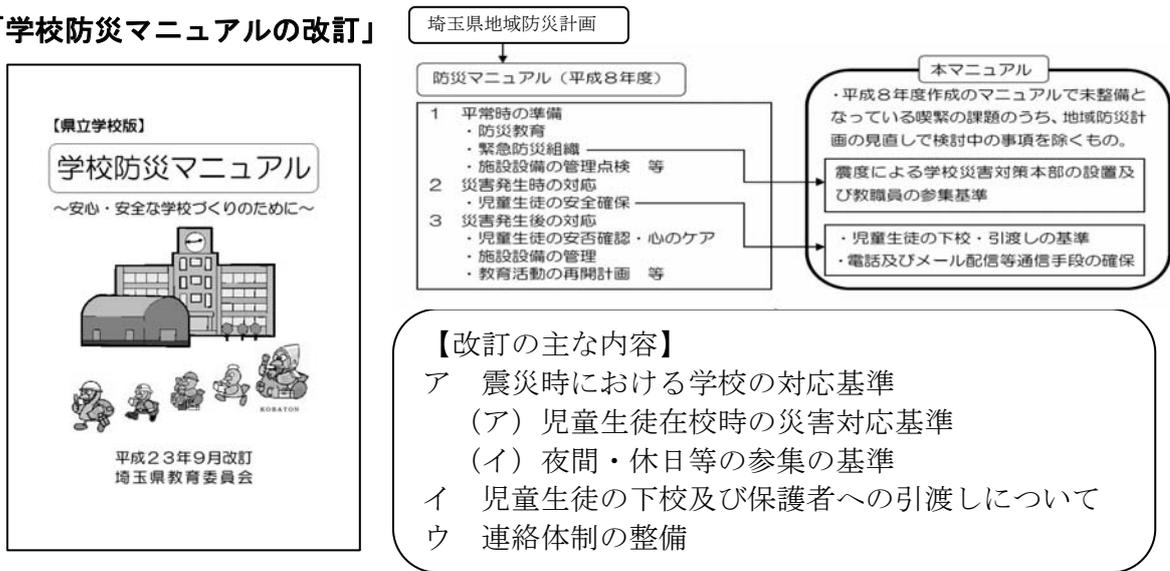
平成24年4月に中学校において、全面実施（小学校は、平成23年4月。高等学校は、平成25年度入学生から。特別支援学校は、校種に準じて。）される新学習指導要領であるが、健康教育に関して留意すべき改訂（変更点）は、次のとおりである。

- ① 総則では、体育・健康に関する指導について、従来あった**心身の保持増進に関する指導に加えて、学校における食育の推進及び安全に関する指導が明記され、児童生徒の発達の段階を考慮することが新たに盛り込まれている。**
- ② 各教科等では、学校保健、学校安全、食育に関する内容について、体系化や充実を図るため改善がされている。

【特集】東日本大震災を教訓に「学校安全」の視点から

埼玉県教育委員会は、震災後の平成23年度に、安全教育の大きな柱として、次の2点を重点として取り組んできた。

1 「学校防災マニュアルの改訂」



※学校保健安全法第29条「危険発生時対処要領」の策定等

2 「緊急地震速報を利用した避難訓練の普及啓発」



【緊急地震速報を利用した避難訓練の目的】

従来の避難訓練は地震が発生した後に、「机の下にもぐりなさい」と指示をしてから児童生徒が対応し、その後「揺れがおさまりました」の放送を聞いて校庭に避難する内容が一般的であった。

しかし、この訓練では児童生徒の主体性を育てたりすることにはつながらない。

そこで、緊急地震速報を利用した避難訓練の積み重ねから、地震が来る前の数秒間に何ができるかを子どもの時から身につけさせ、災害時に臨機応変に対応できる生徒を育成することが目的である。

【緊急地震速報の技術的境界の理解】

- ・特に大規模な地震に対しての推定精度の限界
- ・地下の断層の破壊の途中に速報を発表（断層の大きさと位置が未確定）
- ・複数の地震が時間的・空間的に近接して発生した場合地震を適切に分離できず、的確な速報を発表できないことがある。

- * 中・高等学校は、内容のまとまりが大きいため小單元について記入する。
- * 「学習活動に即した評価規準」は、文末に特徴的な姿を表す動詞を用いる。

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度		① ~するなどの学習活動に進んで取り組もうとしている。(小学校) ② ~するなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。(中学校・高等学校)
思考 ・ 判断		① ~するなどして、それらを説明している。 ② ~するなどして、筋道を立ててそれらを説明している。
知識 ・ 理解		① ○○が□□であることについて、言ったり、書いたりしている。(小学校) ② ○○が□□であることについて、言ったり、書き出したりしている。(中学校) ③ ○○が□□であることについて、発言したり、記述したりしている。(高等学校)

7 単元の指導と評価の計画 (全4時間) 本時は○印

時	学習のねらい・活動	関・意・態	思・判	知・理	評価方法
1	I ねらい ・関心意欲態度についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導すべき内容 ○○には、□□があること</div> 4	①		①	話し合いの観察 ワークシート
②	I ねらい ・思考判断についての内容・・・できる。 ・知識理解についての内容・・・できる。 II 学習活動 1 2 3 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指導すべき内容 ○○には、□□があること</div> 4 5 6		①	②	発言・話し合いの観察 ワークシート

〈ポイント3〉

学習内容を明確にする観点から

- ◇ ねらいについては、本時の評価がある観点のところを示す。
- ◇ 学習活動については、解説レベルでの指導内容を「指導すべき内容」として記入する。
- ◇ 評価については、単元を通じて評価を重点化 (1 単位時間の評価の観点は、多くて2個) する。
- ◇ 評価欄には、「学習活動に即した評価規準」 (関・意・態①、思・判②、知・理③等) を示す。

8 本時の学習と指導 (2/4)

(1) ねらい

- ・ ~できる。
- ・ ~できる。

【思考・判断】
【知識・理解】

(2) 資料および準備するもの・・・本時に使用する資料・用具等を示す。

(3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価規準◆)
導入 ○分	1 ○○について、○○する。	○
展開 ○分	<p>2 ○○について、○○する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">Q1 だろうか？</div> <p>3 ○○について、○○する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">Q2 だろうか？</div> <p><予想される反応></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ </div> <p>4 ○○について、○○する。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>指導すべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○○には、□□があること </div> <p>5 ○○について、○○する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">Q3 だろうか？</div> <p><予想される反応></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ </div>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>◆ 【評価の観点】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況 (C) の児童生徒への指導の手だてを明示する。</p> </div> <p>○</p> <p>○</p> <p>◆ 【評価の観点】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>評価の観点がある場面には、 努力を要すると判断できる状況 (C) の児童生徒への指導の手だてを明示する。</p> </div>
まとめ ○分	<p>6 ○○について、○○する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>ねらいに戻る。 本時に何を身に付けたのかが分かるまとめにする。</p> </div>	○

9 資料等

- 本単元 (本時) で使用する学習資料・学習カード等を添付する。
- 板書計画等を記入する。

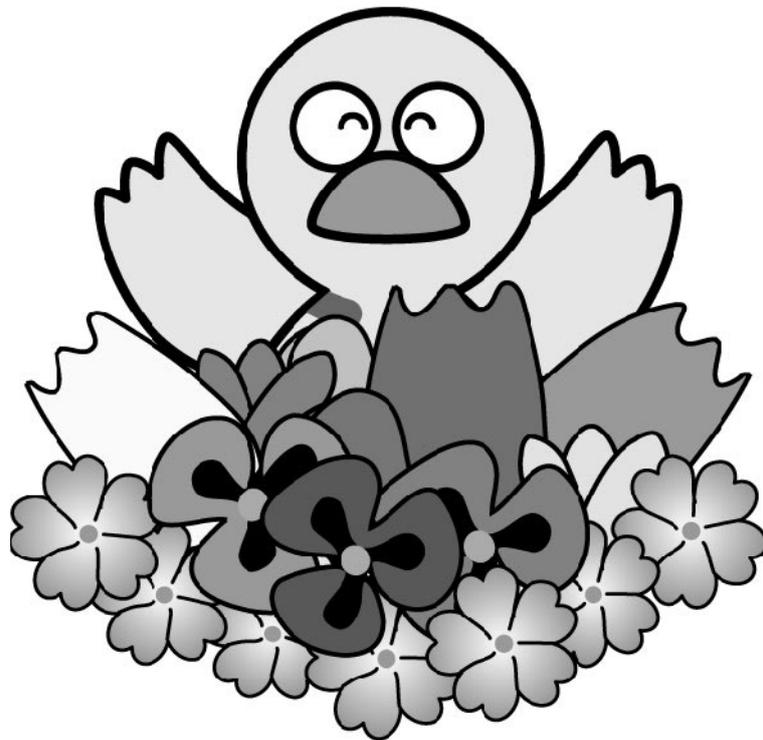
第2章

学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進



I 学校保健の充実

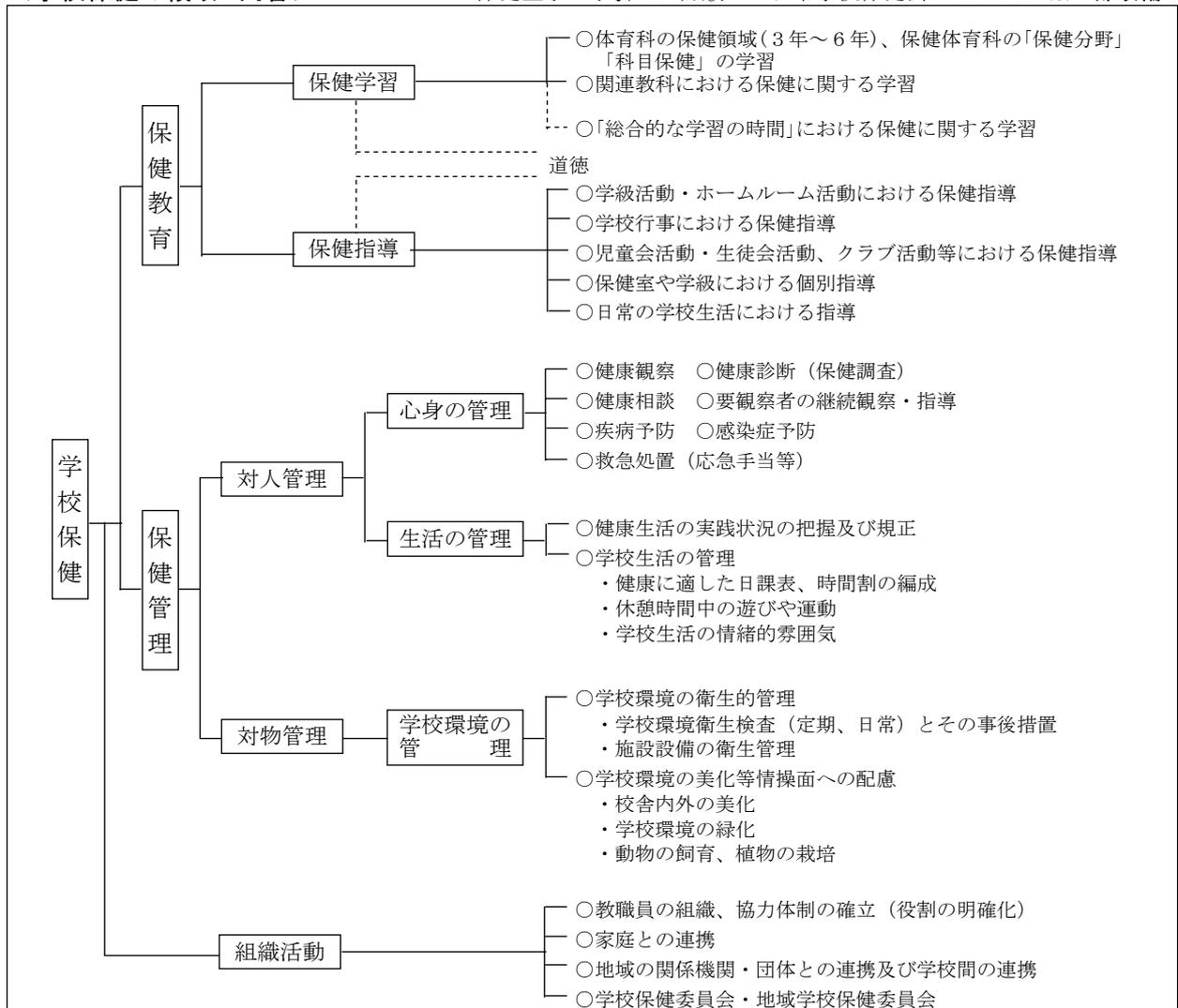
学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど、学校における保健教育と保健管理のことである。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、すべての教職員が共通の認識（基本的な知識と理解）をもち、学校保健計画に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、すべての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

なお、学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであり、①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。

また、学校における健康に係る取組は、家庭・地域との連携が強く求められるものであり、さらに地域にある各学校の学校保健委員会が連携して、地域の子どもの健康課題の協議などを行うための地域学校保健委員会の設置の促進が必要である。

<学校保健の領域・内容> 保健主事の手引<三訂版> 日本学校保健会 H16. 2 ※一部改編



1 保健教育の充実

「心の健康」、「喫煙、飲酒、薬物乱用」、「性・エイズに関する問題」、「歯・口の健康づくり」、「望ましい生活習慣」など、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題の解決に向けて保健教育の充実が求められている。学校における保健教育は、児童生徒の健康の保持増進に必要な知識や技能を習得させ、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質・能力と態度を育てることをねらいとしている。指導にあたっては、児童生徒の発達の段階を考慮して指導計画に基づき共通理解して取り組むことが大切である。

保健教育は「保健学習」と「保健指導」に大別される。

保健学習	教科の体育・保健体育等において学習指導要領に示された学習内容を学習する。知識の習得を重視した上で、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成することをねらいとしている。
保健指導	日常の保健課題を取り上げ、実践的な能力や態度を育成することをねらいとする。特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事等を中心に教育活動全体を通じて行われるもので、身近な生活における具体的な健康問題に適切に対処し健康な生活が実践できるようにすることを目指している。

保健学習における思考力・判断力等を育成するために、「知識を活用する学習活動」では事例を用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習・実験等多様な指導法の工夫を行うよう示されている。〔詳細は「新学習指導要領に基づくこれからの小学校・中学校保健学習」（日本学校保健会 平成21年3月）、「知識を活用した保健学習一性に関する指導編一、一感染症編一」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）参照。〕

また、保健学習や保健指導をより一層充実するためには、学級担任や教科担任等が連携し養護教諭や学校医等の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することが効果的である。

(1) 心の健康

<現状と課題>

社会環境の変化は、子どもたちの健康に大きなストレスとなり、人間関係づくりがうまくできず、不登校やひきこもりなどの心の健康に関する問題が深刻化している。

特にインターネットなどの急速な普及により、児童生徒がパソコンや携帯電話を自在に扱い、友人とのコミュニケーションの場として利用しているが、相手の表情や感情を読み取ることの出来ない実態感のないコミュニケーションであると指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、従来の社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応などについても十分な配慮が必要である。

なお、埼玉県学校保健会では平成19年6月に、中学生、高校生はテレビゲームやインターネットの依存傾向や携帯電話のメールの頻度が高いほど、気分の調節障害（軽度のうつで見られる、「落ち込み」、「眠れない」、「落ち着かない」、「かっとなる」等の自覚症状）と有意な関連を示しているとの報告書をまとめている。

<対策>

- ア 保健学習には、小学校段階から心の健康に関する内容が示され、中学校では欲求やストレスへの対処の仕方に関する内容や心の健康と運動との関連、高等学校では精神の健康に関する内容があることから、学習指導要領で示された授業時間を確保し系統的な指導を実践する。
- イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。
- ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導法を工夫する。

評 価

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 保健学習の内容は確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

(2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

近年増加傾向にある、大麻やMDMA等合成麻薬事犯の検挙者の5割以上が未成年者及び20歳代の若者であり、青少年を中心とした薬物乱用が社会的な問題になっている。

また、依然として中・高生の覚せい剤、大麻等による補導や検挙が発生しており、埼玉県でも深刻な問題である。その背景には、薬物が携帯電話やインターネットを介して容易に入手可能になっていることなどが上げられている。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこでも起こり得るという危機感を持って児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識を持って指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達段階に応じて指導することが重要である。

<対策>

- ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校学習指導要領の教科（体育）の中に位置付けられ、中学校、高等学校との体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。
- イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、保護者に参加を促して、年1回以上開催する。薬物乱用の恐ろしさを十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施する。
- ウ 「知識中心型」「脅し型」の教育だけではなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。
- エ 授業参観等で保護者とともに考える学習の場を設定するなど、家庭や地域社会との連携を図りながら指導を行う。

評 価

- 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、保護者の参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得て、薬物乱用防止教室が開催できたか。
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」（日本学校保健会 平成22年3月、平成23年1月）、「薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>」（日本学校保健会 平成20年4月）を参考に指導方法を工夫したか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。

(3) 性に関する指導・エイズ教育

<現状と課題>

児童生徒の身体的生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性の問題行動や若年層の性感染症が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

学校における性に関する指導は、人格の完成を目指す「人間教育」の一貫であり、科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が「生命尊重」、「人間尊重」、「男女平等」の精神に基づく正しい異性観を持ち、現在及び将来の生活における性に関する問題に対して、適切な意志決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、発達段階に応じた効果的な性に関する指導を学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

<対策>

- ア** 児童生徒の実態に応じた性に関する指導・エイズ教育の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ** 小学校、中学校、高等学校の保健学習に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健学習の内容を確実に指導する。
- ウ** 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ** 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）、「学校における性に関する指導実践のための事例集」（平成19年3月）、「同 第Ⅱ集」（平成21年3月）の活用を図る。
- オ** 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。

評 価

- 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 学校全体の指導計画に基づき共通理解して実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意志決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、－感染症編－」（埼玉県教育委員会 平成23年2月、平成24年2月）「学校における性に関する指導実践のための事例集」（埼玉県教育委員会 平成19年3月、平成21年3月）を活用しているか。

(4) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

近年の子どもの現状をみると、むし歯以外にも咀嚼など子どもの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの問題が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒については、個別指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

◎ 平成23年度 埼玉県学校歯科保健状況調査 (さいたま市を含む)

	一人平均DMF保有数	永久歯 処置歯率
小学校	0.40本	82.5%
中学校	1.33本	77.7%

<対策>

ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達の段階・障害等に応じた指導計画を作成する。

イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙の外傷防止等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康づくりについては、「学校歯科保健参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」（文部科学省 平成23年3月）を活用する。

評 価

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践はできたか。
- C O（要観察歯）・G O（歯周疾患要観察者）の児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。

(5) 望ましい生活習慣づくり

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化が、夜型生活の低年齢化や朝食欠食といった食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの十数年にわたる長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要である。

<対策>

- ア** 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師などによる個別または集団による保健指導を実施する。
- イ** 児童生徒の健康問題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

3D映像と子どもの目の健康について**<現状と課題>**

近年、立体映像を映しだす3D映像が映画、テレビ、ゲーム機などで一般にも普及している状況です。

従来からテレビやゲーム機を長時間見続けることは、眼精疲労などの悪い影響が指摘されていました。3D映像については、眼精疲労と併せて、頭痛などのおそれがあるとされており、目の機能の発達段階にある児童生徒の視聴には、特に、注意が必要であると考えられます。

<対策> 3D映像視聴の注意点

- (1) 3D映像を視聴する際、乗り物酔いのような状態になったら、頭痛をおぼえたりした場合は、視聴を止める。
- (2) 長時間の視聴はなるべく避ける。
- (3) 睡眠不足にならないよう気をつける。
- (4) 保護者の管理のもとで使用する。

評 価

- 定期健康診断などから児童生徒個々の健康状況を把握し、課題解決に向けて保健指導などの対応を行ったか。
- 校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った指導ができたか。

2 保健管理

学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒の健康の保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置（疾病等の通知、保健指導、健康相談等）、特に配慮する児童生徒への適切な対応が必要である。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておくとともに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

(1) 心身の管理**<現状と課題>**

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

<対策>**ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実**

- 自己の健康状態を理解させ、発育発達に関心をもたせることのできる健康診断実施計画を作成する。また、計画の作成については学校医・学校歯科医等と十分に連携を図る。
- 「学校保健ハンドブック」（埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会 平成16年3月）や「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」（日本学校保健会 平成18年3月）

を活用し、職員会議や研修会等で担任を中心に全教職員でかかわる健康診断の意義や事後措置について共通理解を図る。

- 小・中学校の結核対策については、「学校における結核対策マニュアル(文部科学省 平成24年3月)」をもとに、適切な対応をする。

イ 学校感染症の予防

感染症の予防には、感染源対策、感染経路対策、感受性のある人への対策の3要素が重要である。

- 感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。
- 感染経路対策としては、手洗いの励行や咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。
- 感受性のある人への対策としては、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いの励行など個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。

さらには日ごろより教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の役割分担の確認を行うことが必要である。

ウ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案（結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など）を例示し、それらが発生（休日、夜間を含む。）した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

エ 心身の健康問題を抱える児童生徒への支援体制の工夫

- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員による校内の支援体制を整備する。
- 健康相談を充実させるために、児童生徒の言動から、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 非常災害時における子どもの心身の健康問題に適切な対応をするために「子どもの心のケアのために一震災や事件・事故発生時を中心に一(文部科学省 平成22年7月)」を活用する。

評 価

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒の心身の健康づくりが推進できたか。
- 感染症予防対策が取られているか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

(2) 学校環境衛生活動の推進

<現状と課題>

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員（学校医、学校薬剤師を含む）が、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であること

を共通理解するとともに、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施することと定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について検査の日から5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

<対策>

ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常検査、臨時検査に分けられる。日常点検は校務分掌等に基づいて点検すべき事項について授業開始時や授業中、又は授業終了時など適切な時に、主として感覚的にその点検をし、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようにする。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒等が学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

ウ 教室等の環境

机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル（平成15年3月 埼玉県教育委員会）」を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒がいる場合は、保護者と相談・協議し、相互に共通認識をもって、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

評 価

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。（化学物質に過敏に反応する児童のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。）

3 組織活動（学校保健委員会）

<現状と課題>

複雑化、多様化している子どもの現代的な健康問題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識を持ち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織である。委員会を通して校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関との連携を図り活性化を図る。さらに、地域にある幼稚園や小・中・高等学校の学校保健委員会が連携して地域学校保健委員会の設置の促進に努めることが効果的であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

埼玉県は小・中・高等学校とも100%設置されているが、その内容の質的な向上が課題である。（「平成23年度埼玉県健康教育実践状況調査」より）

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置づけを明確化し、先進的な取り組みを進めている地域の実践事例を参考にすることで、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。

（中央教育審議会答申 平成20年1月17日）

<対策>

- ア 保健主事を中心に養護教諭・保健部員の協力のもとに学校保健計画に基づき、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 事前にアンケート調査等から学校の実態を把握し「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価

- 学校の実態にあったテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解をして実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に課題解決のために具体的に活動できたか。
- 委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者に啓発したか。
- 「保健主事の手引き(三訂版)」(日本学校保健会 平成16年2月)を活用しているか。
- 「保健主事のための実務ハンドブック(文部科学省 平成22年3月)を活用しているか。

平成23年11月15日（火） 第5時限 教室
 男子17名 女子15名
 寄居町立鉢形小学校 教諭 飯嶋 郁也（T1）
 養護教諭 吉村 浩未（T2）

1 単元名 「病気の予防」 イ 病原体がもとになって起こる病気の予防

2 単元について

病気の予防については、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などが病気の発生要因となる感染症、生活習慣病、喫煙、飲酒、薬物乱用について、その起こり方とその予防方法について理解させることをねらいとしている。また、地域において保健にかかわる様々な活動が行われていることなどを理解させながら展開していく学習である。

さらに、本単元は、中学校の保健体育科（保健分野）「感染症の予防」の学習へとつながる単元である。

3 児童の実態（略）

4 教師の指導観

本単元のねらいである「病気の予防について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる」を達成するため、児童が興味関心をもち、意欲的に活動できることが必要である。保健学習においては、①基礎的・基本的な知識を正しく身に付けること、②今ある認識や身に付けた知識を活かして思考を促すことの相互活動によって「学習内容の定着」「実感の伴った理解」に結びつくと考える。そのために、本単元においては以下のような手立てを設定する。

- ・本校の一年間の欠席者グラフを使うことにより、身近なものとしてとらえさせ、グラフの読み取りでは興味・関心をもたせられるようにする。
- ・インフルエンザにかかりにくい要因を考えさせるときには、より身近な話題を提供する。規則正しい生活をしている◎◎さんと不規則な生活をしている△△さんの事例を用いて、比較しやすくすることで、原因を探りやすくする。
- ・掲示資料、VTRなどの視聴覚教材を活用し、視覚に訴える授業を展開する。
- ・グループ学習形態をとり、児童が互いに学び合い、考えを深め合えるよう、意見の交換が行われやすい環境を作る。
- ・身近な日常生活の体験や事例などを用いた話し合い、実物や実験等を取り入れ、児童の意欲が高められる工夫をする。
- ・社会の学習（歴史）と結びつけ、インフルエンザを予防するための「△△さんへのインフルエンザ御触書」を考えさせ、興味関心を持たせる。

5 単元の目標

- (1) 病気の予防について関心をもち、学習に意欲的に取り組むことができるようにする。
 【関心・意欲・態度】
- (2) 病気の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、実践的に考え、判断し、それらを表すことができるようにする。
 【思考・判断】
- (3) 病気の起こり方とその予防の方法、地域の保健活動について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解できるようにする。
 【知識・理解】

6 評価規準

	単元の評価規準	学習活動に即した評価規準
関心 ・ 意欲 ・ 態度	病気の予防について関心をもち、学習活動に意欲的に取り組もうとしている。	①病気の予防について、教科書や資料などを見たり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習活動に取り組もうとしている。 ②病気の予防について、課題の解決に向けての話し合いや発表などの学習活動に進んで取り組もうとしている。

思考・判断	病気の予防について、課題の解決を目指して、知識を活用した学習活動などにより、実践的に考え、判断し、それらを表している。	①病気の予防について、教科書や調べたことを基に、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明している。 ②病気の予防について、学習したことを自分の生活と比べたり、関係を見付けたりするなどして、それらを説明している。
知識・理解	病気の起こり方とその予防の方法、地域の保健活動について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。	①病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などがかかわり合って起こることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ②病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ③生活行動がかかわって起こる病気の予防は、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ④むし歯や歯ぐきの病気の予防は、口腔の衛生を保つなど健康によい生活習慣を身に付けることが必要であることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ⑤喫煙は、呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐ現れることや受動喫煙による周囲の人々への影響することを言ったり書いたりしている。 ⑥飲酒は、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ⑦薬物乱用は、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響があることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。 ⑧人々の病気を予防するために、保健所や保健センターなどでは、健康な生活習慣にかかわる情報提供や予防接種などの活動が行われていることについて理解したことを言ったり、書いたりしている。

7 単元の指導と評価計画（全8時間）

時間	学習のねらい・活動	関	思	知	評価方法
1	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の予防について、教科書や資料などを見たり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習活動に取り組むことができる。 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などがかかわり合って起こることについて理解したことを言ったり、書いたりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> かぜをひいたとき、からだにどんなことが起こるか確認する。 どんなときにかぜをひくのか自分や家族がかぜをひいたときのことを思い出し学習課題をつかむ。 かぜをひく原因について話し合う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><指導すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> かぜは、いくつかの要因がかかわり合って起こること </div> <ol style="list-style-type: none"> どんなときに病気は起こるか話し合う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p><指導すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などがかかわり合って起こること </div> <ol style="list-style-type: none"> かぜ以外の病気の原因を教科書で調べる。 学習のまとめをする。 			①	観察
②	<p>I ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気の予防について、教科書や学習したことをもとに、課題や解決の方法を見付けたり、選んだりするなどして、それらを説明す 			①	ワークシート

	<p>ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて理解したことを言ったり、書いたりすることができる。 <p>II 学習活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病気の起こり方について、前時を振り返る。 2 ○○小学校の欠席者グラフを見て、気づいたことを発表する。 3 インフルエンザウイルスの特徴について、○×クイズをする。 4 インフルエンザにかかりにくい◎◎さんの秘密を考える。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2つの事例を比較し、かかりにくい原因について考える。 (2) 病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めることの必要性について、知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><指導すべき内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めることが必要であること </div> <ol style="list-style-type: none"> 5 △△さんへのインフルエンザ御触書を作成する。 6 「風疹」「結核」「麻疹」等についても、本時の予防方法で予防できることを知る。 7 学習のまとめをする。 			<p>① 観察・ワークシート</p> <p>② 観察・ワークシート</p>
	<p>以下省略</p>			

8 本時の学習と指導 (2 / 8)

- (1) ねらい
- ・病気の予防について、教科書や学習したことをもとに、課題や解決の方法を見つけたり選んだりするなどして、それらを説明することができる。【思考・判断】
 - ・病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて理解したことを言ったり、書いたりすることができる。【知識・理解】
- (2) 資料及び準備するもの
ワークシート、パソコン、プロジェクター
- (3) 展開

時間	学習内容・活動	指導上の留意点 (指導○ 評価◆)
<p>導入</p> <p>10分</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 前時の学習 (病気の起こりかた) について振り返る。 2 ○○小学校の欠席者グラフを見て気づいたことを発表する。 <予想される反応> <ul style="list-style-type: none"> ・欠席者が多くなる月がある。 ・1、2月に集中している。 3 インフルエンザウイルスの特徴について ○×クイズをしながら説明を受ける。 <クイズ問題> <ul style="list-style-type: none"> ①インフルエンザウイルスはせきやくしゃみで人に移る? ②インフルエンザウイルスは小麦粉より大きい? ③インフルエンザウイルスは乾燥した空 	<p>○前時の学習を想起させ、病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などの原因がかかわり合って起こることを再確認する。</p> <div data-bbox="1109 1444 1401 1630" style="text-align: center;"> </div> <p>○グラフから読み取れることを、自由に発表させる。</p> <p>○出席停止扱いとなる「インフルエンザ」や「ウイルス性胃腸炎」などの病気を「感染症」ということを伝える。</p> <p>○クイズはパソコンを使用し、テンポよく行い、答えはすぐに確認できるようにする。</p> <p>○問題は、「病原体が体に入るのを防ぐこと」「体の抵抗力を高める」の2つにつながるような問題を選び出題する。</p> <p>○実際の答えに関係する (長さのテープ・風船破裂・インフルエンザウイルスの写真等) を用意し視覚に訴え、知識を確認するとともに関心を</p>

<p>気がすき？</p> <p>④水だけで手洗いすれば、インフルエンザウイルスはなくなる？</p> <p>⑤インフルエンザウイルスは疲れた人が好き？</p> <p>⑥インフルエンザウイルスが体の中に入ったら、必ずインフルエンザにかかると？</p>	<p>高める。</p> 
---	---

展開 30分

4 本時のねらいを知る。

インフルエンザにかかりにくい◎◎さんの秘密をさぐろう

5 インフルエンザにかかりにくい◎◎さんの秘密を考える。 ○一日の生活の中で同じ時間帯を比較するように伝える。

Q1 インフルエンザにかかりにくい◎◎さんの秘密は何か？ ◎◎さんと△△さんの一日の生活を比べてみよう。

<p style="text-align: center;">◎◎さん</p> <p>朝は、6時に起き、しっかりと朝食を食べ、時間にゆとりをもって登校します。登校後、朝のマラソンを活発に行い、休み時間は友達と元気にサッカーやドッチボールをします。体を動かすことが大好きです。</p> <p>下校後も、外遊びやスポーツ少年団の練習をしています。帰ってきたら、必ず石けんで手洗い、うがいをして、バランスのよい食事を食べています。</p> <p>夜は、ゆっくりとお風呂に入り、決められた時間（九時）に、干した布団で気持ちよく寝る日がほとんどです。</p>	<p style="text-align: center;">△△さん</p> <p>朝は、毎日ぎりぎりまで寝ていて、朝食を食べることができず、あわてて登校しています。</p> <p>外遊びがきらいなので、業間休みや昼休みは友達と教室で話していることが多いです。</p> <p>下校後は、ランドセルを置いたら手も洗わず、すぐにお菓子やカップラーメンを食べています。おやつを食べ過ぎて、夕食は、好きなものしか食べません。</p> <p>ゲームが大好きで、時間を気にせずゲームをする日が多いです。夜遅くまで暖房をつけて閉め切った部屋で、テレビやゲームをするので、親に怒られて寝る毎日です。</p>
--	--

- (1) かかりにくい原因は何か考えワークシートに線を引き、なぜかかりにくいのかその理由を考える。
 - (2) グループで意見交換をする。
- ＜予想される反応＞
- ・朝食を食べると力が出るよね
 - ・運動すると体は強くなるよ
 - ・石けんで手を洗うと菌がなくなるね
 - ・食事のバランスがいいと体の調子が整えられるよね
 - ・夜にしっかり寝ると、次の日の朝元気に起きられるよね



(3) それぞれの意見を発表する。

- ワークシートに線を引かせ、どうして線を引いたことをするとかかりにくいのかを考えさせ、ワークシートに記入させる。

- ◆病気の予防について、教科書や学習したことをもとに、課題や解決の方法を見つけたり、選んだりするなどして、それらを説明している。
- 【思考・判断】**

【努力を要すると判断できる状況（C）の児童への手だて】

 - ・このような状況は、自分の生活と学習内容が結び付けられないことなどが原因と考えられるため、具体的な生活場面を想起し、自分に置き換えて考えるよう助言する。
- 自分の考えにない意見は、ワークシートの「つけたし」の部分に記入させる。
 - それぞれの意見を分類しながら、黒板にキーワードを板書する。
 - 出された意見が、①病原体が体に入るのを防ぐこと ②体の抵抗力を高めておくことに分類できるように気付かせる。さらに、病原体が体に入るのを防ぐことは、「病原体をなくすこと」「移る道筋を断ち切ること」であることを伝える。

- | | |
|---|---|
| <p>－病原体が体に入るのを防ぐ－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うがい ・石けんで手を洗う ・空気の入換え ・布団干し | <p>－体の抵抗力を高めておく－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バランスの良い食事 ・適度な運動 ・十分な睡眠 |
|---|---|

(4) 病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことの必要性について知る。

<指導すべき内容>

- ・病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めることが必要であること

(5) 学校医の先生のお手紙を聞く。

(6) 振り返りタイムをする。

- 6 インフルエンザ予防で大切なことを御触書にする。
- ・△△さんへのインフルエンザ御触書をワークシートに記入する。

Q3 インフルエンザが治って1カ月後、同じ生活を繰り返していた△△さんは、違う型のインフルエンザにかかってしまいました。△△さんに御触書でインフルエンザにかかりにくい方法を教えてあげよう。

△△さんへのインフルエンザ御触書

「病原体が体に入るのを防ぐこと」

- 一、うがいをする
- 二、石けんで手を洗う
- 三、家の掃除をする
- 四、部屋の空気を入れ換える
- 五、〇〇〇・・・

「体の抵抗力を高めること」

- 一、毎朝マラソンをする
- 二、下校してからも運動をする
- 三、給食を残さない
- 四、バランスの良い食事
- 五、早寝早起き
- 六、〇〇〇・・・

まとめ
5分

- 7 本時のまとめをする。
- (1) 本時の内容の確認をする。



- (2) 次時の内容の確認をする。

- 例に出てこない原因（消毒・予防接種等）についても触れ、養護教諭の専門的な立場から説明を行い、理解を深められるようにする。



- 運動をすることは、インフルエンザに負けない体をつくることであるということに気付かせる。
- 学校医の先生からの手紙を読み上げ、予防についての理解が深まるようにする。

- 養護教諭から教わったことと、学校医の先生からの手紙を基に、ワークシートにまとめさせる。

- 同じ生活を繰り返し、またインフルエンザにかかってしまった△△さんの生活を直すためのインフルエンザ予防法を考えさせ、「インフルエンザ御触書」を完成させる。

- ◆病原体がもとになって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて理解したことを言ったり書いたりしている。【知識・理解】

【努力を要すると判断できる状況（C）の児童への手だて】

- ・学習したことを整理し、自分の考えをまとめてワークシートに書くことをできないことが予想されるので、個別に本時の学習を振り返ったり、板書を参考にしたりさせる。



- おもに病原体がもとになって起こる病気には、「風疹」「結核」「麻疹」等があり、それらの病気のことを「感染症」と言うことを伝える。また、それらの感染症も本時に学習した予防法で予防できることを伝える。

- 学習してみて質問したいことがあったら担任や養護教諭に質問することを伝え、保健指導につなげる。

- 次時は生活習慣病の予防について学習することを伝える。

Ⅱ 学校安全の推進

1 学校安全推進のために

(1) 学校安全の目標・構造・活動・領域

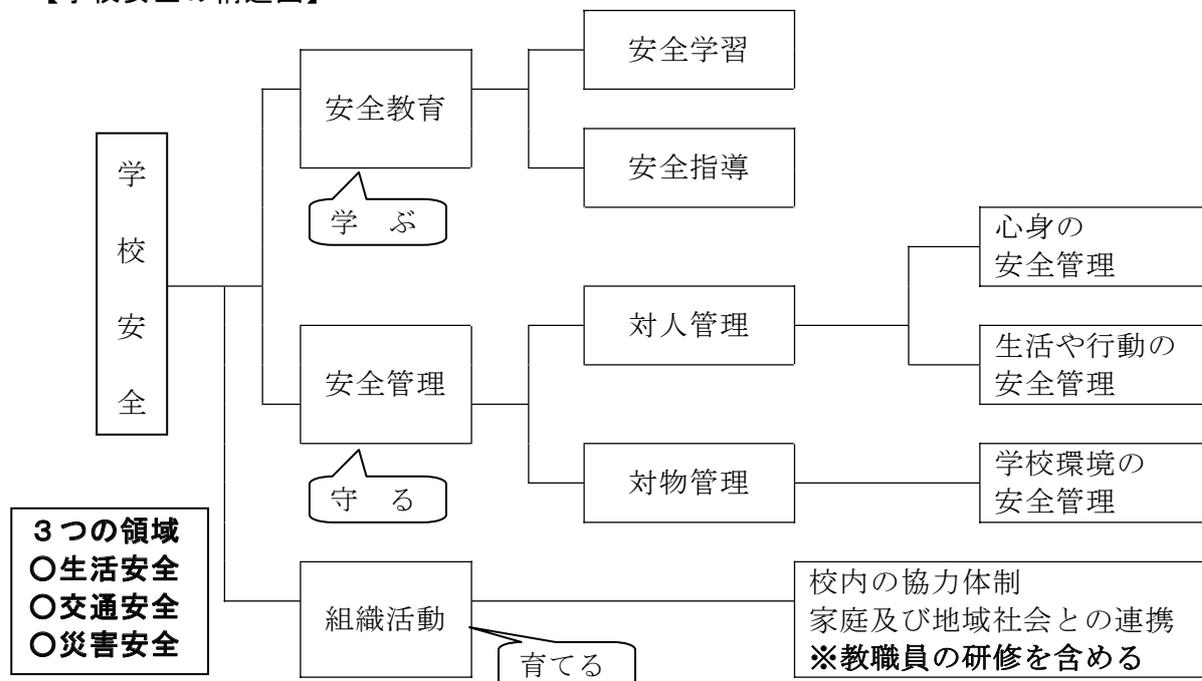
ア 学校安全の目標

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の3つの目標が挙げられる。

- (7) 安全に対する理解を深め、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。
- (イ) 危険を予測し、安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できる。
- (ウ) 学校・家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・貢献できる。

イ 学校安全の構造

【学校安全の構造図】



ウ 学校安全の3つの活動

(7) 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項の実践的な理解、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

(イ) 安全管理

児童生徒の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

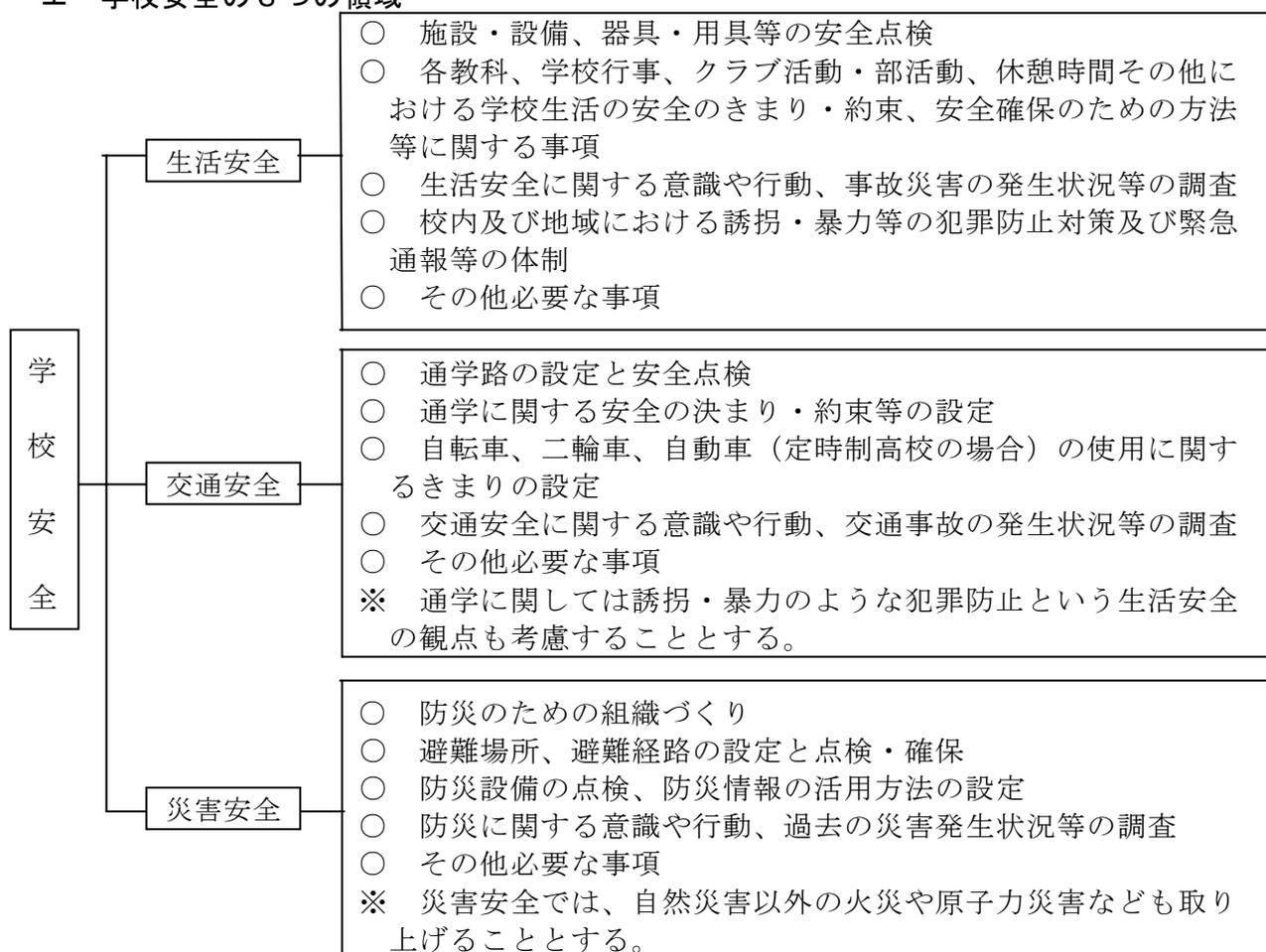
事故の要因となる学校環境や、児童生徒等の学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万一事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

(ウ) 組織活動

安全教育と安全管理の活動を円滑に進めていくための役割をもつ活動である。

学校安全に係る教職員等の研修を含めて計画する。

エ 学校安全の3つの領域

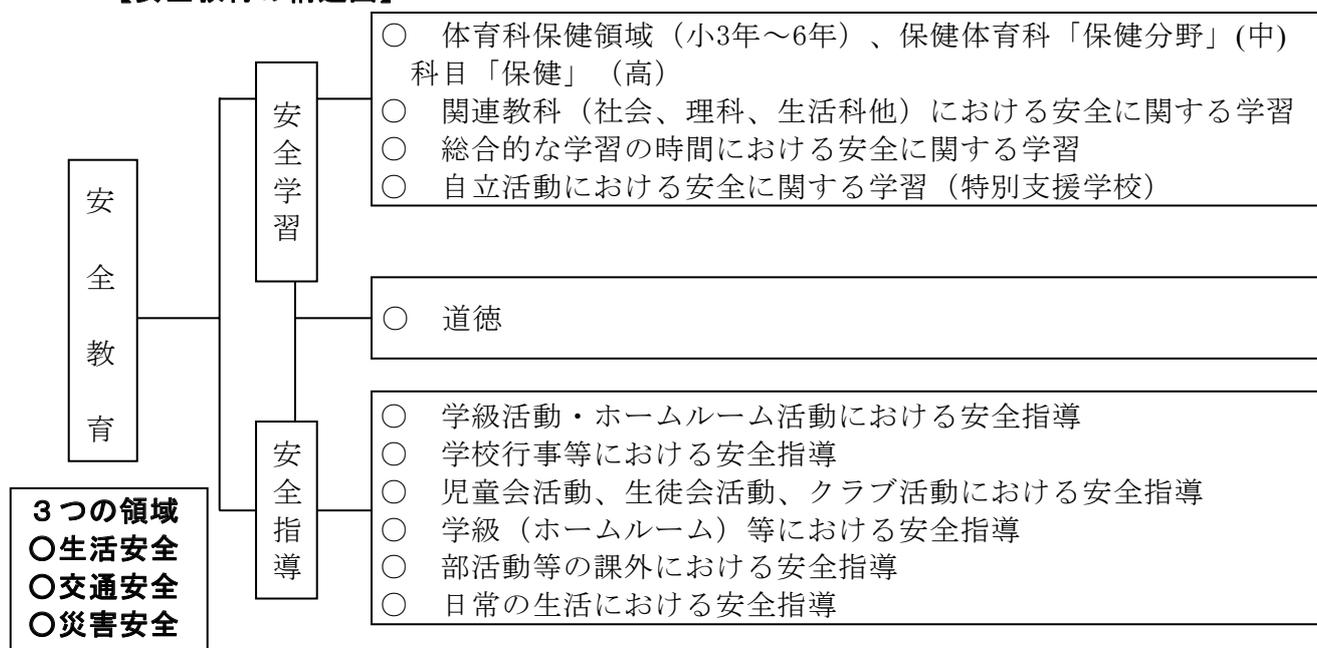


(2) 安全教育

ア 安全教育の構造

- 安全学習と安全指導で構成される。

【安全教育の構造図】



イ 安全教育の内容

(7) 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の発生原因と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

(危険の理解と安全確保)

- (ア) 学校生活や各教科、総合的な学習の時間などの学習時における危険
- (イ) 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険
- (ウ) 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険
- (エ) 登下校時、家庭生活などにおける危険
- (オ) 事故発生時の通報と応急手当
- (カ) 誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- (キ) 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

(イ) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、道路交通法の改正による「交通の方法に関する教則」の徹底や「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成24年4月施行）を推進する。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- (ウ) 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- (エ) 交通法規の正しい理解と遵守

(ウ) 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

(危険の理解と安全な行動の仕方)

- (ア) 火災発生時における危険
- (イ) 地震・津波発生時における危険
- (ウ) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険
- (エ) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (オ) 災害に対する備えについての理解
- (カ) 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- (キ) 災害時における心のケア

(3) 安全管理

ア 安全管理の留意事項

学校における安全確保は、安全教育と安全管理の一体的な活動・展開によってはじめて成立するものである。

- 安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。
 - ・ 安全管理における環境整備は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。
 - ・ 校長をはじめとする教職員の安全管理に、児童生徒が適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

イ 安全管理の内容

(7) 学校環境の安全管理

- 安全点検（定期・臨時・日常）の実施と事後の措置（改善）
 - ・ 校舎内、外の安全管理
 - ・ 災害に備えた安全管理
 - ・ 防犯に関する安全管理

(4) 学校生活の安全管理

- 事故の発生状況や関連要員等の把握
- 行動や場所の規制
- 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

(ウ) 通学の安全管理

- 通学路の設定と安全確保
- 安全な通学方法の策定と実施
- 地域ぐるみで見守る体制整備と情報の共有

(イ) 事件・事故災害発生時の安全管理（危機管理）

- 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制整備と適切な対応・措置
- 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時等の安全措置
※危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成

(4) 組織活動

ア 校内の体制づくり

(7) 協力体制

- 校務分掌、校内規程等における、教職員の役割分担と責任の明確化

(イ) 教職員の共通理解と研修

- 事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解
- 教職員の安全に関する知識・技能を向上させるための研修の計画と実施

イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

(7) 家庭・PTAとの連携

- 学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集
- PTAとの協同による安全に関する行事やパトロール等の取組の推進

(イ) 地域社会や関係機関等との連携

- 日常からの相互の連絡
- 各種行事等の実施における協力や情報提供

学校安全の根拠法令

○ 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、
（中略）、学校における教育活動が**安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保**が図られるよう、**学校における安全管理に関し必要な事項を定め、**もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

第三章 学校安全

第26条 ・学校安全に関する学校の設置者の責務

第27条 ・学校安全計画の策定等

※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定

第28条 ・学校環境の安全の確保

第29条 ・危険等発生時対処要領の作成等

※いわゆる危機管理マニュアルの作成

第30条 ・地域の関係機関等との連携

○ 学校保健安全法施行規則（平成21年4月1日施行）

第六章 安全点検等

第28条 ・安全点検

※每学期1回以上の安全点検の実施

※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第2項）

第29条 ・日常における環境の安全

※日常的な（安全）点検の実施

○ 小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3

（「中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3」及び

「高等学校学習指導要領 第1款 教育課程編成の一般方針 3」で同様の規定）

2 生活安全教育

(1) 現 状

不審者被害（脅迫・爆破予告を含む）の内訳

（平成24年2月29日現在）

校 種 項目 \ 年度	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
学校侵入	0	0	0	0	0	0	0	0
通り魔（猥褻を含む）	0	5	1	4	3	1	4	10
連れ去り	0	0	0	0	0	0	0	0
脅迫・爆破予告等	1	0	1	0	3	1	5	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	5	2	4	6	2	9	11

※特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含める。

- 昨年度比で、2件（約18%）増え、3年振りの増加となった。
- 通り魔被害は小・中学生に集中している。
- 被害報告は平成23年9月から平成24年1月にかけて増加した。

(2) 課 題

- ア 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるための指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- イ 教職員の危機管理意識の向上を図り、危機管理体制を確立するための研修の充実を図ること。
- ウ 関係機関と地域との連携を図ること。

(3) 対 策

- ア 学校安全計画や年間指導計画の見直しを行う。
 - (ア) 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容を選択し、指導内容に応じた指導時間（一単位時間の指導、短時間での指導）を配当する。

◆安全教育指導資料（平成22年3月埼玉県教育委員会）の活用
第2章 生活安全（p24～p27）

- (イ) 家庭・地域・関係機関と連携した防犯訓練等の計画を位置付け実施する。
- イ 教職員研修の実施と家庭・地域社会及び警察等の関係機関と連携した取組の充実
 - (ア) 教職員等の研修（防犯訓練を含む）を学校安全計画へ位置付ける。
 - (イ) 近隣の学校間（幼保・小・中・高等学校・特別支援学校等間）及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制を整備する。

◆「防犯速報」（埼玉県警察本部生活安全企画課発行）の活用
◆埼玉県警察本部ホームページからの情報収集
◆埼玉県庁県民生活部防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

- (ウ) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力による地域安全マップの見直しや防犯教室等を実施する。
- (エ) スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家（子どもひなんじょ）等」との連絡・協力体制を整備し、一層の連携を強化する。

1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子どもや保護者、地域に周知したか。

2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の体制は整備されているか。
 - ・校内の教職員や子どもへの情報伝達
 - ・児童生徒の安全確保
 - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
 - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども110番の家（ひなんじょ）」や地域の人が、子どもの避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
 - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
 - ・「関係者以外立入禁止」の立て札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
 - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
 - ・来訪者への、教職員の積極的なあいさつ、声かけ（用件を聞く等）
 - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める・施錠する等）
 - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等についての定期的な点検・補修

3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
 - ・校内での、教職員が情報共有する体制
 - ・近隣の学校（幼保・小・中・高校・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制
 - ・緊急時の対応に備えて
 - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

4 登下校時の安全確保

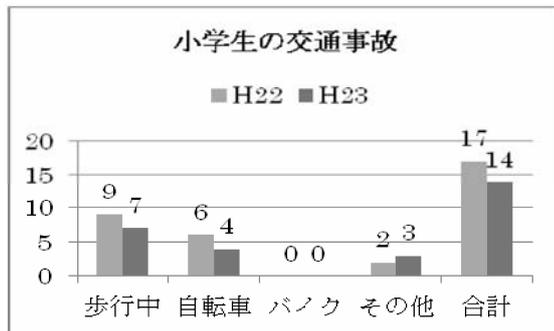
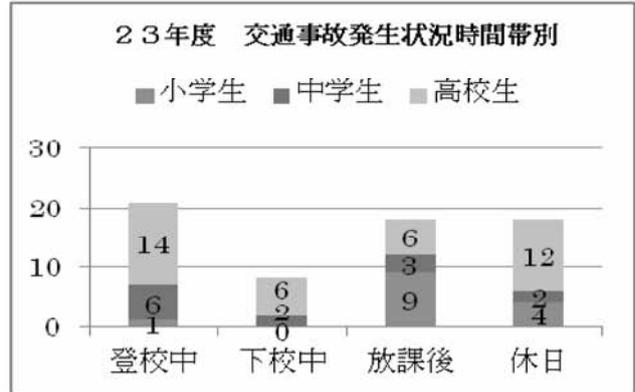
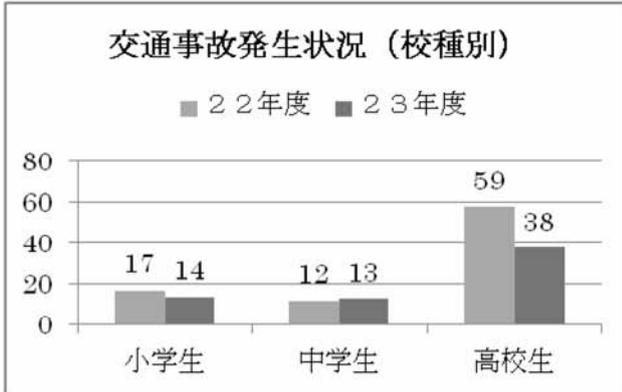
- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども110番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。

3 交通安全教育

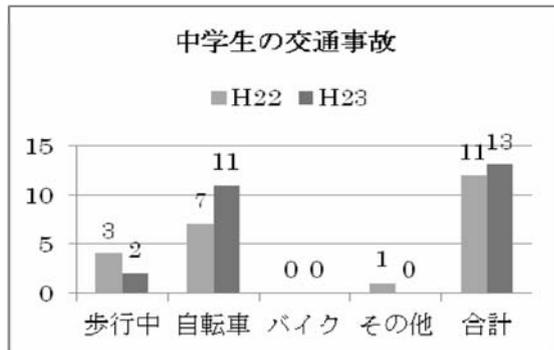
(1) 現 状



ア 交通事故発生状況（平成24年2月29日現在） 〈小学生〉

事故件数の総数は平成22年度比較で若干の減少の傾向にある。

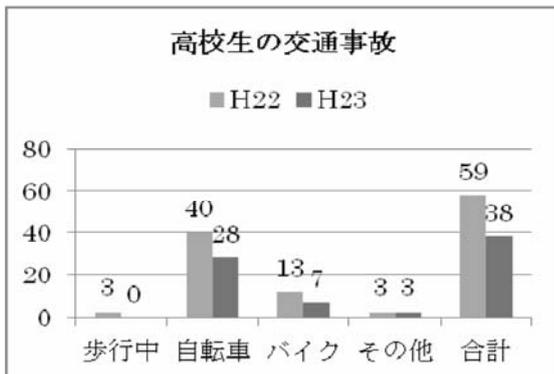
交通事故発生状況の時間帯別状況では、放課後（帰宅後）に9件、休日に4件発生し、昨年度と同様にと**管理下外での事故発生が圧倒的に多い。**



〈中学校〉

事故件数の総数は、平成22年度比較でほぼ同数であった。

事故総数に占める**自転車乗車時の事故の割合は、90%を超えており**、死亡事故が1件、加害事故が2件発生している。交通事故発生状況の時間帯別状況では、登校中、下校中において半数以上発生している。



〈高校生〉

事故件数の総数は、平成22年度比較で約38%減少した。

特に**自転車事故の割合は、依然として73%と高い。**自転車乗車中の加害事故が2件報告されている。

死亡事故は、バイク運転中に4件、自転車乗車中に2件発生している。

イ 交通安全指導実施状況（平成23年度学校健康教育実践状況調査）

〈朝の会・帰りの会・SHR等での指導〉

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
実施している	713	364	143	30	39
実施していない	0	0	0	1	0

〈学級活動・ホームルームでの年間指導時数〉 ●実施0の学校あり

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
0時間	6	4	6	3	2

〈学年行事・学校行事での年間の指導回数〉◎全ての学校で行事への位置付け。

	小学校	中学校	高（全）	高（定）	特別支援
1回	1 7 2	1 0 8	5 1	1 4	1 5
2回	9 0	6 3	2 3	4	4
3回以上	4 5 1	2 0 1	6 9	1 3	2 0

(2) 課 題

ア 自転車事故防止

- 自転車乗車中の事故において、児童生徒に過失があった事例は、約86%発生し、そのほとんどが「安全不確認」、「一時停止無視等による飛び出し」によるものである。

自転車は軽車両であり、自転車を運転する者は車両運転者であることの指導を十分に行う必要がある。

- 自転車による**加害交通事故防止の徹底**

加害事故には「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「道義的責任」が発生することについての理解を深めるとともに、実際に発生した事故の事例を用いて、事故の原因を探ったり、**事故を回避するため行動力を高めるための学習を充実させる必要がある。**

イ 安全行動の実践化

- 「**交通事故防止 5つの行動（もしかして・とまる・みる・まっ・たしかめる）**」の徹底等、交通安全指導を日常から繰り返す必要がある。

ウ 危険予測・危険回避能力の向上

- 全交通事故件数の約85%は児童生徒の過失（一時停止、飛び出し等）によるものであることから、日常から身の回りの**危険を予測し、危険を回避する実践力**を向上させるための学習を充実させる必要がある。

(3) 対 策

ア 学年・発達の段階に応じた**系統性のある指導計画を作成し指導時間を確保**する。

イ 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、**効果的指導方法の工夫と改善**を行う。

- 「安全教育指導資料」の活用（平成22年3月埼玉県教育委員会）
- 身近な事故例（事故箇所）や交通事故データ等を活用した指導

ウ **学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導**を実施する。

- 交通指導員や警察署員等のゲストティーチャーの活用

評 価

- 交通安全指導が、**学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。**
 - 学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。
 - 登校時、SHR等に、継続した交通安全指導が実施されているか。
- **危険予測、危険回避、体験を重視した訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。**
- **家庭・地域社会と連携するための情報発信（学校便り等）を**するとともに協力要請を行っているか。
 - 保護者や地域への日常的な啓発が行われているか。
 - 保護者や地域、市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。

4 災害安全教育

(1) 現 状

ア 災害安全教育（防災指導）の実施状況

【学級活動やホームルームでの実施状況(避難訓練前後の指導を含む)】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (713 校)	中学校 (364 校)	高 校 (全日制) (143 校)	高 校 (定時制) (31 校)	特別支援 学 校 (39 校)
避難訓練の前後	7 0 3 校	3 4 9 校	1 3 7 校	2 9 校	3 7 校
教科の中で	2 6 6 校	1 1 4 校	2 6 校	8 校	0 校
HR 活動	4 6 5 校	2 0 2 校	4 2 校	8 校	1 3 校
その他	5 1 校	2 8 校	1 4 校	5 校	6 校

イ 避難訓練の実施状況

○ 避難訓練は、すべての学校で年1回以上実施されている。

【避難訓練で実施している内容】 複数回答可

校 種 状 況	小学校 (713 校)	中学校 (364 校)	高 校 (全日制) (143 校)	高 校 (定時制) (31 校)	特別支援 学 校 (39 校)
避 難	7 0 5 校	3 6 3 校	1 4 3 校	3 0 校	3 9 校
救助袋等の降下訓練	1 3 2 校	3 5 校	8 8 校	2 校	6 校
消火訓練	3 1 7 校	1 5 6 校	1 1 6 校	1 2 校	2 5 校
救命訓練（講習）	1 6 0 校	6 7 校	4 2 校	5 校	8 校
講 話	5 8 2 校	3 0 5 校	1 2 4 校	2 5 校	3 3 校
その他	1 1 1 校	4 6 校	2 8 校	4 校	8 校
緊急地震速報を利用 した避難訓練の実施	4 2 6 校	2 1 4 校	4 1 校	6 校	1 3 校

ウ 消防署の協力を得て避難訓練を実施した学校

小学校 (713 校)	中学校 (364 校)	高 校 (全日制) (143 校)	高 校 (定時制) (31 校)	特別支援 学 校 (39 校)
5 1 0 校	2 4 2 校	1 3 9 校	1 9 校	3 8 校

【ア、イ、ウともに平成23年度学校健康教育実践状況調査から】

避難訓練を実施する根拠

【消防法施行令第4条第3項】

防火管理者は、消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的に実施しなければならない。

(2) 課 題

ア 学校安全計画に基づく計画的な防災教育を実施すること。

イ 震災を想定した避難訓練について、緊急地震速報等を利用し実施すること。

ウ 火災を想定した避難訓練について、内容の充実を図ること。

エ 地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

(3) 対策

- ア
- ・ 避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に
応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全指導
との関連を考慮して適切に設定する。
 - ・ 各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカ
ニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）に関
する防災学習の時間を年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。
その際、扱う時期と項目を一覧表にするなどして、発達段階に応じた系
統的な指導の実施について配慮する。
- イ、ウ
- ・ 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施
する。
 - ・ 訓練実施後の検証、防災マニュアルの見直しを行い、改善策を講じる。
- エ
- ・ 消防署、市（町村）の行政機関、地域自治会等の防災担当者等との連絡
や連携した取組の実施等により、地域と密着した防災に関する取組を推進
する。
- ※ 各学校においては、施設を災害要援護者向けの緊急施設として活用でき
るよう、関係機関との連携を図る。

防災拠点校（県立学校）一覧

合計38校

東 部 地 区	西 部 地 区	南 部 地 域	北 部 地 区
草加高等学校	所沢商業高等学校	浦和西高等学校	本庄高等学校
越谷北高等学校	松山女子高等学校	川口工業高等学校	鴻巣女子高等学校
久喜工業高等学校	玉川工業高等学校	川口高等学校	熊谷西高等学校
幸手商業高等学校	豊岡高等学校	大宮高等学校	進修館高等学校
羽生実業高等学校	和光高等学校	南稜高等学校	深谷商業高等学校
杉戸高等学校	川越工業高等学校	浦和北高等学校	
春日部高等学校	飯能高等学校	いずみ高等学校	
越ヶ谷高等学校	川越高等学校	浦和第一女子高等学校	
春日部女子高等学校	朝霞高等学校	上尾高等学校	
蓮田松韻高等学校	坂戸高等学校	蕨高等学校	
	新座柳瀬高等学校	岩槻商業高等学校	
	狭山経済高等学校		

評 価

1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、異なった状況を想定して実施したか。
- 震災を想定した避難訓練では、緊急地震速報等の音源を利用したか。
- 避難器具の使い方について訓練したか。
- 訓練後の検証及び防災マニュアルの見直しを行ったか。

2 児童生徒の危機対応力

- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導をしているか。
- 社会の一員として活動すること（ボランティアの精神等）について配慮した指導
を行ったか。

3 地域や関係機関との連携

- 消防署、市（町村）の行政機関、地域自治会等との連絡体制がとられているか。
- 地域住民に、学校が避難所としての情報を発信しているか。
- 震災発生時、地域住民の避難について、地域自治会の役員等と連携や調整をはか
り、協力する体制が構築されているか。

5 安全管理の徹底

(1) 現 状

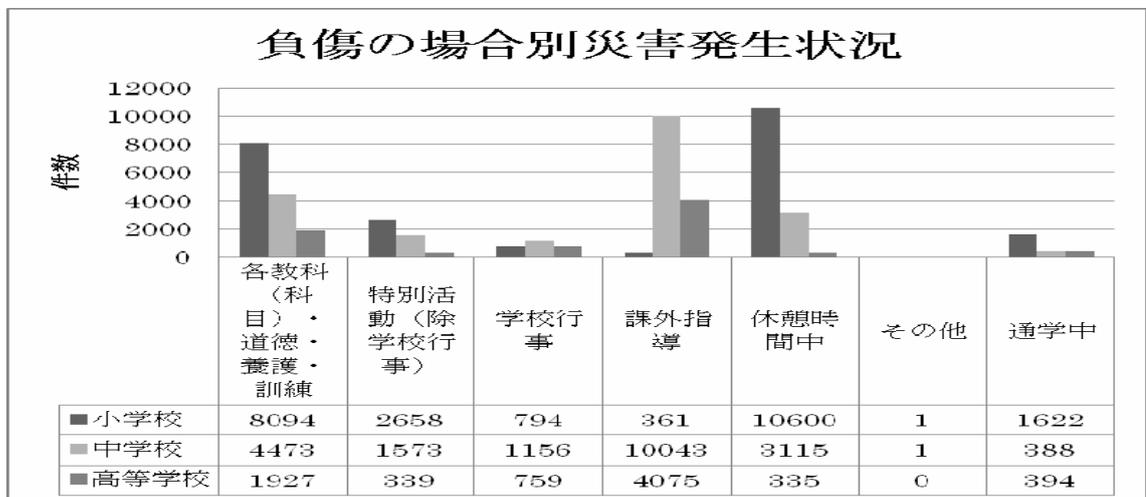
ア 学校生活の安全管理

(平成 22 年度学校管理下の災害発生数)

○ 学校における負傷等の事故発生状況

独立行政法人日本スポーツ振興センター

	事故割合が高いのは	体育・保健体育 (全件数に対する割合)	体育的部活動中 (全件数に対する割合)
小学校	①各教科の授業中 ②休憩時間中	28% (6,678/24,130(件))	
中学校	①課外指導 ②各教科の授業中	19% (4,040/ 20,749(件))	47% (9,836/ 20,749(件))
高等学校	①課外指導 ②各教科の授業中	23% (1,838/ 7,829(件))	51% (4,023/7,829(件))



イ 学校環境・通学の安全管理

○ 安全点検の実施状況

(平成 23 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	安全点検 (定期・臨時・日常)	安全点検 (防犯の観点)	通学路点検 (小、中のみ)
小学校	713 校 (100%)	713 校 (100%)	713 校 (100%)
中学校	364 校 (100%)	364 校 (100%)	*336 校 (100%)
高等学校(全・定)	174 校 (100%)	174 校 (100%)	
特別支援学校	39 校 (100%)	39 校 (100%)	

*通学路指定なしの中学校 27 校を除く

ウ 事件・事故災害発生時の安全管理

○ 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・見直し状況

(平成 23 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	作成済み (防災・防犯とも)	見直しの実施 (防災・防犯とも)	行事(訓練)終了の都度見直し (左:防災/右:防犯)
小学校	713 校 (100%)	713 校 (100%)	194 校(27%) / 325 校(46%)
中学校	364 校 (100%)	364 校 (100%)	56 校(15%) / 48 校(13%)
高等学校(全・定)	174 校 (100%)	174 校 (100%)	12 校(7%) / 13 校(7%)
特別支援学校	39 校 (100%)	39 校 (100%)	4 校(10%) / 14 校(36%)

(2) 課 題

- ア 事故の防止
(重点：体育的活動（運動部活動を含む）及び休憩時間における運動・遊び)
- イ 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備
- ウ 通学手段に対応した安全管理の徹底
- エ 危機発生に対応できる組織づくりと連絡体制の整備
- オ 教職員の危機管理意識の向上

(3) 対 策

- ア 各学校において事故発生の状況を把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- イ 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検票（対象や項目のチェックリスト）を作成又は見直しし、教職員全員による安全点検を確実にを行い、事後の措置を適切に実施する。
また、**防犯の観点からの安全点検**を行う。
- ウ 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な（定期的・継続的）安全指導を行う。
- エ 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- オ 訓練等をもとに、定期的に検証する「危機管理マニュアル」の見直し・改善を行う。

<危機管理マニュアル見直し・改善のポイント>

- 1 人事異動等による**分担や組織の変更**に対応しているか。
 - 2 施設設備や通学路、児童生徒の**状況変化**はないか。
 - 3 地域や関係機関等との**連携に変更（連絡先、担当者等）**はないか。
 - 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、**問題点や課題**の発見はなかったか。
 - 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から**自校に不足している項目**はないか。
- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）から

評 価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する

- 1 **安全管理の計画や体制**
 - 安全管理に関するマニュアル等は適切に機能するように作成及び見直しを行っているか。
- 2 **学校生活の安全管理**
 - 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に役立てているか。
- 3 **学校環境の安全管理**
 - 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
 - 定期的に安全点検票の見直しを行い、危険個所の把握ができているか。
- 4 **通学路の安全管理**
 - 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、登下校時の安全確保をしているか。
- 5 **事件・事故、災害発生時の安全管理**
 - 危険等発生時の応急手当（救急）や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
 - 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
 - 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。

学校事故と対応

— 学校の危機管理 —

事前の危機管理 (リスク・マネジメント)

危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐ。
児童・生徒はもちろん、教職員自身の安全も確保する。

防止

事件・事故の発生を未然に防ぐ

安全教育

- 安全学習・安全指導
- ・児童生徒の危機管理能力育成 (知識理解、実践力等)

安全管理

- 安全点検
- ・確実な実施 (定期、臨時、日常)
- ・事後措置

準備

事件・事故の発生に備える

組織活動

- 家庭・地域との連携
- ・一体となった危機管理体制づくり

教職員の研修

- 訓練 (実地・想定 (卓上))
- ・意識の共有と高揚
- ・実践力の向上
- ・危機管理マニュアル周知

学校安全計画

(学校保健安全法第27条)

事件・事故

事後の危機管理 (クライシス・マネジメント)

万が一、事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処を行い、被害を最小限にとどめ、事後措置も怠らずに対応する。

対応

事件・事故に即時に対応する

全体指揮

- マニュアルの実行と進行状況把握
- 児童生徒の安全確保

情報管理 (収集・整理)

- 状況把握

保護者への説明・報道対応

- 保護者会、記者会見等の企画
- 窓口一本化

危険等発生時対処要領

(危機管理マニュアル)
(学校保健安全法第29条)

回復

事後の対応を行うとともに回復を図る

児童・生徒のケア

- (心のケアを含む)
- 関係機関等との連携

教育活動の再開

- 再開計画作成
- 人的・物的条件の整備

再発防止対策等

- 緊急の安全対策
- 対応体制等の見直し

事故報告等

- 事故報告書作成
- 必要に応じ災害共済給付申請

- 一人一人の子どもを大切にす・生命を守る 凡時徹底
- あるべき物が、あるべき所に、あるべき姿であること

Ⅲ 学校における食育の推進

朝食欠食や偏食などの食生活の乱れや、肥満及び痩身傾向などがみられ、生活習慣病との関係も指摘される中、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことができるよう、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることは極めて重要である。

食育は、埼玉県教育委員会が推進する「教育に関する3つの達成目標」の基盤となるものである。学校は、児童生徒の実態を踏まえ、家庭・地域と連携しながら、教育課程に基づいた食育の実践・推進により、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることが大切である。

1 食に関する指導の充実

食に関する指導は、児童生徒の望ましい食習慣を形成するとともに、好ましい人間関係の育成を図り、心身の健全な発達に資する。

特に、新しい学習指導要領を踏まえ、食に関する指導目標や内容を明確にし、教育活動全体を通して、全教職員で取り組む校内組織体制の整備が急務である。また栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を生かし、学校・家庭・地域が一体となり、三者が相互に連携しながら、計画的・継続的に行うことが重要である。

2 学校給食の充実

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、学校における食育の生きた教材として活用し、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど高い教育効果が期待できる。

こうしたことから、学校給食は、学校給食法の改訂を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。

3 衛生管理の徹底

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

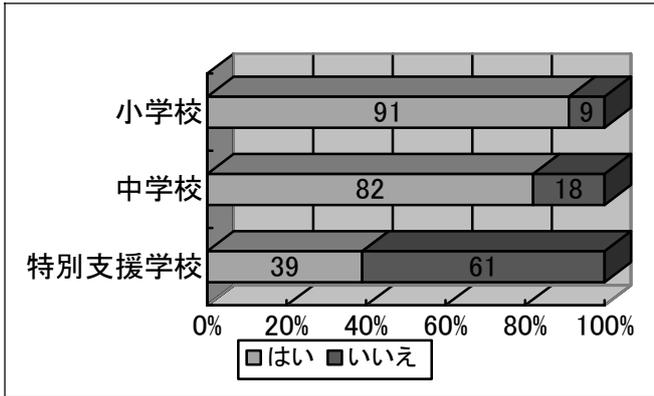
特に、学校等では、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

1 食に関する指導の充実

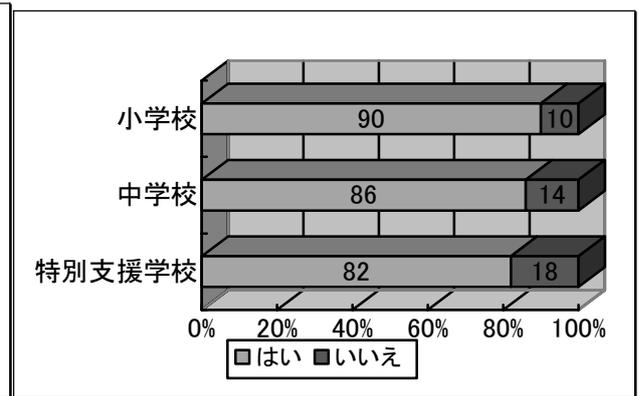
(1) 現 状

食に関する指導を計画的・継続的に行い、全教職員で取り組む指導体制づくりの基盤となる「食に関する指導全体計画」の作成状況や、家庭・地域との連携を図るための取組状況などは、次のとおりである。

【食に関する指導全体計画】

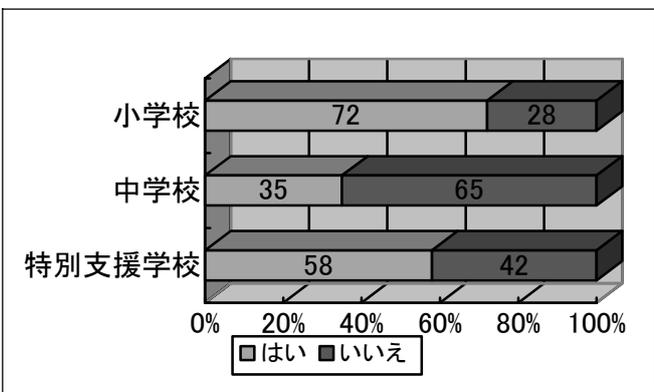


【食に関する・学校給食年間指導計画】

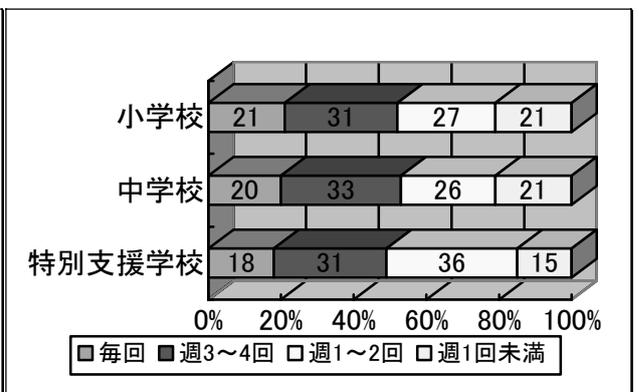


※ 「食に関する指導」の全体計画及び年間指導計画の作成・整備が必要である。

【教員と栄養教諭・学校栄養職員とのTT】

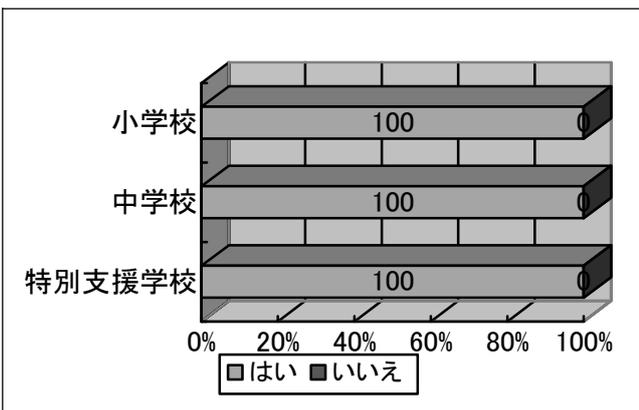


【地場産物を活用した給食の献立】

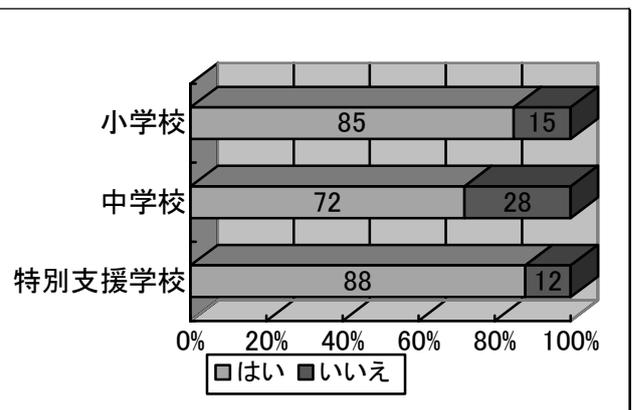


※ 給食を生きた教材とするなど、栄養教諭・学校栄養職員等とのTTによる質の高い授業実践が望まれる。

【朝食の大切さを保護者に説明】



【児童生徒、保護者への啓発】



※ 朝食摂取率を上げるには、家庭との連携が重要で、保護者への理解と協力を得られるまでの根気よく継続した取組が不可欠である。 【グラフは平成23年度学校健康教育実践状況調査から】

(2) 課題

- ア 指導体制の整備
- イ 食に関する指導全体計画及び年間指導計画の作成
- ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画
- エ 家庭・地域との連携

(3) 対 策

ア 指導体制の整備

- 食に関する指導の校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織（委員会）を位置付ける。
- 校長のリーダーシップのもと、保健主事、給食主任など、学校内において教職員の中心となって食に関する指導を進める職員と、家庭科教諭、栄養教諭、学校栄養職員など、食に関する高い専門性を持った職員で構成する組織・体制をつくる。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。

イ 全体計画及び年間指導計画の作成

- 学校や学年の食に関する指導の重点目標（6つ）を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
- 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるか明確にする。
- 学校給食を「生きた教材」として、各教科等における活用とその時期を明確にする。
- 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。

ウ 栄養教諭、学校栄養職員等の授業への参画

- 各教科等、教育活動全体を通して、栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす機会を年間指導計画に位置付ける。
- 体験活動を重視し、地域の方をゲストティーチャーとするなど指導方法を工夫する。
- 授業だけでなく、指導計画の立案、授業後の評価まで担任と連携して行う。

エ 家庭・地域との連携

- 食育だより等、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して啓発を継続的に行う。
- 食に関する指導の授業公開や地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域の連携により食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

評 価

次の視点で活動状況进行评估する。

- 食に関する指導について、校内研修を開催することができたか。
- 食に関する指導を推進する組織・体制ができたか。
- 食に関する指導全体計画は作成できたか。
- 各教科等において食に関する指導が昨年以上に実施できたか。
- 教員と学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる授業が行われたか。
- 家庭への働きかけが昨年以上に実施できたか。

〈実践事例1〉研究委嘱地域の取組（羽生市）

平成23年度 文部科学省委託・埼玉県教育委員会委嘱

「栄養教諭を中核とした食育推進事業」

発表テーマ 子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育
—できることから始めよう！みんなの食育—

羽生市教育委員会

1 はじめに

食育は生涯を通じて豊かに生きるための教育である。食べることの教育を通して子どもが外界と交わり、自分の心と身体をよく知り、自分を大切にし、自己管理のできる子どもを育てることが羽生市教育委員会の目指すところである。食事を大切に思い、自分の健康に配慮して「食」を考えられる子どもになってほしいと願っている。

しかし、現在、食に関する情報が氾濫するなど、食の安全が不安視されている。何を信じ、何を選択していくことがよいのか、判断基準が定まらないまま、食生活を送っている。また、孤食、個食、庫食等々様々な「こ食」が話題となっており、子どもたちの食を巡る環境は多くの課題を抱えている。

羽生市の学校の食育を推進していくうえで、こうした現状や、埼玉県学力学習状況調査、教育に関する3つの達成目標、羽生市独自の児童生徒対象の食に関するアンケートの結果等から考察し、次の3点を課題として設定した。一つ目は「豊かな心をはぐくむこと」二つ目は「健全な体をはぐくむこと」三つ目は「食に関する正しい知識を身につけること」である。これらの課題を解決していくために、2つのテーマを設定した。

テーマ1

栄養教諭が中核となった各教科等における「食」に関する指導の在り方

主な取組

- ・授業研究会（家庭科）
- ・食育をテーマにした学校保健委員会
- ・わくわくモーモースクール
- ・ミルク教室、おなか教室
- ・学校ファームの推進

テーマ2

栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域社会と共同調理場の連携による食に関する指導の取組

主な取組

- ・食育だよりの発行
- ・親子で取り組む食育標語
- ・地域生産者との給食試食会
- ・地域社会に向けての給食試食会

研究の基盤＝食に関するアンケートの集計・考察、給食残食量調査

2 取組

(1) 家庭科授業研究会

「楽しい食事を工夫しよう」

～わが家の健康アップメニュー～

- ・栄養教諭と教科担任とのTT、グループ活動による授業形態の工夫
- ・自分が立てた1食分の食事の栄養的なバランスを確かめ、見直すことができる授業の創造
- ・「誰でもつくれる朝ごはんメニュー集」の活用（埼玉県教育委員会発行）



(2) 連携による学校ファームの推進



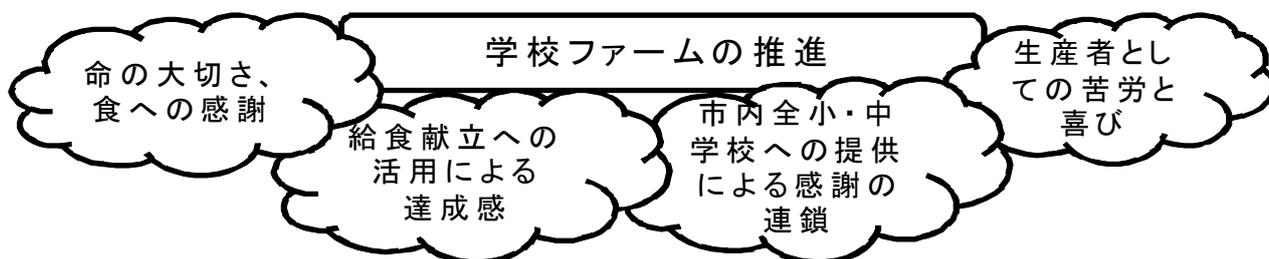
①羽生ふじ高等学園と東中学校との異校種連携交流

- ・東中学校の大根作りを羽生ふじ高等学園の生徒、教諭がサポート
- ・ふじ高等学園の稲刈りに東中学校生徒が参加



②給食センターとの連携

- ・育てた大根を収穫し、給食センターへ出荷
- ・収穫、洗浄、葉落とし、納入の流れを学習



3 おわりに

今年度、様々な取組を通して、生涯にわたる健康の礎となる食育にはゴールがなく、継続的な啓発が必要であると再認識した。本研究において、羽生市全体が食の重要性を見直し、その活動の第一歩を踏み出すことができた。今年度取り組んだ成果と課題を踏まえ、来年度以降も充実発展させていくことが、羽生市の食育を一層充実させていくことにつながると考える。

〈実践事例2〉研究委嘱地域の取組（所沢市）

平成23年度小中学校食育指導力向上授業研究協議会（西部教育事務所管内）

研究テーマ 健康な心と体をはぐくむ、食の充実を目指して
～伝え合い、学び合おう～

所沢市教育委員会【実践中心校 所沢市立明峰小学校】

1 はじめに

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食などの食生活の乱れ、肥満や痩身の傾向など、健康を取り巻く問題が深刻化し、学校・家庭・地域などあらゆる場面での食に関する指導が重要になってきている。

そこで、本校でも、数年来、栄養教諭を中心に食に関する指導に取り組み、本年度は、埼玉県教育委員会、埼玉県学校給食研究会、埼玉県学校栄養士研究会主催の「埼玉県小・中学校食育指導力向上授業研究会」会場校の指定を受け、平成23年11月29日（火）に研究発表会を開催した。

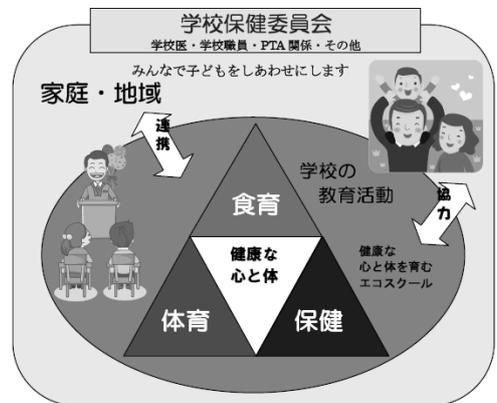


<グランドデザイン>

2 取組

(1) 学校保健委員会『食育の位置付け』

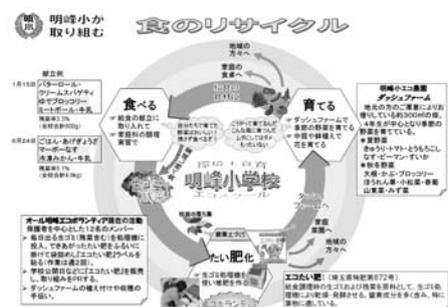
本校では児童の健康な心と体の育成を目指して、学校保健委員会を組織している。図のように学校・家庭・地域の連携・協力のもとに、食育(正しく豊かな食生活を目指して)・体育(健康な体を目指して)・保健(健康で安全な生活を目指して)の組織が連携を図り、それぞれの活動を充実させ「健康な心と体」の児童の育成を目指している。



<学校保健委員会>

(2) ダッシュファーム 『明峰小が取り組む食のリサイクル』

平成18年に学区内で農業を営むSさんが、子どもたちのためにと学校近くの農地約240㎡を貸与してくださった。これをダッシュファームと名付け、本校4年生が農作物を育てる総合的な学習の時間に取り組んでいる。さらに、それ以前の平成17年から3年間、東京電力・所沢市環境総



<食のリサイクル>

務課と協力して環境教育に取り組み、その一環として電気生ゴミ処理機で給食残菜から堆肥を作る活動にも取り組んだ。その後、平成20年3月に東京電力より電気生ゴミ処理機を譲り受け、ボランティアの協力を得て「エコ堆肥」を作り、中庭の花壇・畑やダッシュファームで活用し今日に至る。ダッシュファームで計画的に野菜を作り、家庭に持ち帰って食べ、給食でも食べている。また、キャリア教育の一環として、スーパーなどの野菜の値段を調べ、冬野菜の販売も行っている。



＜ダッシュファーム＞

肥料材料表(基本表示)	
肥料成分	窒素(N) 15.0%
リン酸(P)	15.0%
カリウム(K)	15.0%
有機質	15.0%
その他	15.0%

エコスクールを目指して

エコスクールとは、食育と環境教育を結びつけ、持続可能な社会の実現を目指す取り組みです。学校で育てた野菜を給食や家庭で活用し、環境に優しい生活を推進します。

＜エコ堆肥＞

(3) 各学年の取り組み

1年生 栄養教諭が「音見つけ」や「味見つけ」をすると知らないうちに苦手な野菜も食べられるようになることを指導した。

2年生 数を数えたり、さやの長さを測ったりしながら、自分たちでむいたグリーンピース「早く給食にでないかなあ。」と楽しみにしていた。

3年生 常温と冷えたジュースを飲み比べて、常温の甘さに気付き、お菓子の食べ過ぎや砂糖の取り過ぎに注意しようと話しあった。

4年生 様々な野菜を育てて給食や授業で活用すると共に家庭にも提供した。さらに、保護者や地域の方々に販売活動を行った

5年生 毎年、総合的な学習の時間に「明峰米を育てよう」の単元で、バケツ稲に挑戦している。

6年生 栄養教諭とT.Tで授業どのようなおかずが朝食に合うか、朝食が一日のエネルギー源になることもふまえ、計画を立てた。

3 おわりに

児童は、授業を通して、食について興味関心を持つことができ、給食の食材についても興味関心を持つようになった。また、好き嫌いも少なくなり、生産者や食事を作る人の気持ちを知り、食べものを大切にする気持ちが育っている。教職員だけでなく、調理員も含め、関心が高まり学校全体の指導体制ができてきた。今後は、家庭との連携を深め、授業と給食、保健・体育・食育との連携を深める取り組みを推進していく。

〈実践事例3〉 研究委嘱地域の取組（八潮市）

平成23年度 小中学校食育指導力向上授業研究協議会（東部教育事務所管内）

発表テーマ 食の大切さを学び、望ましい食生活を実践する児童の育成
 — 自己指導能力の向上をとおして —
 八潮市教育委員会【実践中心校 八潮市立大瀬小学校】

1 はじめに

本校は、これまで、学力の向上と豊かな心を育成する小中一貫教育の推進を研究主題として、積極的な生徒指導の充実に取り組んできた。今年度、埼玉県教育委員会・埼玉県学校給食会より食育の研究委嘱を受け、研修を進めるにあたり、これまでの研究を生かし、自己指導能力の向上という視点を大切に。「食の大切さを学び、望ましい食生活を実践する児童の育成」の研究主題のもと、特別活動を中心に、学校教育活動全体で研究を進めると共に、家庭や地域と連携した取組を進めてきた。

2 取組

(1) 食に関する「年間指導計画の作成」

食育を推進するにあたり、「食に関する指導全体計画」を作成し、各学年の指導目標や各教科との関連を明らかにした。さらに、「給食指導年間計画」の見直し、学級活動(2)の食育年間指導計画の作成により、学年の指導内容を明確化した。

学級活動(2)食育年間指導計画（抜粋）			
	指導の重点	題材例	指導内容の押さえどころ
1年	給食の大切さ	カルシウムを多く含む食べ物 食べ物3つの仲間	・牛乳の中にはカルシウムがあることを知らせる。 ・歯が生え変わる時期、歯の成長にもカルシウムが必要であることを理解し、しっかりととることの大切さに気付く。 ・食べ物は3つの仲間（主菜・副菜・主食）に分かれていて、給食にはすべてバランスよく含まれていることを理解する。そして、どれもまんべんなく食べることが大切だということに気付く。
2年	食べ物に感謝。すべての人に感謝	「もったいない」の心 調理する人に感謝	・アンケートや残量調査から野菜が多く残されていることを知る。 ・野菜の体へのはたらきを知り、自分なりの給食のめあてを考えられるようにする。 ・給食が学校に運ばれるまでの過程を学び、多くの人が関わっていることや、給食の献立は私たちの体のことを考えてたてられていることを知り、感謝の気持ちを持つことができるようにする。

(2) 特別活動を中心とした授業実践

ア 学級活動

(ア) 1年「カルちゃんをたくさんとろう」

【指導の観点：食品を選択する力】

牛乳には、カルシウムがたくさん含まれていることを学習した。牛乳が苦手な児童、食の細い児童もいたが、牛乳を残さないよう意識して飲むようになってきた。



(イ) 4年「野菜のパワー発見」【指導の観点：食事の重要性、感謝の心】



八潮市の栄養士と学級担任によるチームティーチングによる授業を展開した。栄養士をゲストティーチャーとして迎えることにより、野菜の栄養については、専門的な話を聞くことができた。また、野菜作りに従事する人の苦勞について考えることにより、食の大切さを学習すると共に、感謝の気持ちをもつことができた。

(ウ) 6年「病気になるしない食生活」【指導の観点：心身の健康】



健康な生活を送るためには、糖分・塩分の摂りすぎに注意しなければならない。糖分や塩分の必要性やそれぞれの適量を学習し、生活習慣病などにならない方法を考えさせた。また、自分の食生活を振り返って、望ましい食生活のあり方を話し合った。

イ 委員会活動

「児童集会」において、給食委員会の児童が、「給食のマナー」や「栄養」についての発表をしたり、給食の時間に「今日のワンポイントアドバイス」を放送したりして、食に関する興味・関心を高める活動をした。

(3) 専門部を中心とした実践

食育だよりの発行



朝食の大切さを伝えた。

食育アンケートの実施

学年	はい	たしだい	いいえ
6年	96%	3%	1%
5年	96%	4%	0%
4年	89%	7%	4%
3年	96%	1%	3%
2年	88%	10%	2%
1年	97%	3%	0%

食育コナの設置



全クラスに、学年の実態に合った内容の掲示をしている。

学校保健委員会の開催



児童の「食」についての実態や課題が話し合われた。

ランチルーム給食交流給食の実施



元気もりもりコナの設置



(4) 保護者・地域との連携・啓発

ア 全学年「大瀬小わくわくモーモースクール」



埼玉県酪農教育ファーム推進委員会の協力を得て、乳絞りや子牛とのふれあいなど、さまざまな体験活動を行った。多くの保護者が参観した。

イ 夏休み親子料理教室（全学年対象）



夏休みに親子お料理教室を開催した。栄養士と食育ボランティアを講師に迎え、小松菜などの地域の食材を使った料理を作った。

ウ 地場産業（小松菜農家）との連携



3年生の社会科の「小松菜農家で働く人」の学習で八潮市内の農家に見学に行き、いろいろな野菜の育て方や苦労話を聞いた。

エ 学校ファームへのボランティアの協力



教科や学年の行事等と関連させて、野菜を栽培している。八潮市内の農家の方に、野菜の育て方の指導・援助を受けている。

3 おわりに

- 児童の課題を明確にし、学校教育活動全体で取り組んだことにより、次のような成果が見られた。
- 学校給食と関連づけて、栄養士や担任が日常的に指導することにより、食生活や健康に対する関心が高まり、自らの食生活を改善しようとする態度が見られるようになった。
 - 野菜栽培やさまざまな体験活動を通して、食物を大切に作る心、生産者や食に関わる人・物に感謝する心が育った。
 - 保護者への啓発活動を通して、保護者の理解や協力が得られるようになった。

2 学校給食の充実

学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上を図るとともに、栄養的にバランスのとれた豊かな食事を提供することにより、家庭における望ましい食生活のモデルとなるよう、絶えず改善に努めることが必要である。

また、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進していくことを目指し、学校教育活動全体を通して、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材として活用されるよう、食事内容の充実を図ることが重要である。

(1) 現状及び課題

文部科学省「学校給食栄養報告（週報）」から把握できる課題は、下記のとおりである。

- ア 文部科学省「学校給食摂取基準」と比して、ナトリウム（食塩相当量）が過剰。鉄・食物繊維が不足。
- イ 豆類、豆製品類、種実類、果実類、藻類、小魚類の摂取量が少ない。
- ウ 残滓が多い。その理由を検証し、献立作成に活かしているか。

(2) 対策

- ア 多様な食品を組合せ、おいしく、栄養学的にバランスのとれた給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすように努める。
- イ 残滓量を主食・主菜・副菜別に把握をし、その内容について分析、検討した結果を、献立作成に活かしていく。
- ウ 献立は、各教科等と意図的に関連させた内容とし、給食を生きた教材として活用できるよう、食品の組合せ、調理方法等を工夫する。
- エ 地場産物や郷土食を活用し、地域の食文化の継承等に配慮するよう努める。
- オ 食物アレルギー等のある児童生徒等に対しては、可能な限り、健康状態や個人差を把握しながら、個々の状況に応じた対応に努める。

評 価

次の視点で学校給食を評価する。

- 多様な食品を組合せ、栄養バランスのとれた食事となっているか。
- 食に関する指導の生きた教材として活用するため、食品の組合せ、調理方法、地場産物の活用等について工夫した献立となっているか。
- 美味しい給食となるよう献立を工夫し、残滓を減らすよう努めているか。
- 残滓量について、毎日確認し、分析結果を献立作成に活かしているか。
- 献立に使用する食品や献立のねらいを明確にし、各教科等と意図的に関連させた献立作成となっているか。
- 日常又は将来の食事作りにつながるよう、献立や食品名が明確になっているか。
- 食物アレルギー等を有する児童生徒等に対し、個に応じた対応を行っているか。
- 食に関する自己管理能力を養うため、選択できる給食の導入を図っているか。

3 衛生管理の徹底

(1) 現状

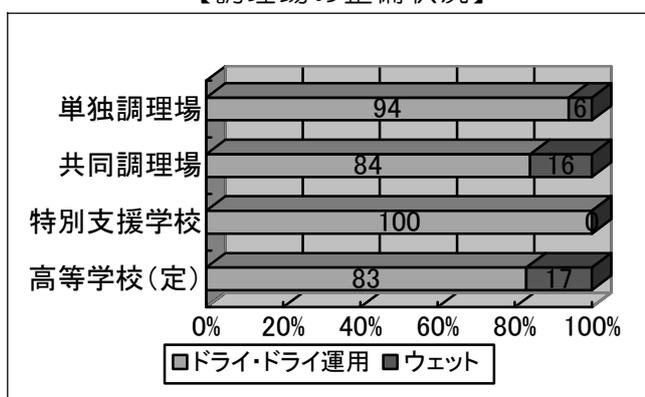
学校給食における衛生管理については、「学校給食法」に位置づけられた「学校給食衛生管理基準」を基本としており、安全で安心な学校給食を実施するために、徹底することが重要な課題である。

しかし、その管理運営が十分でない調理場がまだまだ見受けられる。例えば、手洗いが徹底されていない、ドライ運用が徹底されていないなど衛生管理の基本的な事項が守られていない、関係諸帳簿について、その帳簿を作成する意図を理解しないまま、ただ機械的に記録しているだけになっている、などである。

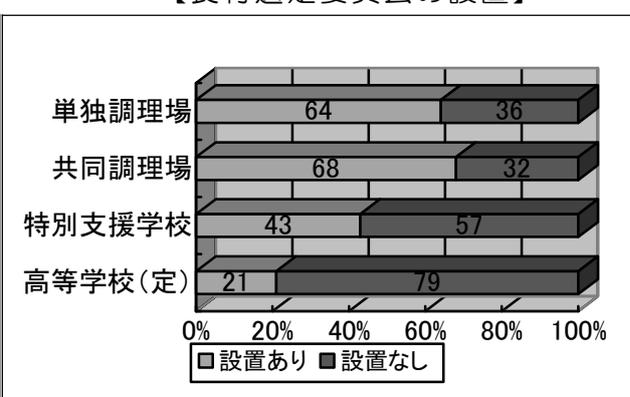
一方、積極的に衛生管理体制の整備を図り、食中毒予防に万全を期している調理場も見受けられ、依然として衛生管理に対する意識が二極化傾向にある。

平成23年度の各調理場の状況については、以下のとおりである。

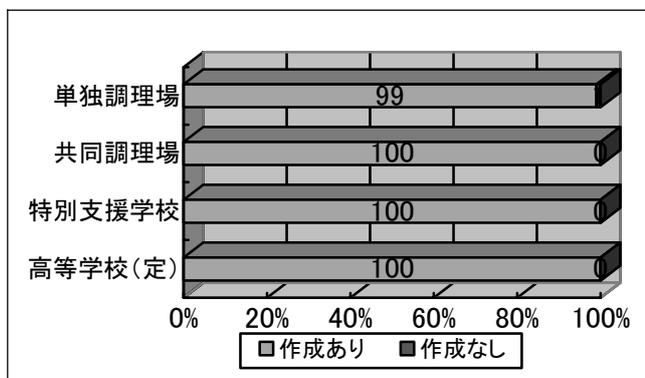
【調理場の整備状況】



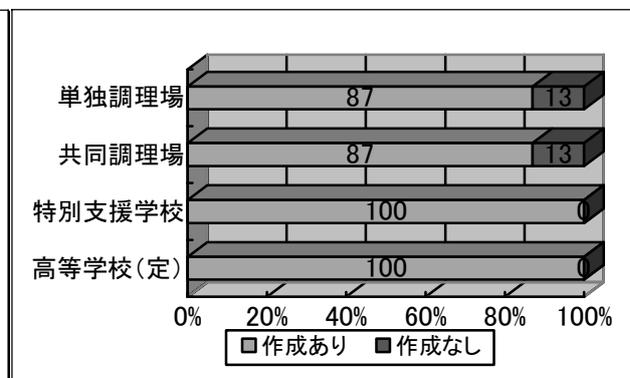
【食材選定委員会の設置】



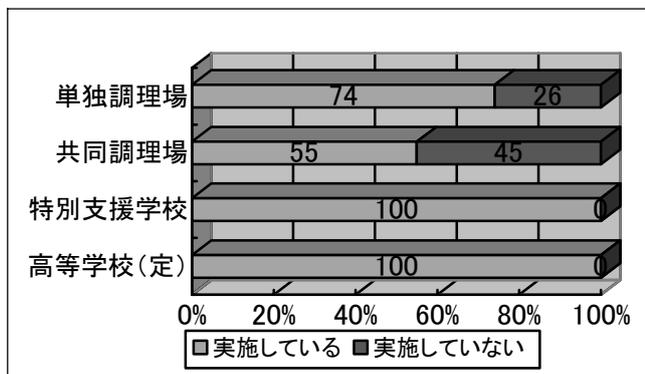
【作業工程表の作成】



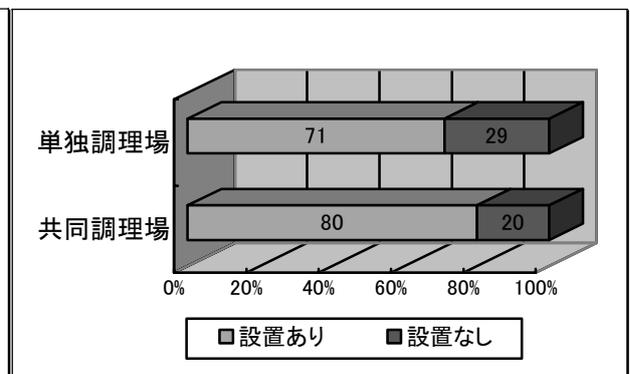
【作業動線図の作成】



【学校薬剤師等の協力による定期衛生監査の実施】



【温水に対応した手洗い設備】



【平成23年度学校給食実施状況調査から】

(2) 課題

ア 学校給食実施者の責務

- 受配校も含め、学校関係者全体の「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理意識の向上
- 学校薬剤師等の協力による定期的な衛生検査の実施
- 各学校給食調理場の実態に応じた衛生管理マニュアルの作成
- 食品選定のための委員会等の実施及び保護者の参画

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- ウェットシステム調理場におけるドライ運用の実施
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分
- 温水に対応した方式の学校給食従事者専用手洗い設備の設置
- 下処理用三槽シンクの設置
- 手指消毒設備（消毒用アルコール）の設置

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 手洗いの徹底
- 食品の適切な温度管理、記録
- 作業工程表及び作業動線図の作成及び作業前確認

(3) 対策

ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

- 学校給食施設がウェットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器、器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボウル、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

☆ 作業工程表

「いつ」「だれが」「どこで」「どんな作業をするか」を明確にし、二次汚染の可能性が高いかけ持ち作業を行わないようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 出来上がり時間から逆算して、作業の開始時間を示していくこと。
- ・ 担当者ごとの役割分担が明確になるように作成すること。
- ・ 調理及び衛生管理上、特に注意が必要な点を列記すること。
(例：野菜を洗う順番、使い捨て手袋の取扱いなど)
- ・ 実際の作業時間を確認、記録し、次の工程表作成に役立てること。

☆ 作業動線図

二次汚染を起こす可能性の高い食品と汚染させたくない食品の作業動線を明確にし、「交差を防ぐ」ようにする。

☆ 作成のポイント

- ・ 食品別にわかりやすく示すこと。
- ・ 加熱調理の野菜等、動線が同じ食品については1本でまとめると図が見やすくなる。
- ・ 「二次汚染の危険性のある食品」「二次汚染させたくない食品」の動線を明記すること。
- ・ 作業動線の交差が生じる場所には、作業工程で時間をずらし交差を避ける等の工夫をすること。
- ・ 実際の作業動線を確認、記録し、次の動線図作成に役立てること。

《留意点》 上記対策の実施に当たっては、学校給食関係者の意見を十分に取り入れ、献立及び調理内容、作業工程、作業動線、調理従事者数等に配慮することが重要である。

評 価

次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウェットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区別ができているか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食の結果を確認してから児童生徒が摂食しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。

【確認しておきたい事項】

学校保健安全法及び学校給食法の施行

(平成21年4月1日施行)

学校保健法及び学校給食法の一部が改正、施行されて3年になります。

改正の趣旨に則って、学校保健、学校安全、食育・学校給食の取組が進められているところですが、年度初めに計画する学校保健計画、学校安全計画、食育・学校給食計画の作成時に確認してください。

◆法改正のポイント◆

【改正の趣旨】

- (目的)
- 学校保健及び学校安全の充実
 - 学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施
- (内容)
- 国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定
 - 養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について規定

【概要】

1 学校保健法の一部改正

- 法律の題名を「**学校保健安全法**」に改称
- 国・地方公共団体の責務（財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等）を明記
- 学校の設置者の責務（学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等）を明記

学校保健に関すること

- **養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導**の充実
- **地域の医療関係機関等との連携**による**児童生徒等の保健管理**の充実
- 全国的な**学校の環境衛生水準**を確保するための**全国的な基準の法制化**

学校安全に関すること

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した**総合的な学校安全計画の策定**による学校安全の充実
- 各学校における**危険発生時の対処要領の策定**による的確な対応の確保
- **警察等関係機関、地域のボランティア等との連携**による**学校安全体制**の強化

2 学校給食法の一部改正

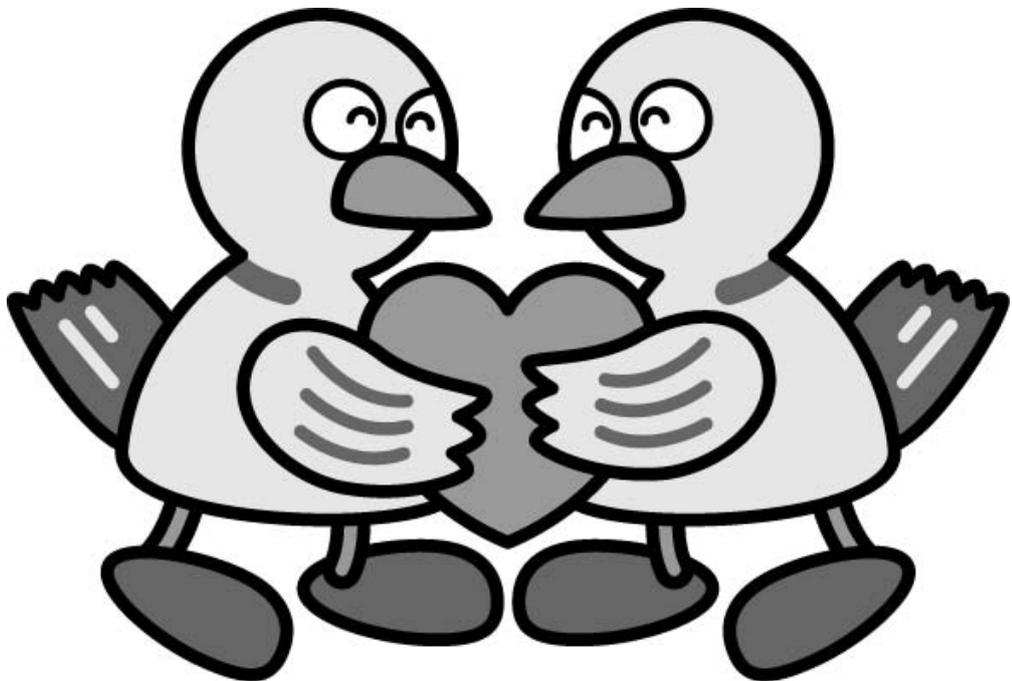
- **学校給食を活用した食に関する指導**の充実
 - ・ 食育の観点から**学校給食の目標**を改定
 - ・ **栄養教諭**による**学校給食を活用した食に関する指導**の推進
- **学校における学校給食の水準及び衛生管理**を確保するための**全国基準の法制化**

第3章

年間事業の計画

I 主要事業

II 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業



I 主要事業

1 学校保健

事業名	内容	期間	対象
県立学校生徒等健康診断	県立学校児童生徒の定期健康診断等を実施し、健康の保持増進を図る。 結核健康診断、潜在性疾患検査(尿・心臓検査)、その他(寄生虫卵検査等)	4～6月	県立学校
薬物乱用防止教育の推進	中・高校生に急速な広がりを見せる覚せい剤汚染に対処するため、薬物乱用防止教育を充実し、覚せい剤被害の拡大を防ぐ。 1 薬物乱用防止教育研修会 2 薬物乱用防止教室	年間	公立学校教職員 児童生徒、保護者
県立学校学校医等の配置	学校保健安全法に定められた、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を県立学校に配置し、児童生徒の保健管理を充実する。	年間	県立学校

<研修会等>

事業名	内容	期日	会場	対象
薬物乱用防止教室研修会	薬物乱用防止教室の充実を図るために、中・高等学校における薬物乱用防止教室を参観し、外部講師(警察官や薬物乱用防止指導員)と教職員が効果的な教室の進め方について研修及び研究協議を行う。	5月25日(金)	熊谷会館	小・中・高 ・特別支援学校 教職員 外部講師(警察官・指導員等)
薬物乱用防止教育研修会	薬物乱用防止教育の充実を図るため講義及び研究協議を行い、教職員の資質の向上を図る。	1月22日(火)	埼玉会館 小ホール	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
「性に関する指導」指導者研修会	知識を活用した保健学習一性に関する指導編一を活用し、「性に関する指導」の具体的な考え方や進め方について研修を行う。	10月9日(火)	さいたま 市民会館 おおみや	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
保健主事研修会	児童生徒の心身の健康問題を解決するために、講義・講演等を行い、保健主事の資質の向上を図る。	6月27日(水)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 ・特別支援学校 教職員
新任保健主事研修会	保健主事の職務を把握し、健康教育について知識を高め、具体的な活動の展開方法を知り、各学校における健康教育の推進を図る。	6月 1日(金)	県民活動 総合センター	新任 学校保健主事
養護教員研修会	養護教諭の専門性を生かした教育活動を一層推進するために、学校保健活動に必要な研修会を開催し、学校保健の充実を図る。	5月29日(火)	埼玉会館 大ホール	小・中・高 ・特別支援学校 養護教諭
		1月11日(金)	埼玉会館 大ホール	
埼玉県学校健康教育推進大会	学校、家庭、地域が連携した健康教育の推進を図る。 ・健康教育に貢献した個人・団体の表彰・講演・実践発表(さいたま市教育委員会・県学校保健会・県学校保健会等と共催)	1月15日(火)	埼玉会館 大ホール	健康教育関係者 及びPTA 学校保健 学校安全 学校給食関係者
学校歯科保健コンクール表彰式	学校歯科保健活動に努力した学校を表彰し、歯科保健活動の充実を図る。 (さいたま市教育委員会・県学校保健会・県歯科医師会と共催)	2月7日(木)	さいたま 市文化セ ンター	表彰校関係者 学校歯科医等
学校薬剤師研修会	学校薬剤師としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。(県学校保健会・県学校薬剤師会と共催)	9月1日(土)	さいたま 共済会館	学校薬剤師
学校医研修会	学校医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。(県学校保健会・県医師会学校医会と共催)	2月(日曜) *日:未定	埼玉県 県民健康 センター	学校医

学校歯科医研修会	学校歯科医としての職務を執行する上で必要な知識の向上を図る。(県歯科医師会と共催)	未 定	未 定	学校歯科医
----------	---	-----	-----	-------

2 学校安全

事業名	内 容	期 間	対 象
県立学校生徒等災害対策	学校管理下における児童生徒の災害事故に対して被害者の救済を図るとともに、損害賠償等の県の財政負担の軽減を図る。 ○ 日本スポーツ振興センター災害共済掛金設置者負担金	年 間	県立学校の児童生徒
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	県内の市町村立小学校にスクールガード・リーダーを配置し、登下校時をはじめとする児童生徒の安全確保を図る体制を整備する。	年 間	市町村立小学校

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
防災教室推進研修会	教職員や児童生徒の防災に対する意識の向上を図るため、防災教室の講師となる教職員等を対象とした研修会を実施する。	5月15日(火)	埼玉会館 大ホール	小・中 県立学校 安全教育担当者
学校危機管理研修会	学校では、事故を未然に防ぐとともに、事故発生時には迅速かつ適切な対応が求められていることから、管理職を中心とした学校危機管理体制を整備するため、研修会を通して危機管理能力の向上を図る。	6月13日(水)	さいたま 市民会館 うらわ	公立学校 新任教頭
学校安全教育指導者研修会	児童生徒が生涯にわたり安全に生活することができる資質や能力を育成するため、研修会を通して、安全管理、生活安全、交通安全、防災教育に関する担当教員の指導力の向上を図る。	7月6日(金)	さいたま 市民会館 おおみや	小・中学校 安全教育担当者
		7月4日(水)	県民活動 総合センター	県立学校 安全教育担当者
高等学校二輪車マナーアップ講習会	二輪車通学を許可されている県立高等学校生徒のマナーアップを図るため、講習会を実施し、二輪車乗車に必要な技能や交通安全に対する望ましい態度を育成する。	7月15日(日)	県内 自動車学校	二輪車通学を許可された 県立高等学校の生徒
救急蘇生法講習会	平成23年10月に救急蘇生法の指針が一部改められたことを受けて、救急蘇生法講習会を実施し、救急蘇生法の習得と普及推進をねらいとする。	8月23日(木)	未 定	小・中 県立学校 安全教育担当者

3 学校給食

事業名	内 容	期 間	対 象
学校給食食中毒事故等の防止対策	学校給食設備の改善、学校給食用食材の細菌検査等を実施し、食中毒事故を未然に防ぐ。	年 間	県立特別支援学校 及び夜間給食実施 県立定時制高等学校
	衛生管理講習会を開催し、学校給食従事者等の衛生管理意識の向上を図り、学校給食の食中毒防止に万全を期す。	6 月	学校給食関係者

<研修会等>

事業名	内 容	期 日	会 場	対 象
学校栄養士研修会	栄養教諭、学校栄養職員の専門的知識を深めるとともに資質の向上を図る。 (県学校栄養士研究会と共催)	5月 9日(水)	さいたま市民 会館うらわ	栄養教諭 学校栄養職員
学校栄養士 夏季研修会		7月26日(木) 7月27日(金)		
食育推進リーダー 育成研修会		学校における食育を推進する教職員の資質向上を図るため、実践事例の報告や、有識者による講義等を行う。	7月25日(水)	さいたま文学館 文学ホール
	8月23日(木)		埼玉会館 小ホール	教諭等

学校給食 衛生管理研修会	食中毒や伝染病の発生を防止するため、学校給食関係者の衛生知識を深め、衛生管理の徹底を図る。	6月 1日(金)	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者
県立学校 学校給食研修会	学校給食関係職員の資質や技能の向上を図るとともに、県立学校における学校給食の円滑な運営と内容の充実向上を図る。	8月10日(金)	埼玉県 学校給食会	学校栄養職員 ・業務職員等
彩の国学校給食 研究大会	地元産食材の活用促進を中心に、教材としての学校給食の在り方の実践発表と講演を行い、豊かで魅力ある学校給食の実現を目指す。	11月19日(月)	埼玉会館 小ホール	学校給食関係者

4 会議・審査会・表彰式

(1) 健康教育関係会議

会議名	内 容	期 日	会 場	対 象
教育事務所等 健康教育担当 指導主事会議	健康教育に関する事業等について 連絡・協議を行う。	4月5日(木)	職員会館 研修室	教育事務所 ・教育センター等 担当指導主事

※参考 市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会（義務教育指導課主催）

第1回	4月10日(火)	県立総合教育センター
第2回	11月 5日(月)	県立総合教育センター
第3回	1月21日(月)	県立総合教育センター

(2) 審査会・表彰式

審査会・表彰式	内 容	期 日	会 場	対 象
審 査 会	学校保健・学校安全・ 学校給食優良学校審査会	10月12日(金)	知事公館	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学校歯科保健コンクール 書類審査会 実地審査会 最終審査会	10月18日(木)	すこやかプラザ	小・中学校 特別支援学校(小・中)
		11月15日(木)	該当小・中学校	
表 彰 式	学校保健・学校安全 ・学校給食優良学校表彰式	1月15日(火)	埼玉会館 大ホール	幼・小・中・高等学校 特別支援学校
	学 校 歯 科 保 健 コンクール表彰式	2月7日(木)	さいたま市 文化センター	小・中学校 特別支援学校(小・中)

Ⅱ 全国・関東等研究大会、研究協議会等主要事業

1 文部科学省主催行事

研究大会等行事名	期 日 等	開催場所
健康教育行政担当者連絡協議会	24年 5月29日(火)～5月30日(水)	東京都
学校保健課題解決支援事業全国連絡協議会	25年2月頃開催予定	東京都
スクールヘルスリーダー派遣事業全国連絡協議会	25年2月頃開催予定	東京都
性に関する指導普及啓発講習会	未 定	未 定
実践的防災教育総合支援事業に関する全国連絡協議会	未 定	未 定
心のケアシンポジウム	24年11月頃開催予定	東京都
栄養教諭を中核とした食育推進事業全国連絡協議会	24年12月頃開催予定	東京都

2 文部科学省と都道府県教育委員会との共催行事

事業名	期 日 等	開催場所
全国養護教諭研究大会	24年(以下同じ) 8月9日(木)～8月10日(金)	山形県山形市
全国学校保健研究大会	11月8日(木)～11月9日(金)	熊本県熊本市
全国学校歯科保健研究大会	10月25日(木)～10月26日(金)	群馬県前橋市
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会	7月27日(金)～7月28日(土)	北海道札幌市
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会	8月7日(火)～8月8日(水)	東京都
薬物乱用防止教育シンポジウム	未 定	未 定
全国学校給食研究協議大会	11月15日(木)～11月16日(金)	大分県大分市

3 独立行政法人教員研修センター主催行事(東部ブロック)

研 修 会 名 等	期 日 等	開催場所
健康教育指導者養成研修	食育(推進)コース	24年(以下同じ) 7月17日(火)～7月20日(金) ※1 教員研修センター
	食育(専門)コース	10月16日(火)～10月19日(金) 教員研修センター
	健 康 コース	11月12日(月)～11月16日(金) 教員研修センター
	学校 安全 コース	10月9日(火)～10月12日(金) 教員研修センター

※1 教員研修センターは「独立行政法人 教員研修センター」(茨城県・つくば市)の略

4 関係行事

大 会 等 名	期 日 等	開催場所
全国学校保健主事研究協議会	24年8月23日(木)、24日(金)	兵庫県神戸市
関東甲信越静学校保健大会	24年8月2日(木)	埼玉県さいたま市
第7回食育推進全国大会	24年6月16日(土)、17日(日)	神奈川県横浜市

※ 日程等については予定。

確定情報・詳細等については、開催案内の通知・事務連絡等により確認する。

第4章

資 料 編

- I 平成23年度学校健康教育実践状況調査結果
- II 研究委嘱校・表彰校等一覧
- III 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧
- IV 健康に関する相談機関等の連絡先一覧
- V 関係機関等の連絡先一覧



平成23年度学校健康教育実践状況実態調査結果

○対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日（予定を含む）

○調査対象校数

- ・小学校 713校
- ・中学校 364校【さいたま市を除く】
※中学校は、県立伊奈学園中学校を含む
（項目により学校数計364校とならない場合あり）
- ・高校(全日制)143校
- ・高校(定時制) 31校
- ・特別支援学校 39校
※高校(全・定)、特別支援学校の回答においては、市立の学校を含む
（項目により学校数計が調査対象校数にならない場合あり）

○調査結果（ ）内は%、各校種別に調査対象校数中の割合を示したものである。

I 埼玉県学校健康教育指針について

- 1 学校健康教育を推進するために埼玉県学校保健推進ガイドラインを踏まえた取組を行いましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	702(98.5)	352(96.7)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	11(1.5)	12(3.3)	0(0)	0(0)	0(0)

- 2 1でアの場合、具体的にはどのような内容ですか。（複数回答可）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	341(47.8)	135(37.0)	37(25.9)	5(16.1)	13(33.3)
イ 学校の保健指導・安全指導・危機管理に生かした	609(85.4)	303(83.2)	101(70.6)	18(58.1)	29(74.4)
ウ 感染症の予防・アレルギー疾患への配慮に生かした	353(49.5)	193(53.0)	73(51.0)	14(45.2)	27(69.2)
エ 健康相談・教育相談等に生かした	239(33.5)	165(45.3)	88(61.5)	17(54.8)	15(38.5)
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や生活リズムの指導に生かした	510(71.5)	237(65.1)	63(44.0)	18(58.1)	23(59.0)
カ 家庭や地域との連携に生かした	311(43.6)	122(33.5)	21(14.7)	2(6.5)	16(41.0)
キ 学年経営・学級経営に生かした	117(16.4)	45(12.4)	13(9.0)	1(3.2)	7(17.9)
ク 生活指導や生徒指導に生かした	198(27.8)	94(25.8)	30(21.0)	11(35.5)	6(15.4)
ケ その他	18(2.5)	9(2.5)	5(3.5)	0(0)	0(0)

- 3 各校の実態に合わせた学校保健推進ガイドラインを作成しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	253(35.5)	96(26.4)	69(48.3)	17(54.8)	13(33.3)
イ いいえ	460(64.5)	268(73.6)	74(51.7)	14(45.2)	26(66.7)

4 3でアの場合、具体的にどのように活用しましたか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校の保健学習に生かした	152(14.0)	38(10.4)	25(17.5)	6(19.4)	2(5.1)
イ 学校の保健指導・安全指導・危機管理に生かした	230(32.2)	83(22.8)	52(36.4)	11(35.5)	12(30.8)
ウ 感染症の予防・アレルギー疾患への配慮に生かした	117(16.4)	42(11.5)	27(18.9)	6(19.4)	8(20.5)
エ 健康相談・教育相談等に生かした	87(12.2)	41(11.3)	40(28.0)	9(29.0)	6(15.4)
オ 児童生徒の基本的な生活習慣や生活リズムの指導に生かした	161(22.6)	51(14.0)	33(23.1)	8(25.8)	4(10.3)
カ 家庭や地域との連携に生かした	120(16.8)	28(7.7)	13(9.0)	2(6.5)	8(20.5)
キ 学年経営・学級経営に生かした	47(6.6)	15(4.1)	8(5.6)	0(0)	1(2.6)
ク 生活指導や生徒指導に生かした	61(8.6)	20(5.5)	17(11.9)	5(16.1)	2(5.1)
ケ その他	4(0.6)	1(0.3)	2(1.4)	0(0)	0(0)

II 学校健康教育必携について

1 学校健康教育必携をどのような時に活用しましたか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 校内研修	120(16.8)	52(14.3)	12(8.4)	2(6.5)	8(20.5)
イ 保健、安全、食に関する学習や指導(計画・実践)	672(94.2)	340(93.4)	121(84.6)	28(90.3)	32(82.1)
ウ 保護者会	53(7.3)	24(6.6)	10(7.0)	3(9.7)	2(5.1)
エ その他	113(15.8)	61(16.8)	31(21.7)	4(3.2)	8(20.5)

2 学校健康教育必携のどの部分(一部分活用を含む)を活用しましたか。

(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア (第1章) 学校健康教育を推進するために	451(63.3)	193(53.0)	61(42.7)	71(22.6)	16(41.0)
イ (第2章 I) 学校保健の充実	647(90.7)	324(89.0)	118(82.5)	23(74.2)	32(82.1)
ウ (第2章 II) 安全教育の推進	290(40.7)	145(39.8)	60(42.0)	11(7.7)	13(33.3)
エ (第2章 III) 学校における食育の推進	315(44.2)	138(37.9)	16(11.2)	10(32.3)	11(28.2)
オ (第3章) 年間事業の計画	119(16.7)	68(18.7)	35(24.5)	8(25.8)	8(20.5)
カ (第4章) 資料編 健康教育実践状況調査結果 他	129(18.1)	67(18.4)	34(23.8)	5(16.1)	4(10.3)

III 学校保健

※学校保健計画(学校保健の全体計画・学校保健の年間計画)

学校保健安全法：平成21年4月の策定で学校安全計画と別に立案することとなった。

1 全体計画・年間(指導)計画について

(1) 学校保健の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	708(99.3)	358(98.4)	143(100)	31(100)	38(97.4)
イ いいえ	5(0.7)	6(1.6)	0(0)	0(0)	0(0)

(2) 学校保健の年間計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(3) 学校環境衛生活動は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(4) 薬物乱用防止教育は学校保健の年間計画に位置付けられていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(5) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	572(80.2)	233(64.0)	95(66.4)	19(61.3)	20(51.3)
イ いいえ	141(19.8)	131(36.0)	48(33.6)	12(38.7)	19(48.7)

(6) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	574(80.5)	220(60.4)	92(64.3)	20(64.5)	25(64.1)
イ いいえ	139(19.5)	144(39.6)	51(35.7)	11(35.5)	14(35.9)

2 学校保健委員会について

(1) 学校保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(2) (1)でアの場合 学校保健委員会を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0回	0(0)	0(0)	0(0)	5(16.1)	0(0)
イ 1回	134(18.8)	169(46.4)	122(85.3)	21(67.7)	19(48.7)
ウ 2回	469(65.8)	168(46.2)	12(8.4)	4(12.9)	13(33.3)
エ 3回	107(15.0)	26(7.1)	4(2.8)	1(3.2)	5(12.8)
オ 4回以上	3(0.4)	1(0.3)	2(1.4)	0(0)	2(5.1)

(3) (2)でア以外の場合 学校保健委員会ではどのような議題を取り上げましたか。
(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校保健に関すること	686(96.2)	342(94.0)	125(87.4)	21(67.7)	35(89.7)
イ 学校安全に関すること	154(21.6)	77(21.2)	43(30.1)	7(22.6)	6(15.4)
ウ 学校給食に関すること	327(45.9)	151(41.5)	6(4.2)	7(22.6)	13(33.3)
エ その他	127(17.8)	54(14.8)	12(8.4)	0(0)	2(5.1)

3 地域学校保健委員会について

(1) 地域学校保健委員会は設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	77(10.8)	44(12.1)	6(4.2)	2(6.5)	2(5.1)
イ いいえ	636(89.2)	320(87.9)	137(95.8)	29(93.5)	37(94.9)

(2) (1) でイの場合 地域学校保健委員会は、児童生徒の健康教育を進める上で有効であると思われませんが、今後、設置する予定がありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 予定がある	15(2.1)	12(3.3)	1(0.7)	0(0)	2(5.1)
イ 検討する	448(62.8)	228(62.6)	90(62.9)	13(41.9)	18(46.1)
ウ 考えていない	158(22.2)	73(20.1)	45(31.5)	14(45.2)	16(41.0)
エ その他	15(2.1)	7(1.9)	2(1.4)	2(6.5)	1(2.6)

4 薬物乱用防止教室について

(1) 薬物乱用防止教室を年間に何回開催しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回	656(92.0)	319(87.6)	132(92.3)	29(93.5)	35(89.7)
イ 2回	49(6.9)	33(9.1)	10(7.0)	2(6.5)	3(7.7)
ウ 3回	4(0.6)	11(3.0)	1(0.7)	0(0)	1(2.6)
エ 4回以上	4(0.6)	1(0.3)	0(0)	0(0)	0(0)

(2) 何月に開催しましたか。(複数回答可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 4月～6月	58(8.1)	61(16.8)	19(13.3)	3(9.7)	5(12.8)
イ 7月	36(5.0)	120(33.0)	46(32.2)	12(38.7)	6(15.4)
ウ 8月～11月	192(26.9)	81(22.3)	30(21.0)	8(25.8)	5(12.8)
エ 12月	102(14.3)	87(23.9)	40(11.0)	8(25.8)	6(15.4)
オ 1月～3月	362(50.8)	51(14.0)	19(13.3)	1(3.2)	18(46.2)

(3) 薬物乱用防止教室で年間に参加した児童生徒の延べ人数を記入してください。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
延べ人数	74,612	143,454	102,368	4,863	1,824

(4) 薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は何ですか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 警察職員	410(57.5)	190(52.2)	53(37.1)	9(29.0)	5(12.8)
イ 麻薬取締官OB	72(10.1)	11(3.0)	11(7.7)	4(12.9)	1(2.6)
ウ 学校薬剤師・薬剤師等	174(24.4)	77(21.2)	16(11.2)	4(12.9)	1(2.6)
エ 学校医・医師等	18(2.5)	7(1.9)	1(0.7)	0(0)	2(5.1)
オ 保健所職員	14(2.0)	14(3.8)	4(2.8)	1(3.2)	0(0)
カ 精神保健センター職員	1(0.1)	3(0.8)	0(0)	0(0)	0(0)
キ 教育行政担当者	8(1.1)	6(1.6)	2(1.4)	1(3.2)	1(2.6)
ク 大学教員等	1(0.1)	1(0.3)	16(11.2)	0(0)	0(0)
ケ 自校の養護教諭や教員等	67(9.4)	32(8.8)	23(16.1)	7(22.6)	30(76.9)
コ 他校の教員等	4(0.6)	12(3.3)	13(9.1)	1(3.2)	0(0)
サ その他	63(8.8)	66(18.1)	20(14.0)	7(22.6)	3(7.7)

- (5) 薬物乱用防止教室を実施する時間の教育課程上の扱いについて選んでください。
(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 体育・保健体育	402(56.4)	33(9.1)	15(10.5)	1(3.2)	13(33.3)
イ 特別活動(学級・ホームルーム活動)	304(42.6)	111(30.5)	21(14.7)	4(12.9)	12(30.8)
ウ 特別活動(学校行事)	59(8.3)	175(48.1)	110(76.9)	23(74.2)	5(12.8)
エ 特別活動(児童・生徒会活動)	3(0.4)	7(1.9)	1(0.7)	0(0)	1(2.6)
オ 総合的な学習の時間	36(5.0)	71(19.5)	18(12.6)	5(16.1)	8(20.5)
カ その他	7(1.0)	13(3.6)	6(4.2)	1(3.2)	6(15.4)

- (6) 薬物乱用防止教室の実施形態は、どれですか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア クラス単位	75(10.5)	26(7.1)	14(9.8)	2(6.5)	7(17.9)
イ 学年単位	651(91.3)	83(22.8)	21(14.7)	1(3.2)	15(38.5)
ウ 全校単位	10(1.4)	286(78.6)	117(81.8)	30(96.8)	6(15.4)
エ その他	23(3.2)	3(0.8)	3(2.1)	0(0)	13(33.3)

- (7) 薬物乱用防止教室の開催にあたって、保護者に参加を求めましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	574(80.5)	300(82.4)	69(48.3)	12(38.7)	6(15.4)
イ いいえ	139(19.5)	64(17.6)	73(51.1)	19(61.3)	33(84.6)

5 性に関する指導(エイズ教育を含む)について

- (1) 性に関する指導(エイズ教育を含む)を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

- (2) (1)でアの場合 性に関する指導(エイズ教育を含む)を実施した時間の教育課程上の扱いについて選んでください。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教科	569(79.8)	280(76.9)	121(84.6)	21(67.7)	24(61.5)
イ 道徳	89(12.5)	53(14.6)	0(0)	0(0)	0(0)
ウ 特別活動(学級活動・ホームルーム)	497(69.7)	207(56.9)	17(11.9)	6(19.4)	14(35.9)
エ 特別活動(学校行事)	25(3.5)	27(7.4)	38(26.6)	8(25.8)	1(2.6)
オ 総合的な学習の時間	35(4.9)	64(17.6)	16(11.2)	6(19.4)	5(12.8)
カ その他	9(1.3)	10(2.7)	4(2.8)	3(9.7)	6(15.4)

(3) (1) でアの場合、指導した内容は何ですか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 体の変化(二次性徴)	690(96.7)	309(84.9)	107(74.8)	17(54.8)	36(92.3)
イ 男女の人間関係	434(60.9)	280(76.9)	111(77.6)	22(71.0)	25(64.1)
ウ 異性に対する理解	448(62.8)	285(78.3)	122(85.3)	21(67.7)	28(71.8)
エ 生命尊重	558(78.3)	288(79.1)	110(76.9)	19(61.3)	21(53.8)
オ 男女の役割	347(48.7)	173(47.5)	91(63.6)	16(51.6)	18(46.2)
カ 性情報	169(23.7)	191(52.5)	94(65.7)	20(64.5)	10(25.6)
キ 性被害	161(22.6)	127(34.9)	81(56.6)	17(54.8)	19(48.7)
ク 性感染症	140(19.6)	299(82.1)	133(93.0)	27(87.1)	9(23.1)
ケ その他	47(6.6)	21(5.8)	17(11.9)	4(12.9)	6(15.4)

(4) (1) でアの場合、性に関する指導(エイズ教育を含む)に外部指導者の協力を得ましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	91(12.8)	171(47.0)	60(42.0)	12(38.7)	5(12.8)
イ いいえ	622(87.2)	193(53.0)	83(58.0)	19(61.3)	34(87.2)

(5) (1) でアの場合、保護者の理解・協力を得ましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	604(84.7)	268(73.6)	51(35.7)	10(32.3)	30(76.9)
イ いいえ	109(15.3)	96(26.4)	82(57.3)	21(67.7)	8(20.5)

(6) (5) でアの場合、どのような方法で理解・協力を得ましたか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校だより、学級だより	396(55.5)	144(39.6)	13(9.1)	4(12.9)	17(43.6)
イ 保健だより	270(37.9)	156(42.9)	29(20.3)	9(29.0)	1(2.6)
ウ 講演会・研修会	34(4.8)	62(17.0)	11(7.7)	1(3.2)	4(10.3)
エ 授業参観	199(27.9)	35(9.6)	2(1.4)	1(3.2)	2(5.1)
オ P T A 活動	22(3.1)	31(8.5)	8(5.6)	0(0)	2(5.1)
カ その他	50(7.0)	32(8.8)	8(5.6)	1(3.2)	14(35.9)

(7) 性に関する指導(エイズ教育を含む)の実施に当たって、学校全体で共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	654(91.7)	309(84.9)	102(71.3)	24(77.4)	26(66.7)
イ いいえ	59(8.3)	55(15.1)	41(28.7)	7(22.6)	13(33.3)

(8) 発達段階を踏まえた性に関する指導(エイズ教育を含む)を進めるために、指導内容や教材などについて学年会・委員会等で検討していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	620(87.0)	275(75.5)	73(51.0)	17(54.8)	31(79.5)
イ いいえ	93(13.0)	89(24.5)	70(49.0)	14(45.2)	8(20.5)

(9) 性に関する指導(エイズ教育を含む)に関する校内研修を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	149(20.9)	80(22.0)	10(7.0)	0(0)	13(33.3)
イ いいえ	564(79.1)	284(78.0)	133(93.0)	31(100)	26(66.7)

- (10) 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－」（平成23年2月発行）を授業や研修会で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	532(74.6)	257(70.6)	70(49.0)	8(25.8)	22(56.4)
イ いいえ	181(25.4)	107(29.4)	73(51.1)	23(74.2)	17(43.6)

- (11) 性に関する指導（エイズ教育を含む）に関連して保護者等から苦情や問い合わせがありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	15(2.1)	3(0.8)	2(1.4)	0(0)	2(5.1)
イ いいえ	698(97.9)	361(99.2)	141(98.6)	31(100)	37(94.9)

6 保健室経営計画について

- (1) 保健室経営計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	652(91.4)	347(95.3)	133(93.0)	26(83.9)	34(87.2)
イ いいえ	61(8.6)	17(4.7)	10(7.0)	5(16.1)	5(12.8)

- (2) (1) でアの場合、作成した保健室経営計画を職員会議等で、教職員の共通理解を図っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	612(85.8)	330(90.7)	119(83.2)	17(54.8)	28(71.8)
イ いいえ	40(5.6)	17(4.7)	14(9.8)	10(32.2)	6(15.4)

7 定期健康診断の実施について

- 定期健康診断結果から把握した課題の解決に向けて、どのような取組をしましたか。
(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 学校保健委員会の議題	607(85.1)	278(76.4)	35(24.5)	4(12.9)	21(53.8)
イ 保健部会・職員会議等	403(56.5)	193(53.0)	102(71.3)	16(51.6)	28(71.8)
ウ 保健だより・学年だより	672(94.2)	335(92.0)	110(76.9)	21(67.7)	31(79.5)
エ 保健指導を行った	365(51.2)	185(50.8)	94(65.7)	22(71.0)	21(53.8)
オ その他	23(3.2)	20(5.5)	8(5.6)	1(3.2)	3(7.7)

8 保健室登校の有無について

- (1) 保健室登校の児童生徒の事例が平成23年4月1日から10月31日までの間にありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	179(24.7)	39(10.7)	20(14.0)	4(12.9)	4(10.3)
イ いいえ	537(75.3)	325(89.3)	123(86.0)	27(87.1)	35(89.7)

- (2) 保健室登校の児童生徒への校内の支援体制の組織は整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	585(82.0)	268(73.6)	86(60.1)	14(45.2)	17(43.6)
イ いいえ	128(18.0)	96(26.4)	57(39.9)	17(54.8)	22(56.4)

9 健康相談等について

- (1) 教員による朝の健康観察を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	30(96.8)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	1(3.2)	0(0)

- (2) 児童生徒の心身の健康に関して、健康相談を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	675(94.7)	342(94.0)	143(100)	28(90.3)	39(100)
イ いいえ	38(5.3)	22(6.0)	0(0)	3(9.7)	0(0)

- (3) 健康相談を実施するための校内の体制が整備されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	627(87.9)	308(84.6)	130(90.9)	25(80.6)	31(79.5)
イ いいえ	86(12.1)	56(15.4)	13(9.0)	6(19.4)	8(20.5)

- (4) 児童生徒の心身の健康問題解決のため、地域の関係機関と連携を図りましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	591(82.9)	314(86.3)	117(81.8)	21(67.7)	36(92.3)
イ いいえ	122(17.1)	50(13.7)	26(18.2)	10(32.3)	3(7.7)

10 養護教諭による「保健の授業」について

- (1) 学級活動等で教員と養護教諭がチームを組んで保健の授業を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	522(73.2)	124(34.1)	7(4.9)	3(9.7)	26(66.7)
イ いいえ	191(26.8)	240(65.9)	136(95.1)	28(90.3)	13(33.3)

- (2) 養護教諭が兼任発令を受けて、保健の授業を担当しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	17(2.4)	5(1.4)	0(0)	0(0)	0(0)
イ いいえ	696(97.6)	359(98.6)	143(100)	31(100)	39(100)

11 学校環境衛生活動について

- (1) 学校環境衛生活動のため(検査の実施及び検査場所の指示、検査結果の確認を含む)、学校薬剤師は何回来校していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0回	4(0.6)	5(1.4)	1(0.7)	0(0)	0(0)
イ 1回	72(10.1)	45(12.4)	22(15.4)	2(6.5)	1(2.6)
ウ 2回	114(16.0)	54(14.8)	37(25.9)	5(16.1)	7(17.9)
エ 3回	133(18.7)	77(21.2)	39(27.3)	13(41.9)	9(23.1)
イ 4回以上	390(54.7)	183(50.3)	44(30.8)	11(35.5)	22(56.4)

- (2) 学校環境衛生基準に基づく検査結果について、基準に合致しなかった項目がありましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	119(16.7)	90(24.7)	29(20.3)	4(12.9)	9(23.1)
イ いいえ	594(83.3)	274(75.3)	114(79.7)	27(87.1)	30(76.9)

(3) (2) でアの場合、その項目は何ですか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 換気及び保湿等	47(6.6)	44(12.1)	22(15.4)	1(3.2)	4(10.3)
イ 採光及び照明	48(6.7)	40(11.0)	14(9.8)	2(6.5)	2(5.1)
ウ 騒音	11(1.5)	6(1.6)	2(1.4)	0(0)	0(0)
エ 飲料水等の水質・施設設備	27(3.8)	18(4.9)	8(5.6)	3(9.7)	1(2.6)
オ 学校の清潔	16(2.2)	12(3.3)	4(2.8)	1(3.2)	0(0)
カ ネズミ、衛生害虫等	22(3.1)	8(2.2)	1(0.7)	2(6.5)	2(5.1)
キ 教室等の備品の管理	5(0.7)	5(1.4)	1(0.7)	0(0)	0(0)
ク 水泳プールの水質・施設設備の衛生状態	55(7.7)	25(6.9)	7(4.9)	2(6.5)	3(7.7)

12 飲料水の管理について

(1) 夏季休業中、毎日(教職員・児童生徒がいない日を除く)受水槽(高架水槽を含む)を通過した給水栓水の残留塩素を測定しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	679(95.2)	357(98.1)	125(87.4)	25(80.6)	32(82.1)
イ いいえ	23(3.2)	4(1.1)	18(12.6)	6(19.4)	7(17.9)
ウ 受水槽がない	11(1.5)	3(0.8)	0(0)	0(0)	0(0)

(2) (1) でアの場合、その記録はしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	679(95.2)	357(98.1)	125(87.4)	25(80.6)	32(82.1)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(3) 校内にある冷水器の水の水質検査(残留塩素、外観、臭気、味等)を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 実施している	168(23.6)	115(31.6)	36(25.2)	6(19.4)	2(5.1)
イ 実施していない	26(3.6)	30(8.2)	10(7.0)	4(12.9)	0(0)
イ 冷水器がない	519(72.8)	219(60.2)	97(67.8)	21(67.7)	37(94.9)

13 農薬の使用について

農薬を使用して「樹木の殺虫」や「雑草の除草」を行う場合、事前に児童生徒や保護者・近隣の住民に周知をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 周知した	344(48.2)	145(39.8)	38(26.6)	6(19.4)	4(10.3)
イ 周知していない	29(4.1)	18(4.9)	18(12.6)	9(29.0)	6(15.4)
ウ 農薬は使用しない	340(47.7)	201(55.2)	86(60.1)	16(51.6)	29(74.3)

14 光化学スモッグについて

(1) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校内において全教職員がその発令について知る方法が確立されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

- (2) 光化学スモッグ予報等が発令された場合、学校で対応すべき内容について、全教職員が理解し対応していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

IV 学校安全

※学校安全計画（学校安全の全体計画、学校安全の年間計画）

1 学校安全年間計画について（学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務付け）

学校安全年間計画の見直し時期はいつですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事終了の都度	200(28.1)	50(13.7)	11(7.7)	1(3.2)	4(10.3)
イ 学期終了時	26(3.6)	24(6.6)	4(2.8)	0(0)	3(7.7)
ウ 年度末	487(68.3)	290(79.7)	129(90.2)	30(96.8)	32(82.1)

2 危機管理マニュアルについて（学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務付け）

《防災の内容》

- (1) 学校防災マニュアルの見直しをいつ行いますか。（行いましたか。）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事(訓練)終了の都度	194(27.2)	56(15.4)	9(6.3)	3(9.7)	4(10.3)
イ 学期終了時	25(3.5)	26(7.1)	7(4.9)	1(3.2)	2(5.1)
ウ 年度末	275(38.6)	188(51.6)	82(57.3)	18(58.1)	20(51.3)
エ 東日本大震災後	219(30.7)	94(25.8)	54(37.8)	9(29.0)	17(43.6)
オ 行っていない	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

- (2) 学校防災マニュアルには避難所(避難場所)として学校の対応が記載されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	613(86.0)	309(84.9)	137(95.8)	28(90.3)	32(82.1)
イ いいえ	100(14.0)	55(15.1)	6(4.2)	3(9.7)	7(17.9)

- (3) 市町村の防災担当者と年1回以上連絡をとっていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	538(75.5)	261(71.7)	123(86.0)	18(58.1)	30(76.9)
イ いいえ	175(24.5)	103(28.3)	20(14.0)	13(41.9)	9(23.1)

- (4) 県教育委員会で作成した「学校防災マニュアル」（平成23年9月作成）のひな型を職員研修で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	500(70.1)	247(67.9)	142(99.3)	30(96.8)	38(97.4)
イ いいえ	213(29.9)	117(32.1)	0(0)	0(0)	0(0)

《防犯の内容》

- (5) 不審者対応(防犯)マニュアルの見直し時期はいつですか。

(学校保健安全法「平成21年4月」で策定を義務付け)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 行事(訓練)終了の都度	325(45.6)	48(13.2)	10(7.0)	3(9.7)	14(35.9)
イ 学期終了時	20(2.8)	22(6.0)	2(1.4)	0(0)	0(0)
ウ 年度末	368(51.6)	294(80.8)	131(91.6)	28(90.3)	25(64.1)

3 交通安全指導について

(1) 朝の会・帰りの会・SHR等で指導を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	30(96.8)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	1(3.2)	0(0)

(2) 学級活動・LHRでの一学年あたりの平均年間指導時数は何時間ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 0時間	6(0.8)	4(1.1)	6(4.2)	3(9.7)	2(5.1)
イ 1～2時間	311(43.6)	236(64.8)	91(63.6)	22(71.0)	22(56.4)
ウ 3～4時間	316(44.3)	109(29.9)	33(23.1)	5(16.1)	12(30.8)
エ 5時間以上	80(11.2)	15(4.1)	13(9.1)	1(3.2)	3(7.7)

(3) 学年行事・学校行事での年間の指導回数は何回ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1回	172(24.1)	108(29.7)	51(35.7)	14(45.2)	15(38.5)
イ 2回	90(12.6)	63(17.3)	23(16.1)	4(12.9)	4(10.3)
ウ 3回以上	451(63.3)	193(53.0)	69(48.6)	13(41.9)	20(51.3)

(4) 交通安全指導の中で、危険回避・予測等の内容を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	697(97.8)	332(91.2)	128(89.5)	26(83.9)	35(89.7)
イ いいえ	16(2.2)	32(8.8)	15(10.5)	5(16.1)	4(10.3)

(5) 交通安全指導の中で自転車の乗り方についての指導時間を確保していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	32(82.1)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7(17.9)

(6) (5)でアの場合、どのように指導していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 毎年全ての学年で実施	126(17.7)	275(75.5)	103(72.0)	20(64.5)	7(17.9)
イ 毎年特定の学年で実施	575(80.6)	47(12.9)	10(7.0)	0(0)	8(20.5)
ウ 隔年で実施	9(1.3)	5(1.4)	2(1.4)	0(0)	1(2.6)
エ その他	3(0.4)	37(10.2)	21(14.7)	4(12.9)	15(38.5)

(7) 〈小中学校のみ回答〉児童生徒にヘルメットを着用させていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 着用させている。	129(18.1)	83(22.8)	*	*	*
イ 自転車通学者の着用	27(3.8)	87(23.9)	*	*	*
ウ 着用させていない。	557(78.1)	194(53.3)	*	*	*

(8) 加害交通事故に関して、保護者等に保険の加入について情報提供をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	216(30.3)	201(55.2)	128(89.5)	17(54.8)	19(48.7)
イ いいえ	497(69.7)	163(44.8)	14(9.8)	14(45.2)	20(51.3)

4 防災指導について

(1) 防災に関する避難訓練の年間実施回数は何回ですか。

項目 / 校種		小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
火災	ア 0回	8(1.1)	7(1.9)	4(2.8)	3(9.7)	0(0)
	イ 1回	306(42.9)	190(52.2)	117(81.8)	28(90.3)	27(69.2)
	ウ 2回	283(39.7)	130(35.7)	20(14.0)	0(0)	9(23.1)
	エ 3回以上	116(16.3)	37(10.2)	1(0.7)	0(0)	3(7.7)
震災	ア 0回	7(1.0)	6(1.6)	17(11.9)	5(16.1)	0(0)
	イ 1回	285(40.0)	182(50.0)	110(76.9)	25(80.6)	27(69.2)
	ウ 2回	275(38.6)	142(39.0)	13(9.1)	1(3.2)	9(23.1)
	エ 3回以上	146(20.5)	34(9.3)	1(0.7)	0(0)	3(7.7)

(2) 避難訓練で実施している内容を全て選択してください。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難	705(98.9)	363(99.7)	143(100)	30(96.8)	39(100)
イ 救助袋等の降下訓練	132(18.5)	35(9.6)	88(61.5)	2(6.5)	6(15.4)
ウ 消火訓練	317(44.5)	156(42.9)	116(81.1)	12(38.7)	25(64.1)
エ 救命訓練(講習)	160(22.4)	67(18.4)	42(29.4)	5(16.1)	8(20.5)
オ 講話	582(81.6)	305(83.8)	124(86.7)	25(80.6)	33(84.6)
カ その他	111(15.6)	46(12.6)	28(19.6)	4(12.9)	8(20.5)

(3) 避難訓練で、消防署の協力を得ていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	510(71.5)	242(66.5)	139(97.2)	19(61.3)	38(97.4)
イ いいえ	203(28.5)	122(33.5)	4(2.8)	12(38.7)	1(2.6)

(4) 緊急地震速報を利用した避難訓練を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	426(59.7)	214(58.8)	41(28.7)	6(19.4)	13(33.3)
イ いいえ	287(40.3)	150(41.2)	102(71.3)	25(80.6)	26(66.7)

(5) 防災(自然災害・火災)について、どんな機会に指導していますか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 避難訓練の前後	703(98.6)	349(95.9)	137(95.8)	29(93.5)	37(94.9)
イ 教科の中で	266(37.3)	114(31.3)	26(18.2)	8(25.8)	0(0)
ウ HR活動	465(65.2)	202(55.5)	42(29.4)	8(25.8)	13(33.3)
エ その他	51(7.2)	28(7.7)	14(9.8)	5(16.1)	6(15.4)

(6) 防災(地震・火災)に関する指導時間総数は、年間何時間ですか。

※避難訓練も1単位時間に換算して計上する。

※事前・事後の指導や教科、LHR等で実施しているものも全て計上する。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 1時間	14(2.0)	13(3.6)	18(12.6)	4(12.9)	3(7.7)
イ 2～3時間	332(46.6)	216(59.3)	103(72.0)	27(87.1)	25(64.1)
ウ 4時間以上	367(51.5)	135(37.1)	22(15.4)	0(0)	11(28.2)

(7) 防災に関する指導で、教材としてどのようなものを使用しましたか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 埼玉県作成中学生用教材 埼玉県作成危機管理防災教材	94(13.2)	182(50.0)	16(11.2)	2(6.5)	3(7.7)
イ 埼玉県教育委員会作成資料	86(12.1)	45(12.4)	19(13.3)	2(6.5)	0(0)
ウ インターネット配信	158(22.2)	99(27.2)	29(20.3)	4(12.9)	9(23.1)
エ 文部科学省作成資料 (平成21年度作成)	181(25.4)	73(20.1)	10(7.0)	3(9.7)	2(5.1)
オ 埼玉県教育委員会作成 安全教育指導資料	462(64.8)	191(52.8)	49(34.3)	9(29.0)	8(20.5)
カ 文部科学省作成 小中高防災教育教材	145(20.3)	75(20.6)	27(18.9)	2(6.5)	5(12.8)
キ その他	188(26.4)	71(19.5)	69(48.3)	20(64.5)	25(64.1)

(8) (7)でアの場合

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 初めて使用した	37(5.2)	48(13.2)	8(5.6)	1(3.2)	0(0)
イ これまでにも使用した	57(8.0)	134(36.8)	10(7.0)	1(3.2)	3(7.7)

(9) (7)でエの場合、職員の研修会で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	110(15.4)	39(10.7)	5(3.5)	2(6.5)	2(5.1)
イ いいえ	71(10.0)	34(9.3)	8(5.6)	1(3.2)	0(0)

(10) 〈小学校・特別支援学校のみ回答〉保護者への引渡し訓練を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	685(96.1)	*	*	*	12(30.8)
イ いいえ	28(3.9)	*	*	*	27(69.2)

5 防犯教育について

(1) 不審者対応をねらいとした避難訓練を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	520(72.9)	102(28.0)	13(9.1)	2(6.5)	25(64.1)
イ いいえ	193(27.1)	262(72.0)	130(90.9)	29(93.5)	14(35.9)

(2) 児童・生徒の防犯意識の向上のため、児童生徒の防犯教室(校長、教職員による講話、担任による指導等や護身術など実技的な防犯訓練を含む)を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	128(89.5)	31(100)	31(79.5)
イ いいえ	0(0)	0(0)	15(10.5)	0(0)	7(17.9)

(3) (2)でアの場合、防犯教室の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員	244(34.2)	203(55.8)	86(60.1)	17(54.8)	18(46.2)
イ 警察官	222(31.1)	87(23.9)	19(13.3)	4(12.9)	8(20.5)
ウ 教職員と警察官	209(29.3)	60(16.5)	18(12.6)	6(19.3)	5(12.8)
エ その他	38(5.3)	14(3.9)	1(0.7)	0(0)	0(0)

- (4) 教職員の防犯意識の向上のため、教職員の防犯に関する研修を実施しましたか。
(前項目の「防犯教室」を含む)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	479(67.2)	176(48.4)	48(33.6)	10(32.3)	33(84.6)
イ いいえ	234(32.8)	188(51.7)	95(66.4)	21(67.7)	6(15.4)

- (5) (4)でアの場合、防犯研修の指導者は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員	170(23.8)	102(28.0)	38(26.6)	7(22.6)	7(17.9)
イ 警察官	218(30.6)	52(14.3)	6(4.2)	2(6.5)	22(56.4)
ウ 教職員と警察官	67(9.4)	17(4.7)	2(1.4)	1(3.2)	5(12.8)
エ その他	24(3.4)	5(1.4)	1(0.7)	0(0)	0(0)

- (6) 地域安全マップの見直しをしましたか。(平成20年度に全小中学校で作成済み)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 既に作成・見直し	581(81.5)	284(78.0)	20(14.0)	3(9.7)	11(28.2)
イ 新たに作成	47(6.6)	17(4.7)	13(9.1)	2(6.5)	3(7.7)
ウ 既に作成・見直しなし	85(11.9)	63(17.3)	44(30.8)	8(25.8)	11(28.2)

- (7) 地域安全マップの作成・見直し(協力・助言を含む)をしたのは誰ですか。
(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 児童	280(39.3)	9(2.5)	0(0)	0(0)	0(0)
イ 生徒	4(0.6)	110(30.2)	9(6.3)	1(3.2)	0(0)
ウ 教職員	652(91.4)	335(92.0)	71(49.7)	11(35.5)	22(56.4)
エ 保護者	445(62.4)	159(43.7)	9(6.3)	2(6.5)	4(10.3)
オ スクールガード・リーダー、スクールガード	239(33.5)	18(5.0)	0(0)	0(0)	0(0)
カ その他	21(2.9)	14(3.9)	4(2.8)	1(3.2)	1(2.6)

- (8) 地域安全マップの内容はどれに該当しますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 防犯のみ(子ども110番の家マップ含む)	57(8.0)	36(9.9)	1(0.7)	0(0)	3(7.7)
イ 交通安全だけの内容	34(4.8)	66(18.1)	29(20.3)	6(19.4)	7(17.9)
ウ 防災だけの内容	4(0.6)	4(1.1)	7(4.9)	1(3.2)	4(10.3)
エ 防犯と交通安全	449(63.0)	173(47.5)	25(17.5)	4(12.9)	4(10.3)
オ 防犯と防災	12(1.7)	12(3.3)	1(0.7)	1(3.2)	1(2.6)
カ 交通安全と防災	19(2.7)	30(8.2)	7(4.9)	0(0)	3(7.7)
キ 防犯・交通安全・防災	138(19.4)	43(11.8)	8(5.6)	0(0)	3(7.7)

(9) 地域安全マップの配布先はどこですか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 保護者	544(76.3)	278(76.4)	49(34.3)	7(22.6)	17(43.6)
イ 地域関係者	455(63.8)	152(41.8)	18(12.6)	1(3.2)	3(7.7)
ウ 近隣の小学校(私立含)	21(2.9)	46(12.6)	1(0.7)	0(0)	0(0)
エ 近隣の中学校(私立含)	18(2.5)	12(3.3)	3(2.1)	1(3.2)	0(0)
オ 近隣の高等学校(私立含)	1(0.1)	1(0.3)	5(3.5)	0(0)	0(0)
カ 近隣の特別支援学校	0(0)	1(0.3)	1(0.7)	0(0)	1(2.6)

(10) 〈小学校のみ回答〉県教育委員会制作防犯教育用ビデオ「あんしん登下校」(平成18年度全小学校に配布)を視聴して、防犯教室・防犯指導を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	214(30.0)	*	*	*	*
イ いいえ	499(70.0)	*	*	*	*

6 通学路について(小・中学校のみ回答)

(1) 通学路を指定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	336(92.3)	*	*	*
イ いいえ	0(0)	27(7.4)	*	*	*

(2) (1)でアの場合、通学路の安全点検を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	336(92.3)	*	*	*
イ いいえ	0(0)	0(0)	*	*	*

(3) (1)でアの場合、通学路の安全パトロールを実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	336(92.3)	*	*	*
イ いいえ	0(0)	0(0)	*	*	*

(4) (3)でアの場合、校舎内に学校安全ボランティア(スクールガード)の待機場所がありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	299(41.9)	49(13.5)	*	*	*
イ いいえ	414(58.1)	287(78.9)	*	*	*

(5) 通学班登校を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	700(98.2)	1(0.3)	*	*	*
イ いいえ	13(1.8)	362(99.5)	*	*	*

(6) 登下校でスクールバス等(借上等も含む)を利用(一部利用も含む)していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	39(5.5)	9(2.5)	*	*	*
イ いいえ	674(94.5)	354(97.3)	*	*	*

7 子ども110番の家について

く(1)～(3)は小学校のみ回答、(4)は、設置されている小中学校のみ回答

(1) 設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	710(99.6)	*	*	*	*
イ いいえ	3(0.4)	*	*	*	*

(2) (1)でアの場合、学区内に何カ所設置されていますか。

小学校	56,092カ所
-----	----------

(3) (1)でアの場合、「子ども110番の家」はどこから依頼していますか。
(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学校	482(67.6)	*	*	*	*
イ 市町村	108(15.1)	*	*	*	*
ウ 市町村教育委員会	132(18.5)	*	*	*	*
エ その他	90(12.7)	*	*	*	*

(4) 「子ども110番の家」と連携をしていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	674(94.5)	202(55.5)	*	*	*
イ いいえ	36(5.0)	105(28.9)	*	*	*

8 学校安全管理について

(1) 安全点検は法令(学校保健安全法施行規則)では、毎学期1回以上行うことが定められていますが、どのような期間に実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学期1回	8(1.1)	22(6.0)	126(88.1)	27(87.1)	2(5.1)
イ 月1回	627(87.9)	315(86.5)	17(11.9)	3(9.7)	37(94.9)
ウ 月1回以上	78(11.0)	27(7.4)	0(0)	1(3.2)	0(0)

(2) 法令(学校保健安全法施行規則)に則り、必要があるとき(台風や学校行事等)には、臨時に安全点検を実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(3) 児童生徒に防火シャッターや防火扉等の安全指導を行っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	29(74.4)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	10(25.6)

(4) 防犯カメラを設置していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	294(41.2)	149(40.9)	26(18.2)	2(6.5)	1(2.6)
イ いいえ	419(58.8)	215(59.1)	117(81.8)	29(93.5)	38(97.4)

(5) 防犯のための警備員が配置されていますか。(夜間警備を除く)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	87(12.2)	12(3.3)	1(0.7)	0(0)	1(2.6)
イ いいえ	626(87.8)	352(96.7)	142(99.3)	31(100)	38(97.4)

(6) (5) でアの場合、どのような警備員ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 専門の警備員	68(9.5)	12(3.3)	2(1.4)	0(0)	1(2.6)
イ ボランティアの警備員	7(1.0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
ウ その他	12(1.7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(7) 学校内でAEDの点検責任者が決められていますか。また、AEDは学校に何台設置されていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	143(100)	31(100)	39(100)
設置台数	741	376	201	48	45
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(8) (7) でアの場合、救急蘇生法の講習会(AED講習を含む)を学校で実施しましたか。(設置時の業者による説明は除く)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	321(88.2)	128(89.5)	24(77.4)	39(100)
イ いいえ	0(0)	43(11.8)	15(10.5)	6(3.2)	0(0)

(9) (8) でアの場合、対象は誰ですか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 教職員	700(98.1)	240(65.9)	47(32.9)	15(48.4)	37(94.9)
イ 児童・生徒	0(0)	11(3.0)	6(4.2)	2(6.5)	2(5.1)
ウ 教職員及び児童・生徒	13(1.8)	70(19.2)	76(53.1)	7(22.6)	1(2.6)

(10) (8) でアの場合、どこに講師を依頼しましたか。(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 消防署	555(77.8)	253(69.5)	101(70.6)	19(61.3)	29(74.4)
イ 日本赤十字社	41(5.8)	11(3.0)	14(9.8)	3(9.7)	8(20.5)
ウ その他	121(17.0)	59(16.2)	20(14.0)	2(6.5)	3(7.7)

(11) 〈高等学校のみ回答〉保健の授業以外(長期休業前等)で救急蘇生法(AEDの使用方法を含む)についての指導をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	*	*	99(69.2)	9(29.0)	2(5.1)
イ いいえ	*	*	44(30.8)	22(71.0)	3(7.7)

(12) 県教育委員会で作成した安全教育指導資料(平成22年4月配布)の活用について(複数可)

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 学級活動やHRの参考資料として使用	404(56.7)	217(59.6)	67(46.9)	12(38.7)	10(25.6)
イ 学級活動やHRの学習カード・学習資料として使用	45(6.3)	22(6.0)	4(2.8)	1(3.2)	0(0)
ウ 教員研修の資料として使用	291(40.8)	137(37.6)	50(35.0)	10(32.2)	11(28.2)
エ その他	87(12.2)	48(13.2)	36(25.2)	9(29.0)	14(35.9)

V 食育・学校給食（高等学校については学校給食実施校のみ回答）

1 食に関する指導（食育）全体計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	651(91.3)	299(82.1)	0(0)	8(25.8)	13(33.3)
イ いいえ	62(8.7)	65(17.9)	0(0)	22(71.0)	20(51.3)

2 学校給食全体計画(健康教育の全体計画としての作成を含む)を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	638(89.5)	303(83.2)	0(0)	12(38.7)	17(43.6)
イ いいえ	75(10.5)	61(16.8)	0(0)	18(58.1)	16(41.0)

3 食に関する指導又は、学校給食年間指導計画を作成していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	639(89.6)	312(85.7)	0(0)	12(38.7)	27(69.2)
イ いいえ	74(10.4)	52(14.3)	0(0)	18(58.1)	6(15.4)

4 行事給食や交流給食などの給食活動について

(1) 行事給食（七夕・お月見等）を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	502(70.4)	192(52.8)	0(0)	23(74.2)	30(76.9)
年間実施回数	3,258	1,184	0	111	285
イ いいえ	211(29.6)	172(47.3)	0(0)	7(22.6)	3(7.7)

(2) 交流給食を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	586(82.2)	49(13.5)	0(0)	6(19.4)	13(33.3)
年間実施回数	2,519	758	0	188	198
イ いいえ	127(17.8)	315(86.5)	0(0)	24(77.4)	19(48.7)

(3) 児童生徒が選択できる給食（バイキング給食、セレクト給食等）を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	475(66.6)	138(37.9)	0(0)	10(32.3)	20(51.3)
年間実施回数	1,111	230	0	198	47
イ いいえ	238(33.4)	226(62.1)	0(0)	20(64.5)	13(33.3)

5 地場産物（地域、県内産農畜水産物）を活用した献立（米、小麦、牛乳以外）による給食を週平均何回実施していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 毎回	150(21.0)	73(20.1)	0(0)	6(19.4)	6(15.4)
イ 週3～4回	224(31.4)	121(33.2)	0(0)	8(25.8)	10(25.6)
ウ 週1～2回	193(27.1)	91(25.0)	0(0)	11(35.5)	12(30.8)
エ 週1回未満	146(20.5)	78(21.4)	0(0)	4(12.9)	5(12.8)

6 家庭・地域と連携した学校給食の実施について（複数可）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 招待給食を実施している	272(38.2)	30(8.2)	0(0)	2(6.5)	2(5.1)
イ 親子給食を実施している	129(18.1)	3(0.8)	0(0)	2(6.5)	2(5.1)
ウ 試食会を実施している	642(90.0)	153(42.0)	0(0)	16(51.6)	31(79.5)
エ 調理講習会を実施	103(14.5)	31(8.5)	0(0)	0(0)	5(12.8)
オ 給食だより等情報提供	532(74.6)	287(78.9)	0(0)	20(64.5)	24(61.5)
カ その他	29(4.1)	24(6.6)	0(0)	3(9.7)	2(5.1)

7 6でアの場合 招待者は誰ですか。（複数可）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 地域の敬老会	94(13.2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
イ 本の読み聞かせ団体	67(9.4)	1(0.3)	0(0)	0(0)	0(0)
ウ 学習支援ボランティア	107(15.0)	5(1.4)	0(0)	0(0)	2(5.1)
エ 交通指導委員	65(9.1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
オ 民生児童委員	49(6.9)	5(1.4)	0(0)	0(0)	0(0)
カ 自治会（地域）関係者	66(9.3)	5(1.4)	0(0)	1(3.2)	0(0)
キ 学校評議員	167(23.4)	28(7.7)	0(0)	1(3.2)	1(2.6)
ク その他	90(12.6)	14(3.9)	0(0)	2(6.5)	1(2.6)

8 学級活動または自立活動（給食の時間の指導は含めない）における「学校給食に関する題材」の年間指導時数は平均何時間ですか。

※全学年での実施数÷（小学校は6・中学校は3）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア 0時間	24(3.4)	78(21.4)	0(0)	21(67.7)	12(30.8)
イ 1～2時間	548(76.9)	260(71.4)	0(0)	7(22.6)	18(46.2)
ウ 3～4時間	115(16.1)	23(6.3)	0(0)	1(3.2)	2(5.1)
エ 5～6時間	10(1.4)	2(0.6)	0(0)	0(0)	0(0)
オ 7時間以上	16(2.2)	0(0)	0(0)	0(0)	1(2.6)

9 家庭科や体育科、学級活動など、各教科等において学習指導要領に基づく「食に関する指導（食育）」を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	699(98.0)	350(96.2)	0(0)	21(67.7)	22(56.4)
イ いいえ	14(2.0)	14(3.9)	0(0)	9(29.0)	11(28.2)

10 総合的な学習の時間において「食に関する指導（食育）」の計画がありますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校（全）	高校（定）	特別支援学校
ア はい	517(72.5)	154(42.3)	0(0)	8(25.8)	8(20.5)
イ いいえ	196(27.5)	210(57.7)	0(0)	22(71.0)	25(64.1)

11 食に関する指導と関連して、野菜づくりなどの農業体験を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	675(94.7)	240(65.9)	0(0)	3(9.7)	23(59.0)
イ いいえ	38(5.3)	124(34.1)	0(0)	27(87.1)	10(25.6)

12 11でアの場合 収穫した農作物を給食で食べましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	271(38.0)	53(14.6)	0(0)	2(6.5)	11(28.2)
イ いいえ	404(56.7)	187(51.4)	0(0)	3(9.7)	13(33.3)

13 学級活動や教科等で、教員と栄養教諭・学校栄養職員がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	512(71.8)	128(35.2)	0(0)	6(20.0)	19(48.7)
イ いいえ	201(28.2)	236(64.8)	0(0)	24(80.0)	14(35.9)

14 学級活動や教科等で、教員と養護教諭がチームを組んで食に関する授業を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	229(32.1)	40(11.0)	0(0)	5(16.7)	6(15.4)
イ いいえ	484(67.9)	324(89.0)	0(0)	25(83.3)	27(69.2)

15 学校栄養職員を特別非常勤講師制度により活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	154(21.6)	49(13.5)	0(0)	0(0)	4(10.3)
イ いいえ	559(78.4)	315(86.5)	0(0)	30(100)	29(74.4)

16 食に関する内容（食育）で、校内研修を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	198(27.8)	58(15.9)	0(0)	1(3.3)	6(15.4)
イ いいえ	515(72.2)	306(84.1)	0(0)	29(96.7)	27(69.2)

17 朝食の大切さについて、保護者会等で保護者に説明していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	0(0)	29(96.7)	33(84.6)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	1(3.3)	0(0)

18 食育の啓発ルームや食育相談室、啓発掲示コーナーを設けて児童生徒や保護者に食の大切さ等を啓発しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校 (全)	高校 (定)	特別支援学校
ア はい	603(84.6)	261(71.7)	*	19(63.3)	29(74.4)
イ いいえ	110(15.4)	103(28.3)	*	11(36.7)	3(7.7)

19 18でアの場合、どのような啓発方法ですか。（複数可）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 啓発ルーム	40(5.6)	3(0.8)	0(0)	0(0)	1(2.6)
イ 食育相談室	12(1.7)	2(0.6)	0(0)	0(0)	7(17.9)
ウ 掲示コーナー	542(76.0)	229(62.9)	0(0)	15(48.4)	21(53.8)
エ 各種たよりの発行	402(56.4)	155(42)	0(0)	14(45.1)	14(35.9)
オ その他	47(6.6)	11(3.0)	0(0)	2(6.5)	4(10.3)

20 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、児童生徒と食に関する個別相談活動を実施しましたか。（肥満やアレルギー等のほか、好き嫌いのなくし方や魚の上手な食べ方など身近な相談も含む）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	450(63.1)	197(54.1)	0(0)	18(58.1)	24(61.5)
イ いいえ	263(36.9)	167(45.9)	0(0)	12(38.7)	8(20.5)

21 20でアの場合、週平均何回実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア 2回以下	399(56.0)	181(49.7)	0(0)	13(41.9)	20(51.3)
イ 3～4回	38(5.3)	10(2.8)	0(0)	4(12.9)	3(7.7)
ウ 5～6回	12(1.7)	4(1.1)	0(0)	0(0)	0(0)
エ 7回以上	1(0.1)	2(0.6)	0(0)	1(3.2)	1(2.6)

22 養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員が、食物アレルギーや肥満傾向などのある児童生徒の保護者と食に関する個別相談活動を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	516(72.4)	197(54.1)	0(0)	14(45.2)	26(66.7)
イ いいえ	197(27.6)	167(45.9)	0(0)	16(51.6)	7(17.9)

23 県教育委員会で作成した資料の活用について

(1) 県教育委員会が作成した「小学校中学年用食育学習教材：楽しく食べてけんこうな生活」（平成19年度作成）を授業等で活用しましたか。（小学校のみ回答）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	*	*	*	*
イ いいえ	0(0)	*	*	*	*

(2) 「すぐ使える言葉がけ事例集」（平成20年度作成）を授業等で活用しましたか。（小・中学校のみ回答）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	329(46.1)	93(25.6)	*	*	*
イ いいえ	384(53.9)	271(74.5)	*	*	*

(3) 「早寝・早起き・朝ごはん」チェックカード（平成20年度作成）を授業等で活用しましたか。（小・中学校のみ回答）

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	445(62.4)	143(39.2)	*	*	*
イ いいえ	268(37.6)	221(60.7)	*	*	*

- (4) 「誰でもつくれる朝ごはんメニュー集」(平成23年度作成)を子どもたちに紹介しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	0(0)	9(29.0)	19(48.7)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	21(67.7)	14(35.9)

- (5) (4)でアの場合 授業等で活用しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	386(54.1)	162(44.5)	0(0)	1(3.2)	5(12.8)
イ いいえ	327(45.9)	202(55.5)	0(0)	8(25.8)	12(30.8)

24 「弁当の日」について

- (1) 学校給食において「弁当の日」(平成19年度策定)を実施しましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	167(23.4)	58(15.9)	0(0)	1(3.2)	3(7.7)
イ いいえ	546(76.6)	306(84.1)	0(0)	29(93.5)	30(76.9)

- (2) 学校給食において『子ども自らつくる「弁当の日」』(平成22年度策定)を学校行事等で設定していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	59(8.3)	23(6.3)	0(0)	1(3.2)	4(10.3)
イ いいえ	654(91.7)	341(93.7)	0(0)	29(93.5)	29(74.4)

- 25 児童生徒の嘔吐物のため汚れた食器具等の衛生的な処理方法について全教職員が知っていますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	713(100)	364(100)	0(0)	30(96.4)	33(84.6)
イ いいえ	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

26 次の食育月間・週間での取組について

- (1) 6月の食育月間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	240(33.7)	110(30.2)	0(0)	3(9.7)	9(23.1)
イ いいえ	473(66.3)	254(69.8)	0(0)	27(87.1)	24(61.5)

- (2) 毎月19日を「食育の日」として、保護者等へ啓発していますか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	378(53.0)	140(38.5)	0(0)	6(19.4)	16(41.0)
イ いいえ	335(47.0)	224(61.5)	0(0)	24(77.4)	17(43.6)

- (3) 6月、11月の彩の国学校給食月間(平成10年から実施)において、全校集会等で取組をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	377(52.9)	170(46.7)	0(0)	7(22.6)	12(30.8)
イ いいえ	336(47.1)	194(53.3)	0(0)	23(74.2)	21(53.8)

- (4) 1月の学校給食週間において、全校集会等で取組をしましたか。

項目 / 校種	小学校	中学校	高校(全)	高校(定)	特別支援学校
ア はい	609(85.4)	234(64.3)	0(0)	9(29.0)	18(46.2)
イ いいえ	104(14.6)	130(35.7)	0(0)	21(67.7)	15(38.5)

Ⅱ 研究委嘱校・表彰校等一覧

1 研究委嘱校・地域等一覧

(* 埼玉県学校保健推進ガイドライン作成(平成21年度)以降
平成20年度以前については保健体育課ホームページで閲覧可能)

(1) 埼玉県教育委員会研究委嘱地域等

ア 子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業モデル指定地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	北本市教育委員会	市内全小・中学校	みんなで学び、みんなで関わる北本っ子の健康～アレルギー、感染症について理解を深めよう、発達段階に応じた健康課題に取り組もう～
平成21年度	菖蒲町教育委員会	菖蒲町立菖蒲小学校	健康な生活を送るために主体的に取り組める子～「生活リズム」「食習慣」「運動習慣」の3つの観点からの取組～

イ 高校生の交通安全教育推進事業

委嘱年度	委 嘱 校	
平成21年度	県立本庄北高等学校	県立皆野高等学校
平成22年度	県立桶川高等学校	県立秩父高等学校
平成23年度	県立羽生実業高等学校	県立富士見高等学校

ウ 食育推進地域

委嘱年度	教育委員会名	委嘱地域(校)	研究テーマ・研究内容
平成21年度	上尾市教育委員会	東小学校	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～
	鳩ヶ谷市教育委員会	市内 全小・中学校	心豊かに生きる力を育む食育 －望ましい食習慣の育成－
	所沢市教育委員会	明峰小学校 和田小学校 東所沢小学校 南小学校	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成
平成22年度	川口市教育委員会	本町小学校	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～
平成23年度	羽生市教育委員会	市内 全小・中学校	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう！みんなの食育～

(2) 文部科学省等研究指定等

研究領域	地域・学校名	研究主題等	年度
歯と口の健康づくり	川越市立東中学校	自ら進んで主体的に健康づくりに取り組む生徒の育成 －基本的生活習慣の定着を目指した歯・口の健康づくりに関する指導－	平成21年度 ～22年度
栄養教諭を中核とした食育推進事業	上尾市教育委員会	「食」で育てよう 豊かな人間性 ～自ら健康づくりにはげむ東っ子の育成～	平成21年度
	鳩ヶ谷市教育委員会	心豊かに生きる力を育む食育 －望ましい食習慣の育成－	
	所沢市教育委員会	学校とともに地域ぐるみで 食の楽しさ、大切さ、関心を持つ子どもの育成	
	川口市教育委員会	「食」ではぐくもう 豊かな心 ～食の大切さを学び、 生活に生かそうとする本町っ子の育成～	平成22年度
	羽生市教育委員会	子どもたちの今を知り、今を変える羽生市の食育 ～できることから始めよう！みんなの食育～	平成23年度

2 全国・埼玉県表彰校一覧

表彰類別			平成23年度	平成22年度		
全 国 表 彰	全 日 本 学 校 歯 科 保 健	優 秀 校	文部科学大臣賞 日本学校歯科医会会長賞 日本歯科医師会会長賞	【日本学校歯科医師会会長賞】 羽生市立羽生北小学校	【日本学校歯科医師会会長賞】 川口市立南中学校 【日本歯科医師会会長賞】 羽生市立新郷第一小学校	
		優良校等	優 良 校	【奨励校】 さいたま市立針ヶ谷小学校 羽生市立羽生南小学校 羽生市立西中学校 加須市立昭和中学校	【奨励校】 さいたま市立常盤小学校 上尾市立大谷中学校 埼玉県立特別支援学校埼玉一学園	
	学校給食優良学校		文部科学大臣賞	伊奈町立小室小学校 さいたま市立三橋小学校	川口市立芝富士小学校 春日部市立八木崎小学校	
	健康教育推進学校 (日本学校保健会)		最 優 秀 校	深谷市立深谷西小学校	埼玉県立久喜特別支援学校	
			優 秀 校	羽生市立新郷第一小学校 県立川島ひばりが丘特別支援学校	川口市立西中学校 さいたま市立岸町小学校	
			優 良 校	川口市立本町小学校 さいたま市立常盤小学校 さいたま市立大宮南中学校	戸田市立戸田第一小学校 春日部市立富多小学校 さいたま市立常盤小学校	
	全日本交通安全		優 良 学 校	熊谷市立久下小学校	越谷市立越ヶ谷小学校	
	県 表 彰	学校保健		優 良 学 校	上尾市立今泉小学校 川口市立戸塚綾瀬小学校 川口市立本町小学校 川口市立柳崎小学校 さいたま市立岸町小学校 川口市立十二月田中学校	川口市立朝日東小学校 川口市立戸塚北小学校 川口市立東領家小学校 さいたま市立常盤小学校 羽生市立新郷第一小学校 深谷市立深谷西小学校 深谷市立深谷西小学校 川口市立南中学校
		学校安全		優 良 学 校	川口市立安行小学校 川口市立神根小学校 川口市立領家小学校 川口市立芝中学校	川口市立青木中央小学校 川口市立舟戸小学校 さいたま市立沼影小学校 さいたま市立上大久保中学校
		学校給食		優 良 学 校	春日部市立上沖小学校 川口市立幸町小学校 川口市立新郷小学校 川口市立戸塚南小学校 さいたま市立三橋小学校 さいたま市立田島中学校	川口市立芝富士小学校 川口市立並木小学校 川口市立本町小学校 川口市立前川東小学校 深谷市立深谷小学校 埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校
学 校 歯 科 保 健 コ ン ク ー ル	特別表彰校		特 別 表 彰	羽生市立新郷第一小学校 羽生市立羽生北小学校 上尾市立大谷中学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	羽生市立新郷第一小学校 羽生市立羽生北小学校 羽生市立西中学校 羽生市立南中学校	
	最 優 秀 校		小 規 模 校	羽生市立村君小学校	羽生市立岩瀬小学校	
			中 規 模 校	加須市立加須北中学校	上尾市立大谷中学校	
			大 規 模 校	さいたま市立桜木小学校 加須市立加須平成中学校	羽生市立羽生南小学校 加須市立加須平成中学校	
			大 規 模 校	川口市立本町小学校 熊谷市立富士見中学校	さいたま市立常盤小学校 加須市立昭和中学校	
	優 秀 校		小 規 模 校	さいたま市立野田小学校	鴻巣市立赤見台第一小学校	
			中 規 模 校	羽生市立川俣小学校 宮代町立百間中学校 宮代町立前原中学校	加須市立樋遣川小学校 宮代町立百間中学校 久喜市立栗橋西中学校	
			中 規 模 校	さいたま市立仲本小学校	羽生市立手子林小学校	
			中 規 模 校	羽生市立手子林小学校 羽生市立東中学校 川口市立幸並中学校	さいたま市立仲本小学校 さいたま市立上大久保中学校 川口市立安行東中学校	
			大 規 模 校	さいたま市立常盤小学校 川口市立並木小学校 加須市立昭和中学校 杉戸町立杉戸中学校	さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立中尾小学校 川口市立南中学校 さいたま市立土合中学校	
大 規 模 校			さいたま市立常盤小学校 川口市立並木小学校 加須市立昭和中学校 杉戸町立杉戸中学校	さいたま市立針ヶ谷小学校 さいたま市立中尾小学校 川口市立南中学校 さいたま市立土合中学校		

Ⅲ 健康教育関係参考図書及びビデオ等一覧

1 参考図書等一覧

<学校保健>

(★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能)

名 称	発 行	発行年月
学校における性教育の考え方進め方	文部省	平成11年3月
学校保健委員会マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成12年2月
薬物乱用防止教育指導事例集	埼玉県教育委員会	平成13年3月
養護教諭が行う健康相談活動の進め方	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
養護教諭の特性を生かした保健学習・保健指導の基本と実際	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
みんなんでいきるために ―エイズ教育参考資料―	(財) 日本学校保健会	平成13年3月
実践力を育てる中学校保健学習のプラン ―新学習指導要領に基づく授業の展開―	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
意志決定・行動選択の力を育てる高等学校保健学習のプラン ―新学習指導要領に基づく授業の展開―	(財) 日本学校保健会	平成13年9月
性感染症予防に関する指導マニュアル	文部科学省	平成14年4月
養護教諭が行う心と体への健康相談活動実践のためのQ&A	埼玉県教育委員会	平成15年3月
定期健康診断における 結核検診マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
小学校保健学習の指導と評価 ―目標に準拠した評価が分かる具体的な展開例―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
中学校保健学習の指導と評価 ―授業計画の作成から評価までの実際―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
高等学校保健学習の指導と評価 ―生徒・授業を変える評価への転換―	(財) 日本学校保健会	平成15年2月
学校保健ハンドブック	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(中学校編)	(財) 日本学校保健会	平成16年3月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(高校編)	(財) 日本学校保健会	平成16年8月
喫煙飲酒薬物乱用防止に関する指導参考資料(小学校編)	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
健康相談活動実践事例集 かたりすと	埼玉県教育委員会	平成16年3月
学校における薬物相談マニュアル	埼玉県教育委員会	平成16年7月
学校における感染症発生時の対応	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成17年3月
学校薬剤師の薬物乱用防止講演資料集	埼玉県教育委員会 埼玉県学校薬剤師会	平成17年11月
喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料	埼玉県教育委員会	平成17年11月
「児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査」報告書	埼玉県教育委員会	平成17年2月
ゆたかな身体と心を育むための「望ましい生活習慣づくり」改訂版	(財) 日本学校保健会	平成17年2月
学校歯科保健参考資料 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	文部科学省	平成17年3月
児童生徒の健康診断マニュアル	(財) 日本学校保健会	平成18年11月
なるほど保健学習	埼玉県教育委員会 埼玉県学校保健会	平成18年11月
子どものメンタルヘルスの理解とその対応	(財) 日本学校保健会	平成19年2月
学校における性教育実践のための事例集	埼玉県教育委員会	平成19年3月
IT機器の使用が子どもの心に及ぼす影響について	★埼玉県学校保健会	平成19年6月
教育機関における特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル	埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	★(財) 日本学校保健会	平成20年3月
薬物乱用防止教室マニュアル<改訂>	(財) 日本学校保健会	平成20年4月
「新学習指導要領に基づく」これからの小学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「新学習指導要領に基づく」これからの中学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年2月
「思考力の育成を重視した」これからの高等学校保健学習	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年3月
保健室経営計画作成の手引	(財) 日本学校保健会	平成21年4月
学校における性教育実践のための事例集Ⅱ	埼玉県教育委員会	平成21年3月
学校における水泳プールの保健衛生管理	(財) 日本学校保健会	平成21年5月
知識を活用した保健学習―性に関する指導編―	埼玉県教育委員会	平成23年2月
知識を活用した保健学習―感染症編―	埼玉県教育委員会	平成24年2月

＜学校安全＞

（★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能）

名 称	発 行	発行年月
学校におけるこれからの交通安全教育の進め方	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成12年3月
組織活動を生かした学校安全 －家庭や地域社会との連携の在り方－	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成13年3月
地域と結ぶ学校防災推進事業実施報告書	埼玉県教育委員会	平成13年3月
幼児児童生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル －不審者による事故発生時における対応事例－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
幼児児童生徒の安全確保に係る措置事例集 －より安全な学校（園）とするために－	埼玉県教育委員会	平成13年7月
改訂版 学校安全Q&A ー生活安全編ー	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成14年3月
学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	文部科学省	平成15年2月
新学習指導要領にもとづいた学級における安全指導の展開	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成15年3月
学校の安全管理に関する取組事例集	文部科学省	平成15年10月
不審者から子どもを守る対応マニュアル	埼玉県教育委員会	平成15年12月
高校生のための交通安全教育指導案集	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成18年3月
地域安全マップ作製マニュアル	埼玉県教育委員会	平成18年5月
学校における交通安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成19年3月
危機管理・防災に関する教材及び指導展開例（中学生用）	★埼玉県（危機管理課）	平成19年3月
防犯教育実践事例集ー地域安全マップ集ー	★埼玉県教育委員会	平成19年3月
地域・関係諸機関と連携した安全教育の推進	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成20年3月
「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	★文部科学省	平成22年3月
安全教育指導資料	★埼玉県教育委員会	平成22年3月
高等学校「学校安全点検の手引き」	★埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校安全教育研究会	平成22年3月
子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー	★文部科学省	平成22年7月
小・中学校安全点検要領（五訂版）	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成23年3月
県立学校版 学校防災マニュアル ～安心安全な学校づくりのために～	★埼玉県教育委員会	平成23年9月
学校における防災教育の実際 ～大規模災害に備えて～	埼玉県教育委員会 埼玉県安全教育研究協議会	平成24年3月
平成23年度 「緊急地震速報を利用した避難訓練の取組」 ～熊谷地方気象台と埼玉県教育委員会の連携～	★埼玉県教育委員会・熊谷市教育委員会 熊谷地方気象台	平成24年3月

＜学校給食＞

（★は発行元ホームページから閲覧、ダウンロードが可能）

名 称	発 行	発行年月
学校給食の手引 給食主任必携	埼玉県教育委員会	平成10年3月
平成12年度学校給食（関係資料）	日本体育・学校健康センター	平成13年1月
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（医療費・学校給食費）事務手引	埼玉県教育委員会	平成13年2月
改訂 学校給食の手引き ー管理運営編ー	埼玉県教育委員会	平成17年3月
学校における食育推進指針モデル「進めよう食育」	★埼玉県教育委員会	平成19年3月
小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」	★埼玉県教育委員会	平成20年3月
学校給食調理場における手洗いマニュアル	★文部科学省	平成20年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART I	★文部科学省	平成21年3月
学校給食における食中毒防止Q&A	日本スポーツ振興センター	平成21年3月
栄養教諭による食に関する指導実践事例集	★文部科学省	平成21年3月
学校給食未納防止徴収マニュアル	埼玉県教育委員会	平成21年9月
食に関する指導の手引 ～第一次改訂版～	★文部科学省	平成22年3月
調理場における洗浄・消毒マニュアル PART II	★文部科学省	平成22年3月
衛生管理&調理技術マニュアル	★文部科学省	平成23年3月
食に関する指導 誰でもつくれる朝ごはんメニュー集 ～児童生徒の朝食欠食率の改善を目指して～	★埼玉県教育委員会	平成23年8月

2 ビデオ等一覧

<学校保健>

名	称	発行
薬物乱用防止教材ビデオ	NO! 脳からの警告 中学校用 24分 VHS	文部省
ストップ・ザ・薬物	～自分をだいにしよう～ 薬物乱用防止教育ビデオ(小学校用) 28分 VHS	日本学校保健会
育てたい生きる力	喫煙・飲酒・薬物乱用防止のために 薬物乱用防止教育指導者用ビデオ 58分 VHS	日本学校保健会
DRUG (研修用)	文部科学省選定作品 2001年度作品 113分 VHS	青少年育成国民会議
暗雲を吹き払う風	(高校生用) 薬物乱用防止教育教育教材CD-ROM	文部科学省
薬物乱用防止教室	効果的な指導のために	文部科学省
まさかの未来	(小・中・高等学校用) 30分 VHS	財団法人日本交通管理技術協会
ダメ。ゼッタイ。「薬物乱用SOS!」	VHS	財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター
ドラッグの真実	DVD	東京都福祉保健局

<学校安全>

名	称	発行
あんしん登下校	(小学生用) 18分 VHS	埼玉県教育委員会
ビジュアル版	幸せ運ぼう～阪神・淡路大震災から学ぶ～	「ビジュアル版 幸せ運ぼう」制作委員会
子どもを事件・事故災害から守るためにできることは	DVD	文部科学省
生徒を事件・事故災害から守るためにできることは	DVD	文部科学省
災害から命を守るために～防災教育教材(小学生用)	DVD	文部科学省
災害から命を守るために～防災教育教材(中学生用)	DVD	文部科学省
災害から命を守るために～防災教育教材(高校生用)	DVD	文部科学省

<学校給食>

名	称	発行
学校給食食中毒防止ビデオ	食中毒を根絶する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	常温放置を追放する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	水を制御する (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	汚染を広げない (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	これで安心学校給食 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	ドライ運用のカギは人 (21分)	日本体育・学校健康センター
〃	ノロウイルス食中毒への対策 (21分)	日本スポーツ振興センター
〃	安全でより豊かな学校給食のために (21分)	日本スポーツ振興センター
学校の管理下における	食物アレルギーへの対応 (45分) ～教職員の共通理解を深めるために～	日本スポーツ振興センター

IV 健康に関する相談機関等の連絡先

相談機関等名称（電話番号）	
※市町村の機関等については該当する市町村にお問い合わせください。	
各種健康相談	○県立精神保健福祉センター（048-723-1111） ○最寄りの保健所（※1） ○市町村保健センター
救急医療情報 児童虐待の通告	○埼玉県救急医療情報センター（048-824-4199） ○児童相談所（※2） ○市町村福祉関係課 ○福祉事務所
教育相談	○県立総合教育センター（保護者用番号 048-874-2525） ○市町村教育委員会相談担当
非行問題等	○埼玉県警察少年サポートセンター（048-865-4152）

- ※1【保健所】 鴻巣保健所（048-541-0249） 川口保健所（048-262-6111） 狭山保健所（04-2954-6212）
朝霞保健所（048-461-0468） 坂戸保健所（049-283-7815） 東松山保健所（0493-22-0280）
秩父保健所（0494-22-3824） 本庄保健所（0495-22-6481） 熊谷保健所（048-523-2811）
加須保健所（0480-61-1216） 春日部保健所（048-737-2133） 草加保健所（048-925-1551）
幸手保健所（0480-42-1101） 川越市保健所（049-227-5101） さいたま市保健所（048-840-2205）
- ※2【児童相談所】 中央児童相談所（048-775-4152） 南児童相談所（048-885-4152）
川越児童相談所（049-223-4152） 所沢児童相談所（04-2992-4152）
熊谷児童相談所（048-521-4152） 越谷児童相談所（048-975-4152）
さいたま市児童相談所（048-840-6107）

V 関係機関等の連絡先一覧（平成24年4月1日現在）

名称・所在地	電話番号	FAX番号
埼玉県教育局県立学校部保健体育課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	(総務担当) 048-830-6965 (健康教育担当 保健・安全) 048-830-6963 (食育・学校給食担当) 048-830-6968	048-830-4971
独立行政法人日本スポーツ振興センター東京支所 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号	03-5410-9165	03-5410-9136
(財)埼玉県学校給食会 364-0011 北本市朝日2-288	048-592-2115	048-592-2496
埼玉県環境部大気環境課 330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号	048-830-3062	048-815-5651
埼玉県保健医療部	048-830-3557	048-830-4809
疾病対策課（感染症対策担当）		
食品安全課（監視・食中毒担当）	048-830-3611	048-824-2194
薬務課（薬物対策担当）	048-830-3633	048-830-4806
薬務課（薬事計画・AED推進担当）	048-830-3624	048-830-4806
健康づくり支援課（食育・歯科担当）	048-830-3581	048-830-4804
330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号		

実践事例等資料協力校等一覧

< 学校保健 > 寄居町立鉢形小学校

< 学校給食 > 羽生市教育委員会

所沢市立明峰小学校

八潮市立大瀬小学校

平成24年度 埼玉県学校健康教育必携 第12号

編集発行 埼玉県教育局県立学校部保健体育課

課 長 久保 正美
主席指導主事 秋本 文子

【健康教育担当】 048-830-6963
主 幹 丹戸 秀行
指 導 主 事 橋本 雅之
指 導 主 事 鈴木 美江
指 導 主 事 三浦 伸之
指 導 主 事 山中 久夫
指 導 主 事 若松 洋子
主 査 石川 敏教

【学校給食担当】 048-830-6968
指 導 主 事 川島 規行
主 査 加納 陽子

平成24年3月発行

印刷所 株式会社 信陽堂
住 所 さいたま市浦和区常盤2-7-7
電 話 048-829-2828

